

市民との協働による持続可能なまちづくり



第五次
北本市
総合振興計画
後期基本計画
令和4年度 》 令和7年度

緑にかこまれた健康な文化都市

〈 市民一人ひとりが輝くまち 北本 〉

北本市
kitamoto city



「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現に向けて

北本市は、平成 29 年 3 月に「第五次北本市総合振興計画基本構想」および「第五次北本市総合振興計画前期基本計画」を策定し、人口減少や少子高齢化への対応策をはじめとして、福祉、都市基盤の整備、産業の振興等数々の政策を計画的に進めてまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対してウィズコロナ・ポストコロナを見据えた取組とともに、SDGs、カーボンニュートラル、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の実現へ向けて、従来の取組からの劇的な転換が求められる等、社会環境は大きく変化してきました。また、本市の重要な行政課題である人口や財政規模に応じた公共施設の適正化や地域の福祉課題に対する重層的支援体制の構築等を着実に進めていく必要もございます。

そのような中、このたび、令和 4 年度から令和 7 年度までを期間とする「第五次北本市総合振興計画後期基本計画」を策定いたしました。

策定に当たりましては、市民意識調査を実施し、新型コロナウイルス感染症による市民生活や市内経済等への影響を確認するとともに、市民ワークショップ「地方創生に向けた若者会議」を開催し、北本市の「未来のあるべき姿」について市民の皆様から多くの貴重な御意見を頂くことができました。また、北本市総合振興計画審議会の開催や、パブリック・コメント手続の実施等の市民参画手続を行いながら、北本市議会への意見照会等を経て、本計画をまとめたところです。

特に、「後期基本計画の方向性」では、今後の 4 年間を見据え、本市の特長である豊富な自然環境や自然災害への高い強度を生かした「“みどり”豊かで災害に強いまち」を目指すことや、人と人がつながり交流する地域社会づくりを通して多様な活力を生み出すこと等により、「市民との協働による持続可能なまちづくり」を基本理念に「緑にかこまれた健康な文化都市」を実現していく道筋を示しました。

今後は、本計画に基づき住民の皆様の幸福度を重視した市政運営を行い、誰もが自信と誇りをもって、生涯活躍することができるまちとなるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの方からの御支援、御協力を頂きましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後とも市政に対し、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

北本市長

三宮幸雄

目次

第五次北本市総合振興計画後期基本計画

I 序論	1
1 計画策定に当たって.....	2
(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の期間と構成.....	4
2 基本理念と将来都市像.....	5
(1) 基本理念.....	5
(2) 将来都市像.....	5
3 将来人口.....	6
(1) 将来人口の目標.....	6
(2) 人口の変化を捉えたまちづくり.....	6
4 土地利用構想.....	6
(1) 土地利用の基本的な考え方.....	6
(2) 区分別の土地利用の方向性.....	7
(3) 土地利用構想図.....	8
5 計画策定の背景.....	9
(1) 北本市の特徴.....	9
(2) 社会環境の変化（時代潮流）.....	10
(3) 北本市の現状.....	13
(4) 市民意識等.....	23
(5) 前期基本計画の評価.....	27
(6) 人口ビジョンの検証.....	31
II 後期基本計画	33
1 後期基本計画の方向性.....	34
(1) 人口減少の主な要因.....	34
(2) 主な課題.....	35
(3) 将来都市像の実現へ向けて.....	36
(4) 5つの強化策.....	37
2 計画書のみかた.....	38
政策1 子どもの成長を支えるまち	41
1-1 子育て支援の充実.....	42
1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実.....	44
1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み.....	46
1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進.....	48
1-5 学校教育の充実.....	50
政策2 健康でいきいきと暮らせるまち	53
2-1 地域福祉の推進.....	54
2-2 保健・医療の充実.....	56
2-3 高齢者福祉の充実.....	58
2-4 障がい者福祉の充実.....	60
2-5 社会保障制度の適正な運営.....	62
2-6 生涯学習の推進.....	64
2-7 スポーツ活動の推進.....	66
政策3 みんなが参加し育てるまち	69
3-1 市民参画と協働の充実.....	70
3-2 暮らしを支える地域活動の支援.....	72
3-3 平和と人権の尊重.....	74
政策4 快適で安心・安全なまち	77
4-1 豊かな住環境の整備.....	78
4-2 バランスのある土地利用の推進.....	80
4-3 環境に優しいまちづくり.....	82
4-4 道路、上・下水道、河川の整備.....	84
4-5 防犯・交通・消費者対策の強化.....	86
4-6 消防・防災の充実.....	88

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

政策5	活力あふれるまち	91
5-1	農業・商業・工業の振興	92
5-2	文化財の活用・保護	94
5-3	就労対策の充実	96
政策6	健全で開かれたまち	99
6-1	市民との情報共有	100
6-2	適正な事務の執行	102
6-3	効果的かつ効率的な行財政運営の推進	104
政策7	人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト	107
7	人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト	108
	プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」	109
	プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」	111

第2期北本市 まち・ひと・しごと創生総合戦略..... 113

1	第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たって	114
(1)	まち・ひと・しごと創生総合戦略とは	114
(2)	第1期北本市総合戦略の進捗状況	115
(3)	第1期北本市総合戦略の評価	117
2	第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	118
(1)	第五次北本市総合振興計画後期基本計画との関係	118
(2)	計画期間	118
(3)	進行管理	118
(4)	基本目標の設定	118
(5)	横断的な目標の設定	119
3	第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標	120
(1)	目標の一覧	120
(2)	目標のみかた	121
(3)	基本目標および横断的な目標	122
	基本目標 1 稼ぐ産業と安定した雇用を創出する	122
	基本目標 2 新しい人の流れとつながりをつくる	124
	基本目標 3 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる	126
	基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	128
	横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進する	130
	横断的な目標 2 新しい時代の流れを力にする	132

資 料 編 133

1	第五次北本市総合振興計画基本構想	134
1.	目的と期間	134
2.	基本理念と将来都市像	134
3.	将来人口	135
4.	土地利用構想	135
5.	政策の大綱	138
2	第五次北本市総合振興計画後期基本計画の策定経過	144
3	北本市総合振興計画審議会・検討委員会等	146
(1)	北本市総合振興計画審議会規則	146
(2)	北本市総合振興計画審議会委員名簿	147
(3)	諮問・答申	148
(4)	北本市行政経営会議設置規程	153
(5)	第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会設置要綱	155
4	第五次北本市総合振興計画後期基本計画期間内に策定または改定する計画一覧	157
5	地方創生 SDGsローカル指標リスト	158
6	用語解説	161

I 序 論

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

北本市（以下「本市」という。）では、昭和 53 年度に最初の総合振興計画を策定して以来、長期的な展望を持って、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、五次にわたって総合振興計画を策定してきました。

この間の市政は、ベッドタウンとして人口が増加してきたことに伴い、都市機能の整備を中心として、“量的な成長”を重視したまちづくりから、人口が減少に転じたことを契機に、市民の心の豊かさを求めた“質的な成長”を重視するまちづくりへと、その役割が変化してきました。

こうした流れに沿って、平成 28 年度に「市民との協働による持続可能なまちづくり」を基本理念とした第五次北本市総合振興計画を策定し、市民と市とが一体となってまちづくりを進めていくことにより、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」の実現を目指すこととしました。そして、前期基本計画においては、目指すまちの姿や目標を成果指標等で具体的に提示し、市民と市とがまちづくりの方向と達成状況を共有しながら、取組を進めてきました。

今後において、こうした取組を継続しつつ、高齢化が進展し生産年齢人口が減少する社会環境の中、厳しさを増す財政の健全化を図っていくとともに、自然環境をはじめとする豊富な地域資源を生かした“若者を惹きつける”まちづくりを行うことが重要です。また、多発する自然災害への更なる安全の確保や、地球温暖化等の環境問題への対応のほか、日進月歩で進む技術革新への対策等を通して、誰もが暮らしやすいと感じ、未来にわたって活力を維持するまちづくりを計画的に行うため、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すものであり、北本市自治基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、第 4 条に定められた基本原則にのっとり策定するものです。

【北本市自治基本条例（一部抜粋）】

第 2 章 まちづくりの基本原則

第 4 条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第 4 章 市政運営

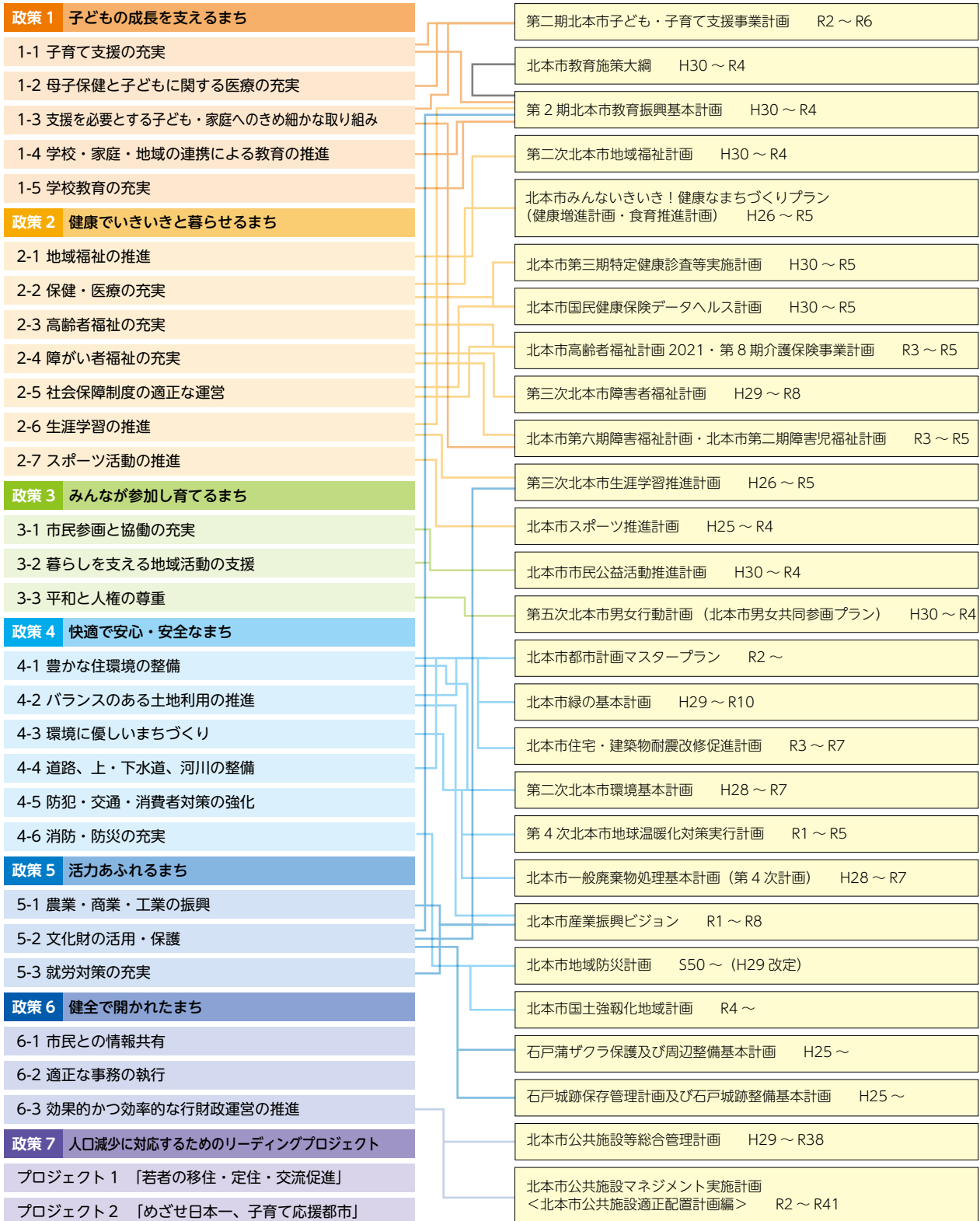
（総合計画等）

第 11 条 市は、第 4 条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

本計画に掲げる施策を進めていくに当たり、「施策内の計画」を位置づけ、これらの計画と基本事業により、具体的な取組を実行していきます。

[本計画の施策と「施策内の計画」との関係]



I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資料編

(3) 計画の期間と構成

第五次北本市総合振興計画は、基本構想および基本計画ならびに別に定める実施計画で構成します。

		期間（年度）									
		平成				令和					
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6
基本構想	<p>総合かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。</p> <p>計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。</p>	10年									
基本計画	<p>基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。</p> <p>計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。</p>	前期6年 後期4年									
実施計画	<p>基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。</p> <p>実施計画は、毎年度、向こう3年を計画期間として、別途策定します。</p>	3年 3年 3年									

2 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

市民との協働による持続可能なまちづくり

(2) 将来都市像

本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟へと向かい、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

3 将来人口

(1) 将来人口の目標

本市では、平成 17 年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計を基に、基本構想の中間年度である**令和 2 年度末人口は 66,000 人、最終年度である令和 7 年度末人口は 63,000 人**を目標とします。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和 40 年代から 50 年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路および上尾道路（上尾バイパス）等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点および北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置づけ、活力を創出します。

(2) 区分別の土地利用の方向性

住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用等にぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的にぎわいが高められるよう交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実ならびに周辺地域の発展および活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

沿道サービスゾーン

国道17号および南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

行政・文化拠点

市役所、児童館および文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

健康・スポーツ拠点

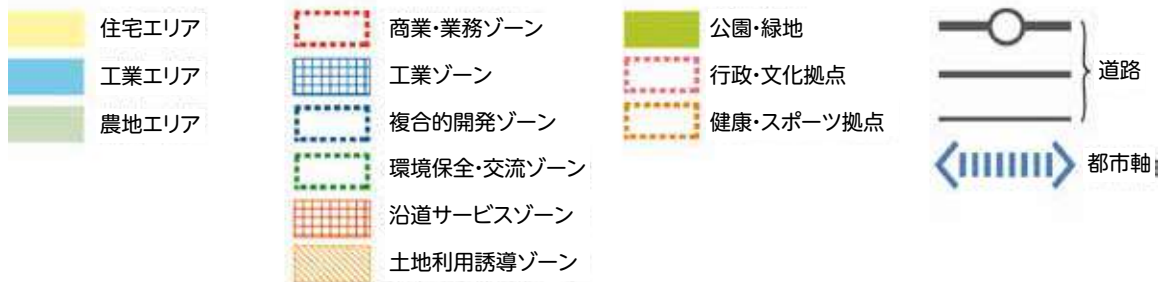
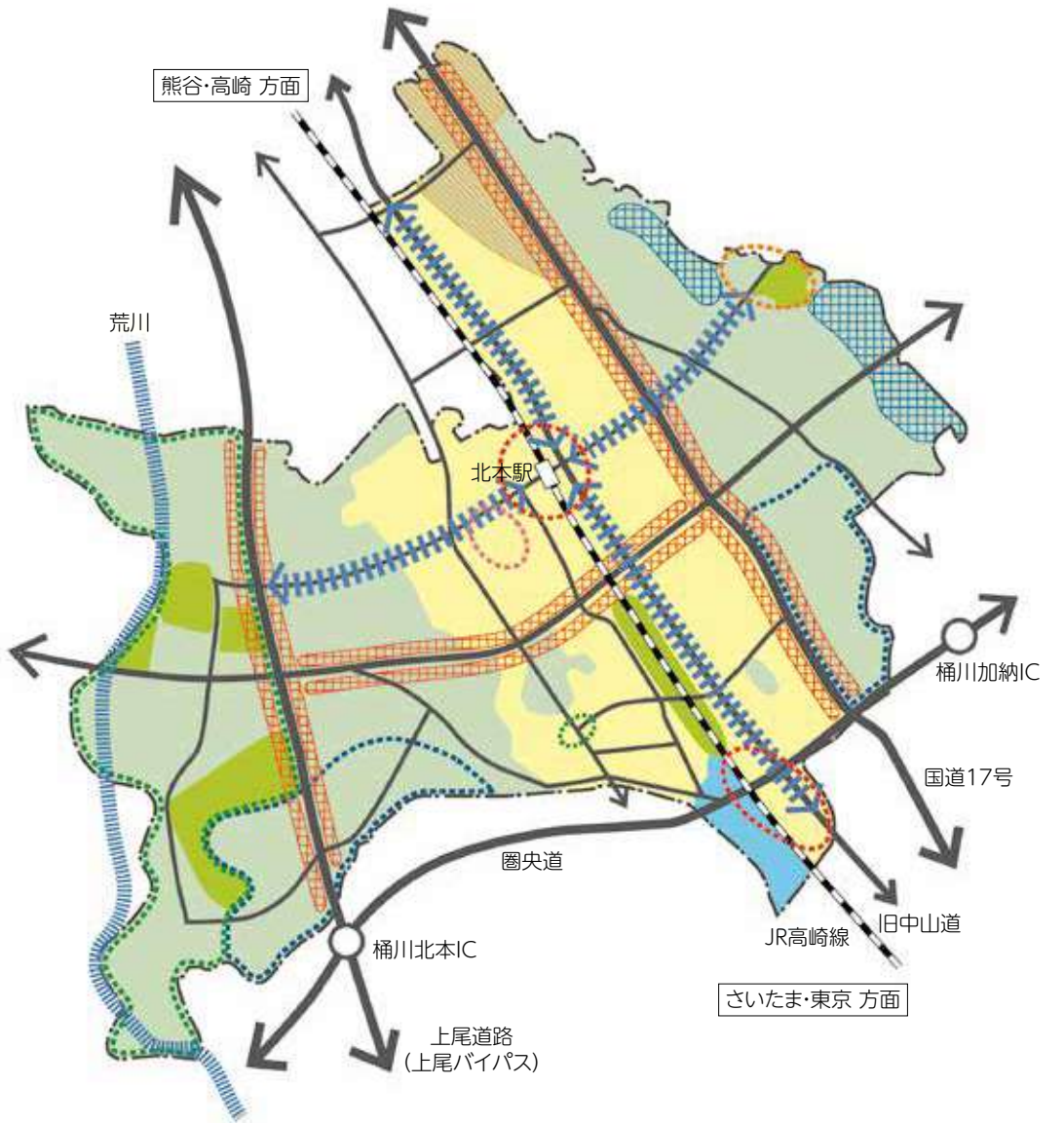
体育センターおよび北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

(3)
土地利用構想図



5 計画策定の背景

(1) 北本市の特徴

位置・地勢

本市は、埼玉県の中央部に位置し、北および東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接しています。江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に縦断し、西端には荒川が流れ、東西約 6.4 km、南北約 6.8 km、面積 19.82 km²とバランスの良いコンパクトな市域を有するまちです。

地盤が固く安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地上のほぼ平坦で居住に適した地形で、J R 高崎線の東西に市街地が形成され、その外側には緑豊かな田園地帯が広がっています。市域には、計画的に保存してきた雑木林が点在するほか、自然に親しめる公園や緑地、湧水を多く残している等、豊かな自然とともにある良好な住環境が形成されています。

沿革

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には 14 の村からなっていましたが、明治 22 年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和 18 年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境の下に、昭和 34 年に町村制施行により北本町となりました。

町村制施行当時は、人口 15,300 人、世帯数 2,849 世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊の都市として人口流入が進み、昭和 46 年に現在の独立行政法人都市再生機構による北本団地の開発もあいまって、人口は 33,561 人、世帯数 8,667 世帯となり、埼玉県の 33 番目の市として現在の北本市が誕生しました。

歴史・文化

本市には、縄文時代中期から後期にかけての遺跡で関東最大級の環状集落である「デーノタメ遺跡」、樹齢約 800 年といわれ国の天然記念物に指定されている「石戸蒲ザクラ」、室町時代中頃に築城されたと考えられている「石戸城跡」等、先人たちが築いてきた歴史や文化が多く残されています。

交通の状況

市の中央を J R 高崎線が走り、上野駅まで 45 分、新宿駅まで 48 分で結ばれています。さらに、平成 27 年 3 月には高崎線が東京駅に乗り入れ、東海道線への直通運転が始まり、交通利便性が一層高まりました。

主要な道路については、J R 高崎線と平行して国道 17 号が南北に通っています。また、平成 27 年 10 月には首都圏中央連絡自動車道が埼玉県内区間全線で開通し、新大宮バイパスに接続する上尾道路（上尾バイパス）の今後の整備と併せ、更なる発展が期待されます。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第 2 期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

資料編

(2) 社会環境の変化 (時代潮流)

人口減少、少子高齢化の進行と地方創生

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、地域・経済活動の縮小や担い手不足、社会保障費の増大等が懸念されています。また、東京圏*へ過度に人口が集中した結果、地方の活力が失われることに対する危機感が増大しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、テレワーク等の多様な働き方や地方への会社機能の移転、移住の動きが進んでいます。この状況を的確に捉え、地域の強みを生かした移住・定住の促進、関係人口*の拡大を図ることで、将来にわたって、誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

グローバル化の更なる進展とローカル・アイデンティティ*の深化

グローバル化は、世界中の社会・経済・文化の相互作用を激化させ、消費活動等の生活様式や地域経済等において、今までの国内や地域の枠組みを超えた活動や行動が求められる等、地域社会に多大な影響をもたらしています。今後、不可逆的なグローバル化を見据え、経済活動を中心に海外へ活路を見出す取組が必要である一方、地域の文化や伝統に培われた価値を基に、地域の資源を生み出すとともに磨き、市民とともに発信していく等、地域社会の発展に資する取組を進めていく必要があります。

デジタル社会（自治体等における DX*）の実現に向けた国の方針

国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定））を目指すとしています。このことにより、市の提供する行政サービスについて、デジタル技術やデータの活用による市民の利便性の向上とともに、AI*（人工知能）等の活用による業務の効率化を図ることが求められています。また、これらの先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れ、付加価値の創造と社会的課題の解決を図る Society5.0*の実現を見据えた取組が重要になっています。

安全・安心に対する関心の高まり

東日本大震災以降も、地震や台風、集中豪雨等による被害が発生しており、安全・安心に対する意識が高くなっています。このため、これまでに取り組んできた防災・減災の更なる強化に加え、地域機能の強靱化へ向けて自然災害のリスクマネジメントを行うことが求められています。

このほか、虐待やいじめ等の人権問題、オンライン取引に係るトラブル等をはじめとした消費者問題、防犯等、社会生活全般に対して安全・安心を確保する対策が求められており、住民同士のつながり・支え合いを通して、地域全体においても見守り合う取組が重要になっています。

環境問題への取組

世界における経済活動の拡大等により自然環境や生態系が損なわれ、将来にわたって地球温暖化の進行が懸念されています。こうした環境問題は、地球規模で取り組むべき課題であることから、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル*」を宣言し、その実現を目指しています。このことを受けて、本市の貴重な自然環境を守りながら、地域において経済が循環するとともに、自律分散型の社会を形成していく取組が求められています。

多様性への関心・重要性の高まりによる共生社会への希求

就労形態や生活様式、家族のあり方、コミュニケーションの方法等、一人ひとりが持つ価値観が多様化する中、地域や民族、性別・SOGI*（性的志向・性自認）、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切に、誰もが自分らしく生きるとともに、能力を発揮することのできる社会づくりを進めることが重要です。

SDGs 実現へ向けた取組

2015年に国連サミットにおいて全会一致により採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現へ向けた取組を行うことが求められています。SDGsを原動力として地域の強みと資源を有効活用した取組を行うことにより、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不要不急の外出の自粛や学校の休校等の要請がなされ、徹底して予防対策を行うとともに、医療体制を充実することが最優先に取り組みられました。また、コロナ禍の中では、テレワークやリモートでの交流、DX*が加速する等、新しい働き方や暮らし方が普及し、産業、教育、交流・体験活動等の様々な分野において、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた取組が求められています。

【SDGs とは】

SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「令和 12 (2030) 年までに、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標」のことで。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

第五次北本市総合振興計画後期基本計画では、新たに SDGs の視点を取り入れることとし、各施策・基本事業において、SDGs のゴール・ターゲットと結びついた成果指標・指標を設定することとします。

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー*平等を実現しよう	ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

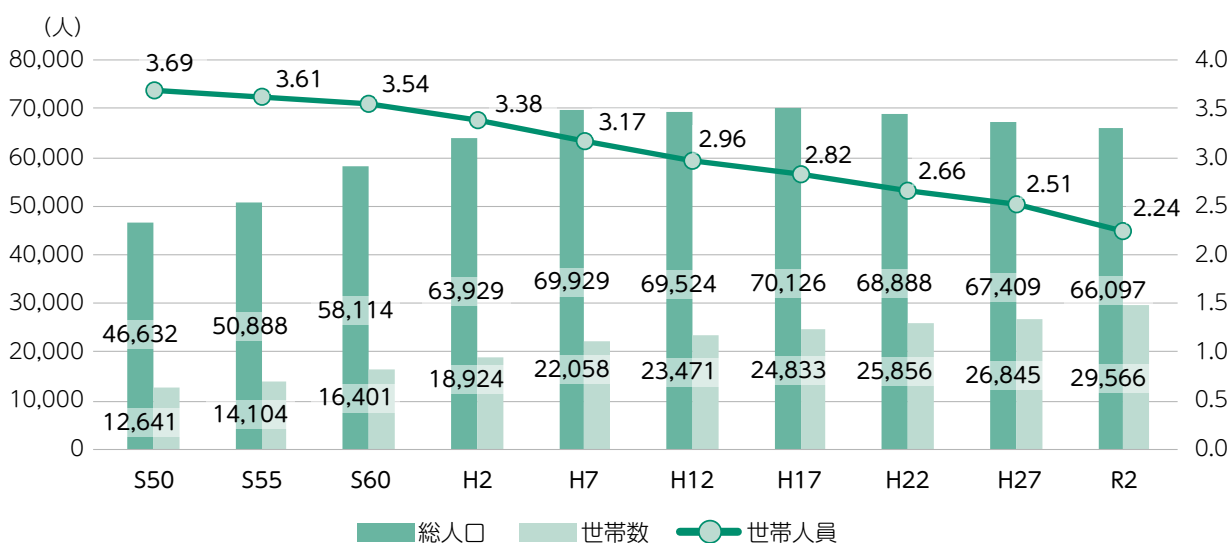
(3) 北本市の現状

① 人口・世帯の状況

● 総人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成7年まで増加が続き、その後は70,000人前後で推移していましたが、平成17年をピークに減少傾向に転じ、令和2年には約66,000人となっています。一方で、世帯数は増加が続いていますが、1世帯当たり人員は減少が続いています。

総人口・世帯数・世帯人員の推移



出典：S50～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳

● 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、核家族世帯は全体の約7割を占めていますが、その割合は減少傾向にあります。一方で、単身世帯が占める割合は増加し、近年では、高齢単身者世帯の割合が大きく増加しています。

世帯構成の推移

(単位：世帯)

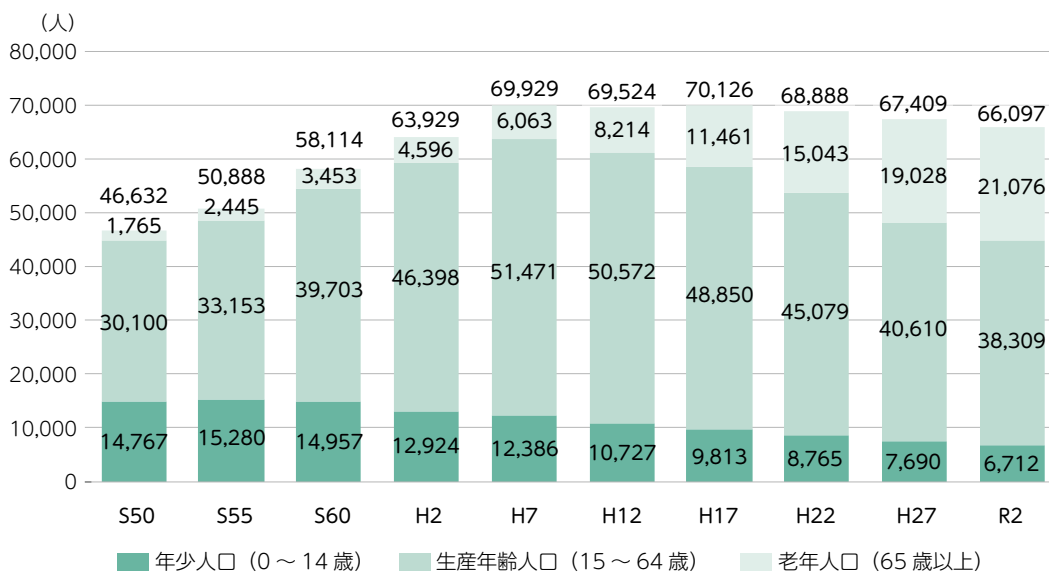
区分	H12	H17	H22	H27
一般世帯数	23,454	24,819	25,847	26,822
一般世帯数のうち核家族世帯	17,161	17,881	18,035	18,088
(割合)	(73.2%)	(72.0%)	(69.8%)	(67.4%)
一般世帯数のうち単身世帯	3,756	4,428	5,464	6,710
(割合)	(16.0%)	(17.8%)	(21.1%)	(25.0%)
単身世帯のうち高齢単身者世帯	769	1,196	1,835	2,765
(割合)	(20.5%)	(27.0%)	(33.6%)	(41.2%)

出典：国勢調査

●年齢3区分別人口の推移

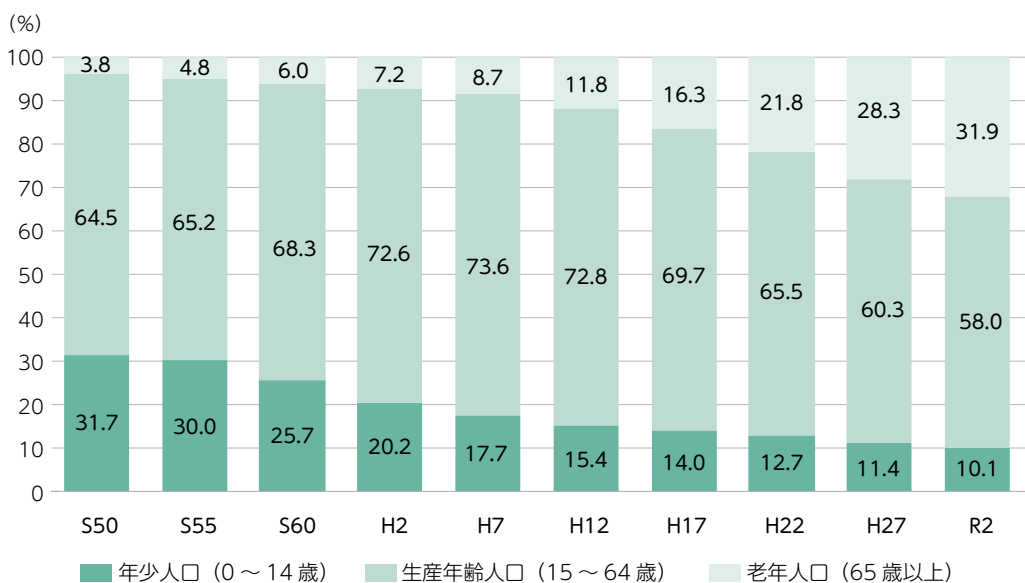
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢の3区分別に見ると、昭和60年には年少人口の減少が始まっています。また、生産年齢人口のピークは平成7年で、老年人口は増加し続けています。平成12年以降は、生産年齢人口が減少するとともに、老年人口が大きく増加しています。高齢化率は、平成22年には超高齢社会といわれる21%を超え、その後も上昇が続き、令和2年には約30%となり、約3人に1人が高齢者という状況です。

年齢3区分別人口の推移



出典：S50～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳

年齢3区分別人口構成比の推移



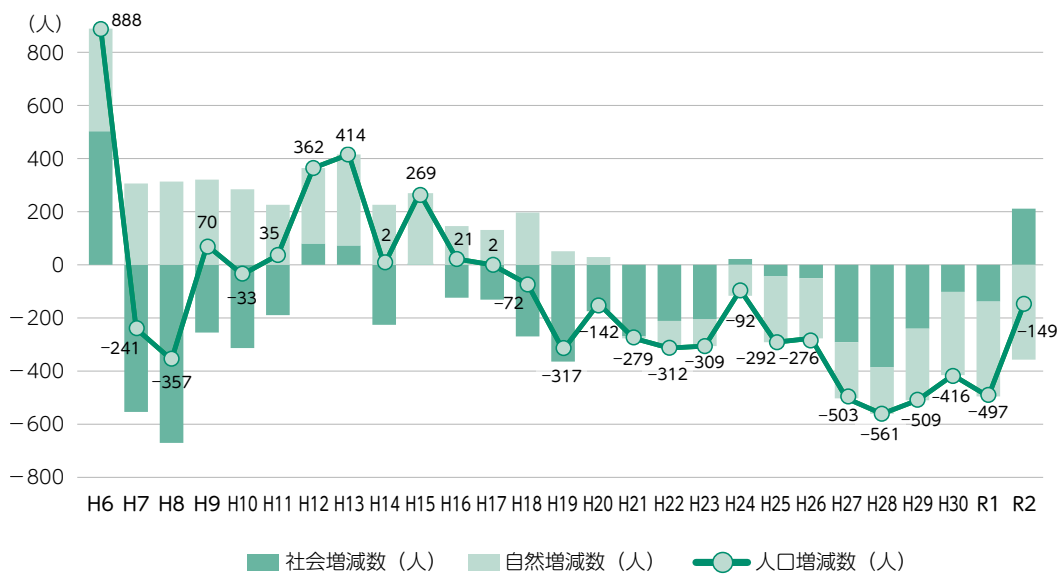
出典：S50～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳

●人口動態の推移

社会増減（転入－転出）は、平成6年までは大規模マンションの開発等による住宅供給を受けて大幅な転入超過が続き、それ以降は若年層の転出増加等の影響により、転出超過傾向が続いていましたが、令和2年の社会動態は転入超過となっています。

自然増減（出生－死亡）は、少子高齢化の進行や子育て世代である若年層を中心とした転出超過傾向の影響により、死亡数が出生数を上回り、平成21年以降は減少が続いています。

社会増減・自然増減の状況

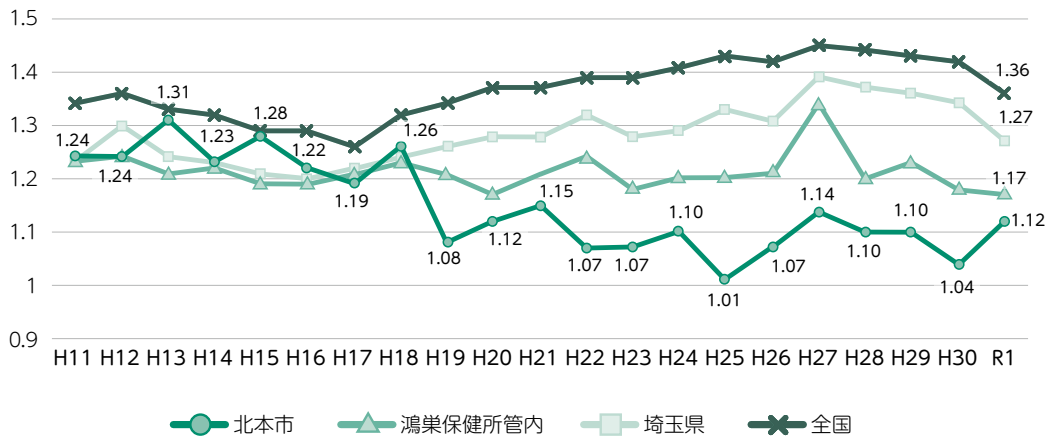


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査

●合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率*は、平成18年までは全国や埼玉県、鴻巣保健所管内の市町と比較して大きな差はありませんでしたが、平成19年に大きく低下して以降、1.1前後で推移しています。

合計特殊出生率*の推移



出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

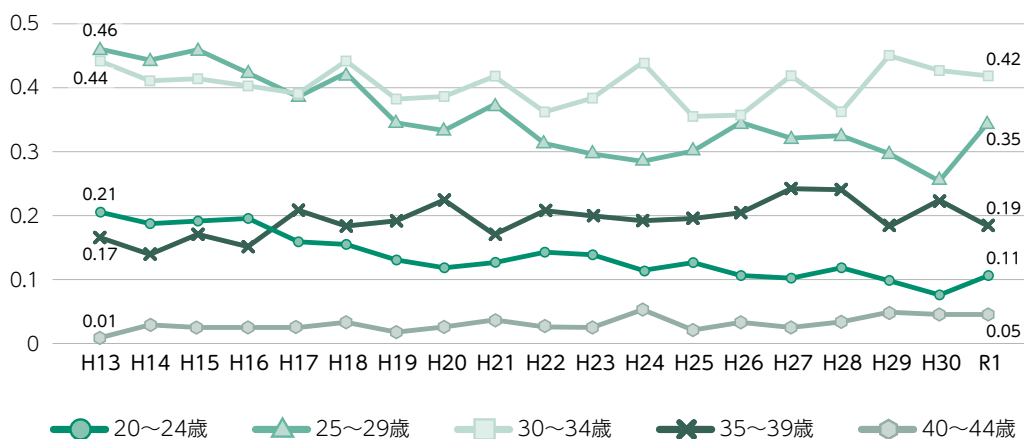
- I 序論
- II 後期基本計画
 - 政策 1
 - 政策 2
 - 政策 3
 - 政策 4
 - 政策 5
 - 政策 6
 - 政策 7
- 第2期北本市まち・心と・し・こと創生総合戦略
- 資料編

● 5歳階級別出生率・出生数の推移

女性の5歳階級別出生率の推移をみると、25歳から34歳までの出生率が高くなっています。そのうち20歳代の出生率が低下傾向にある一方、35歳から44歳までの出生率が上昇傾向にあり、晩産化の傾向がみられます。

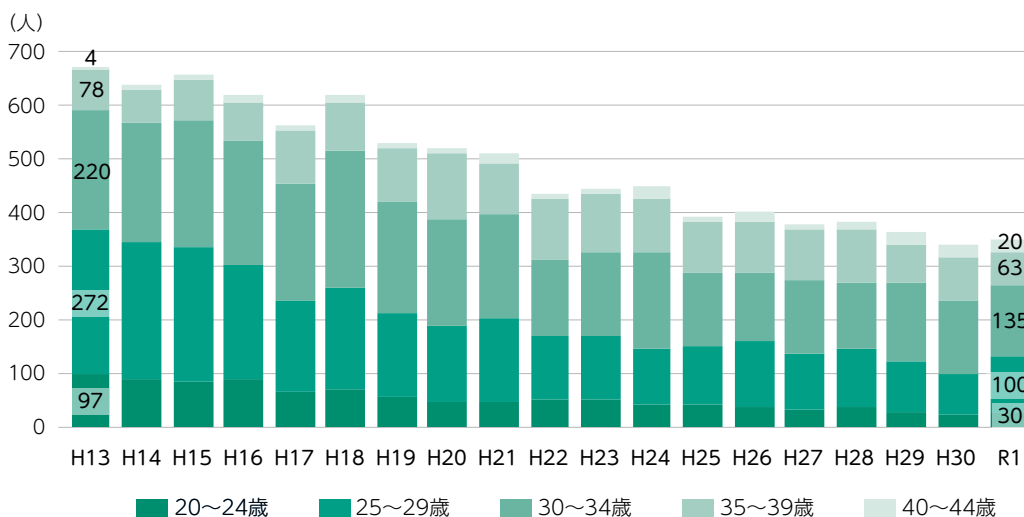
5歳階級別出生数の推移をみると、特に25歳から34歳までの出生数が大きく減少しています。

女性の5歳階級別出生率の推移



出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

女性の5歳階級別出生数の推移

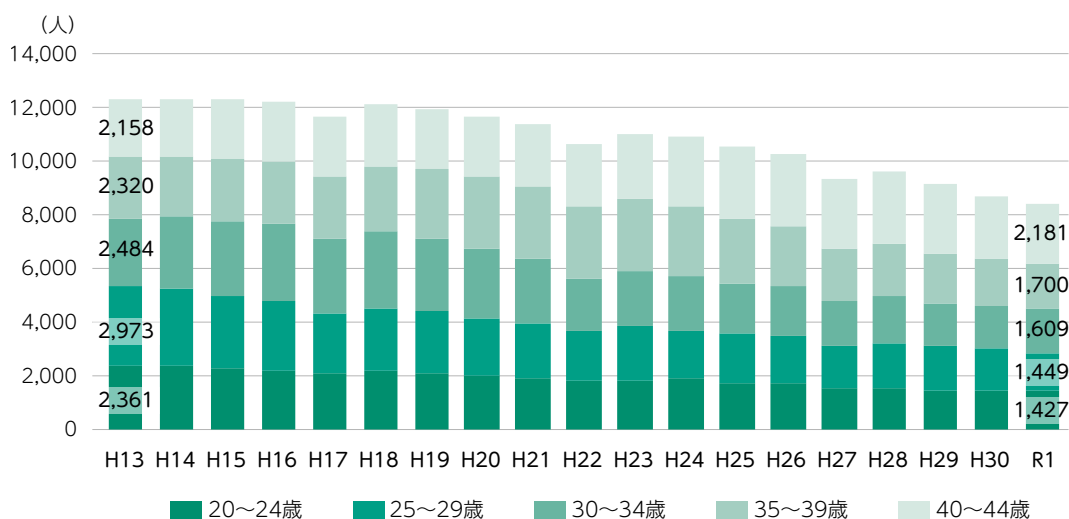


出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

● 5 歳階級別女性人口の推移

20 歳から 44 歳までの女性人口の推移をみると、39 歳以下が減少しており、中でも 25 歳から 34 歳までが大きく減少しています。出生率の高い 25 歳から 34 歳までの女性人口が大幅に減少していることが、出生数減少の要因の一つとなっています。

女性の 5 歳階級別人口の推移

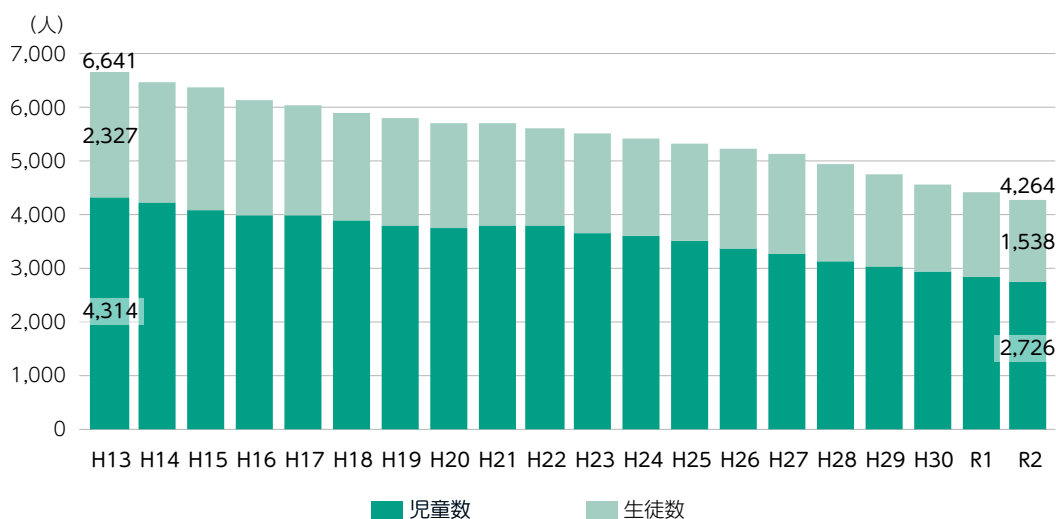


出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

● 児童・生徒数の推移

児童・生徒数は減少が続いており、平成 13 年から 19 年間で小学校の児童数は約 1,600 人、中学校の生徒数は約 800 人減少しています。

児童・生徒数の推移



出典：学校基本調査

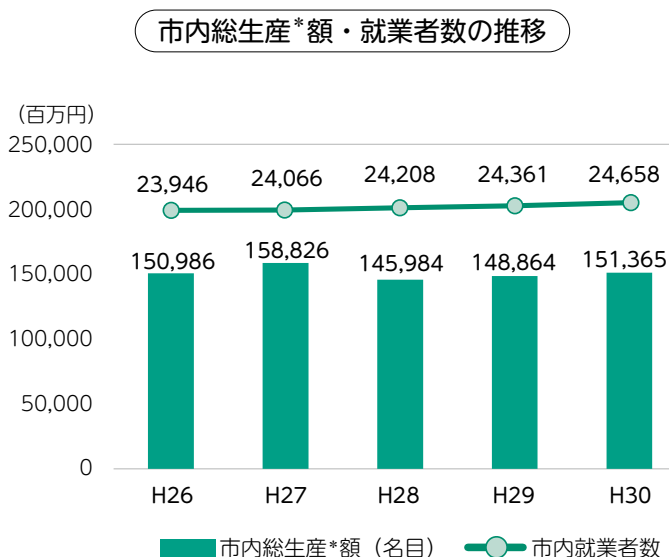
- I 序論
- II 後期基本計画
 - 政策 1
 - 政策 2
 - 政策 3
 - 政策 4
 - 政策 5
 - 政策 6
 - 政策 7
- 第2期北本市まち・心と・し・こ創生総合戦略
- 資料編

② 産業・経済の状況

● 市内総生産*額・就業者数の推移

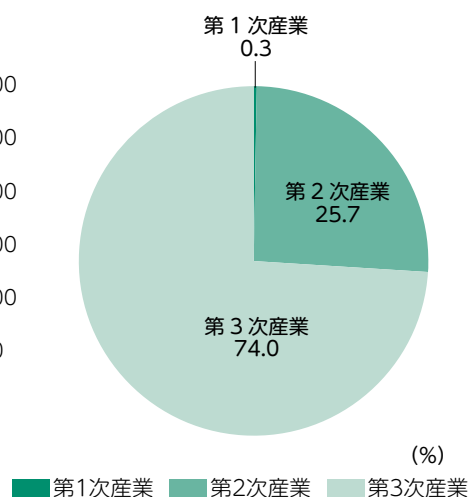
本市の総生産額は、平成 28 年に一度大きく落ち込んだ後増加し、平成 30 年には約 1,514 億円となっています。このうち 74%を第 3 次産業が占めています。

就業者数は平成 26 年以降増加傾向にあり、平成 30 年には 24,658 人となっています。



出典：埼玉県市町村民経済計算

市内総生産*額の産業別構成比 (H30)



出典：埼玉県市町村民経済計算

● 地域経済循環の状況

市民が得た所得約 2,464 億円のうち、市内で生み出された生産額は 1,617 億円で、市外から流入した所得は 847 億円分となっています。

地域経済循環の内容としては、市民所得から、市内での生産（付加価値）に回る支出割合（地域経済循環率*）は 65.6%であり、市内で使用する財・サービスを市外で調達する等のため、残りの 34.4%は市外に流出しています。

地域経済循環図 (H27)



出典：地域経済分析システム (RESAS：リーサス)

● 農業の状況

販売農家の農家数および農業就業人口はともに減少が続いており、平成7年から平成27年までの約20年間でそれぞれ6割強の減少となっている一方で、経営耕地面積も減少傾向にあるものの、4割弱の減少にとどまっていることから、農業の大規模化がうかがえます。

販売農家数・農業就業人口・経営耕地面積の推移

区分	H7	H12	H17	H22	H27
販売農家数(戸)	718	486	381	328	268
農業就業人口(人)	1,165	899	710	558	452
経営耕地面積(ha)	526	453	366	349	322

出典：農林業センサス

● 商業の状況

事業所数および従業員数はともに、平成14年から平成28年までにかけて減少傾向にありますが、その幅は事業所数の約3割の減少に対し、従業者数は1割強の減少となっていることから、1事業所当たりの従業者数は増加しています。年間商品販売額は増加傾向にあり、14年間で2割強増加しています。

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

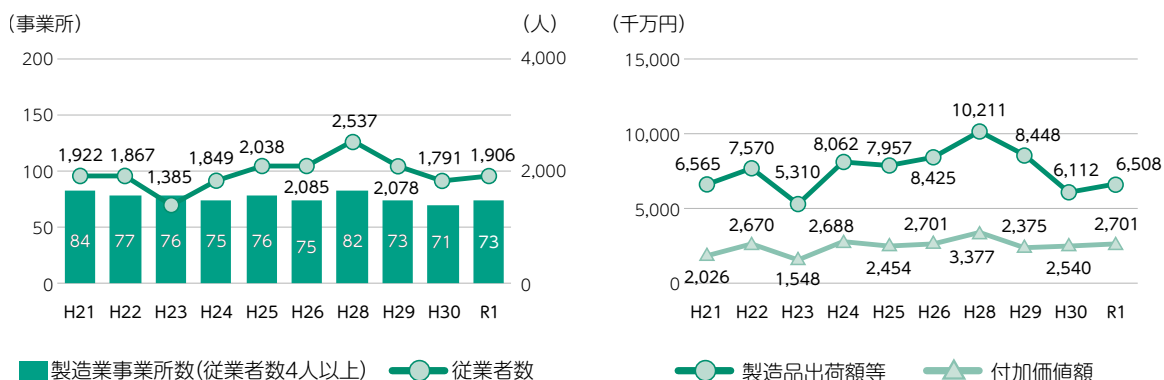
区分	H14	H16	H19	H24	H26	H28
事業所数(事業所)	560	480	476	377	387	397
従業者数(人)	4,489	4,293	4,431	3,705	3,822	3,882
年間商品販売額(千万円)	9,912	10,614	10,905	9,444	10,282	12,116

出典：商業統計調査、経済センサス-活動調査

● 工業の状況

製造業の事業所数は、平成22年以降は横ばいの状況が続き、平成28年に一時的に増加したものの、その後減少しています。従業者数、製造品出荷額等は平成23年に一度落ち込み、その後平成28年まで増加傾向にありましたが、平成29年以降減少に転じています。

製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等・付加価値額の推移



※ H27 は工業統計調査の実施なし 出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査

I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市まち・心・しごと創生総合戦略

資料編

③ 財政の状況

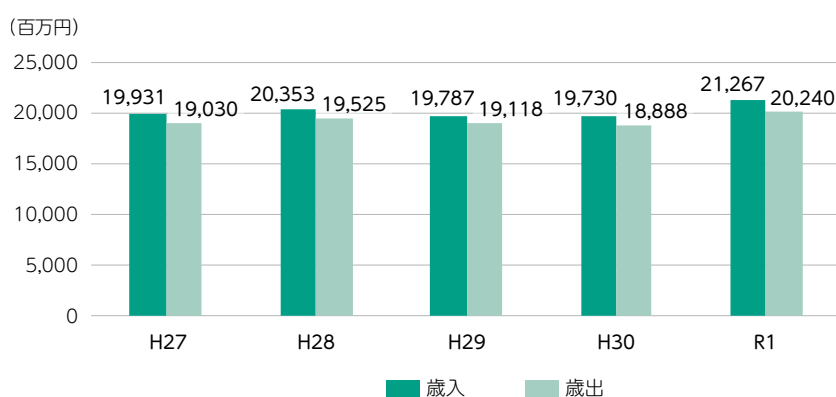
● 歳入・歳出決算額の推移

一般会計の歳入・歳出決算額の推移をみると、歳入が約 200 ～ 210 億円、歳出が約 190 ～ 200 億円前後で推移しています。

歳入の根幹をなす市税収入は、大規模法人の市内事業所での生産終了による影響や生産年齢人口の減少等により、平成 29 年度以降減少傾向にあります。

歳出では、平成 26 年度までに実施した庁舎建設事業に伴い公債費*が増加しているほか、給付費の増加等により扶助費*が年々上昇し続けています。

歳入・歳出決算額の推移（一般会計）



出典：北本市財政計画

歳入の内訳

(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
市税	9,177	9,373	9,065	8,934	8,926
地方譲与税	141	140	140	141	143
交付金	1,256	1,094	1,204	1,308	1,323
地方交付税	2,018	1,902	1,822	2,043	2,203
国・県支出金	3,874	3,974	4,016	3,778	4,310
市債	1,474	1,303	1,574	1,618	1,680
繰越金	939	901	828	669	842
その他歳入	1,052	1,666	1,138	1,238	1,841
合計	19,931	20,353	19,787	19,730	21,267

出典：北本市財政計画

歳出の内訳

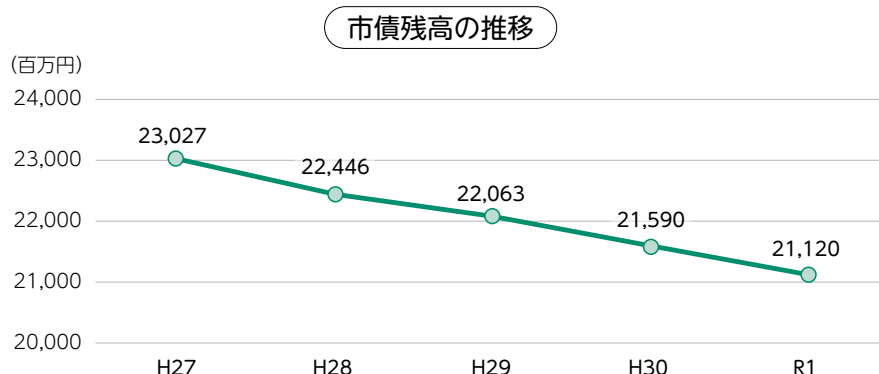
(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
義務的経費	9,529	9,977	10,092	10,074	10,444
人件費	3,401	3,355	3,312	3,312	3,307
扶助費*	4,248	4,511	4,623	4,504	4,860
公債費*	1,881	2,111	2,157	2,258	2,278
投資的経費	962	1,028	1,139	807	1,148
普通建設事業費	962	1,028	1,139	807	1,148
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
その他経費	8,539	8,520	7,887	8,007	8,648
合計	19,030	19,525	19,118	18,888	20,240

出典：北本市財政計画

●市債残高の状況

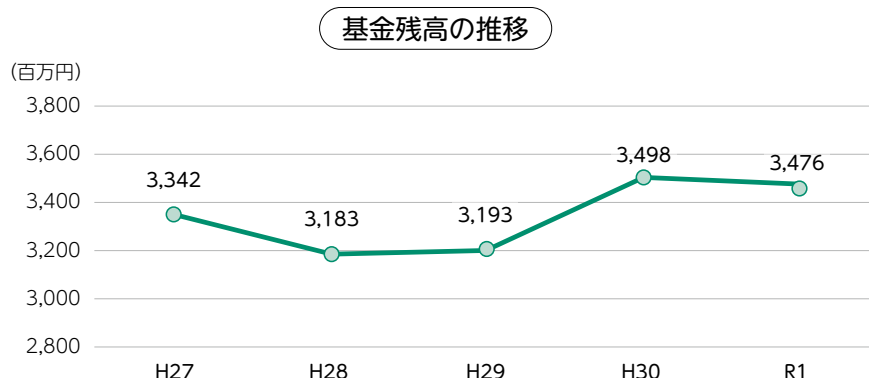
市債残高は、平成 26 年度までに実施した庁舎建設事業等の大型事業の影響により増加していましたが、平成 27 年度以降は投資的経費の抑制により減少傾向にあります。



出典：北本市財政計画

●基金残高の状況

基金については、ふるさと納税の増加等を要因として、ふるさと応援基金の残高が平成 30 年度より増加しています。一方、平成 26 年度までに発行した庁舎等の建設に伴い発行した普通債の償還開始による公債費*の上昇に対応するため、平成 30 年度より減債基金を取り崩しています。



出典：北本市財政計画

●財務指標の状況

標準財政規模*に対する公債費*の割合を示す実質公債費比率*は、庁舎建設事業等の大型事業の実施に伴い、平成 28 年度から増加傾向となっています。

標準財政規模*に対する地方債等の負債の大きさを示す将来負担比率*は、平成 27 年度以降、市債発行を抑制しているため、減少傾向となっています。

財務指標の推移

(単位：%)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
実質公債費比率*	3.5	4.6	6.2	7.3	7.3
将来負担比率*	42.4	42.5	41.5	34.3	27.1

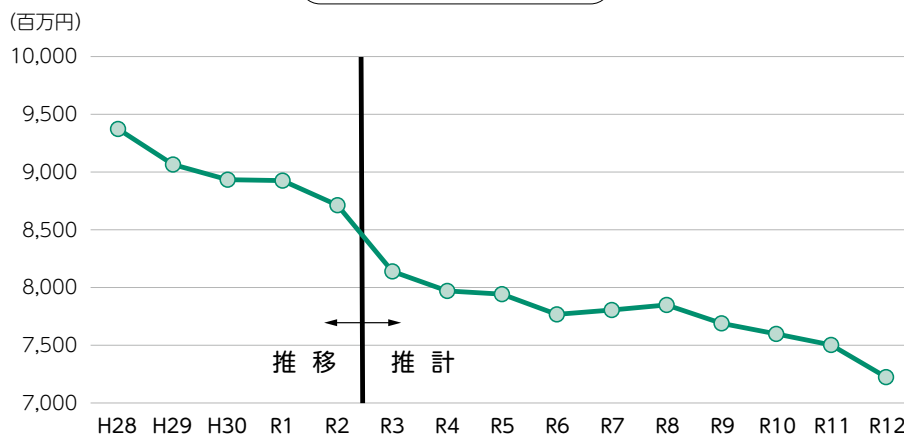
出典：北本市財政計画

●今後の見通し

市税収入については、生産年齢人口の減少により個人市民税の減収が見込まれるほか、固定資産税および都市計画税についても、地価は横ばいの状況が続いているものの、評価替えによる既存家屋の経年減点補正や償却資産の減価償却の影響により減収となる見込みです。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による減収が見込まれ、特に個人市民税および法人市民税については、回復するまでに5年程度かかると見込んでいます。

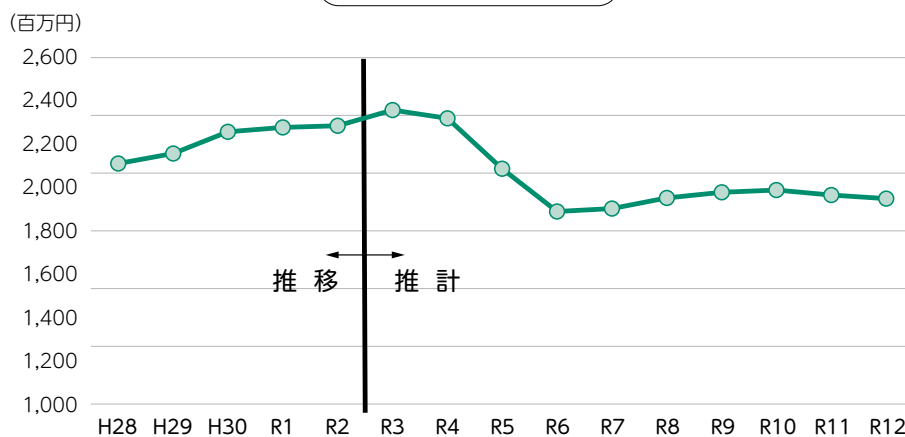
公債費*については、平成26年度までに実施した小・中学校校舎等耐震補強・大規模改修事業、庁舎建設事業に伴う普通債の元金償還等により、令和4年度まで23億円を上回る状態が続きますが、平成27年度以降は市債の発行を抑えているため、令和5年度および令和6年度は減少する見込みです。しかし、今後、計画的に公共施設の再編を進めていくため、令和5年度以降は、20億円程度で推移する見込みです。

市税収入の推移・推計



出典：北本市財政計画

公債費*の推移・推計



出典：北本市財政計画

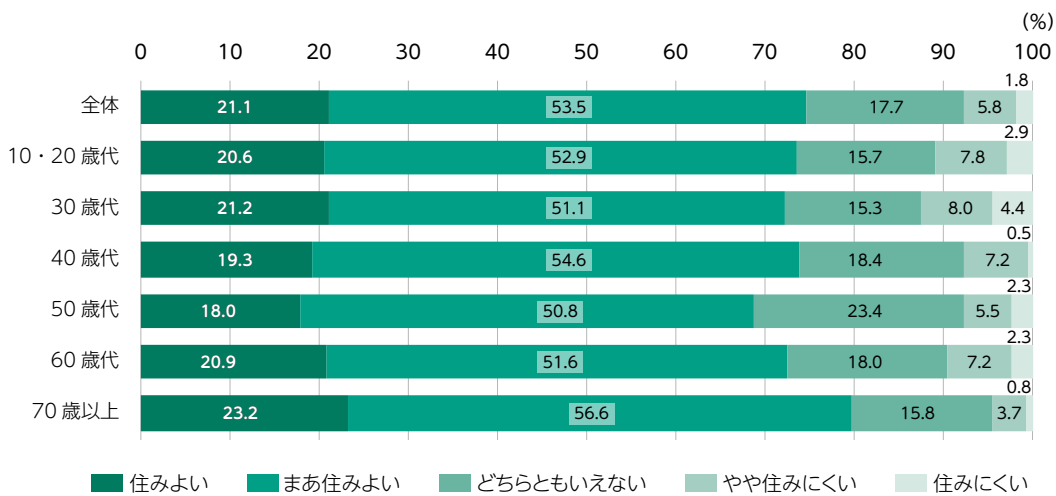
(4) 市民意識等

① 本市の住みやすさ・定住意向

本市の住みやすさについて、21.1%が「住みやすい」、53.5%が「まあ住みやすい」と回答し、合わせると7割超の人が住みやすいと感じており、この結果については、年代別による大きな差はみられません。

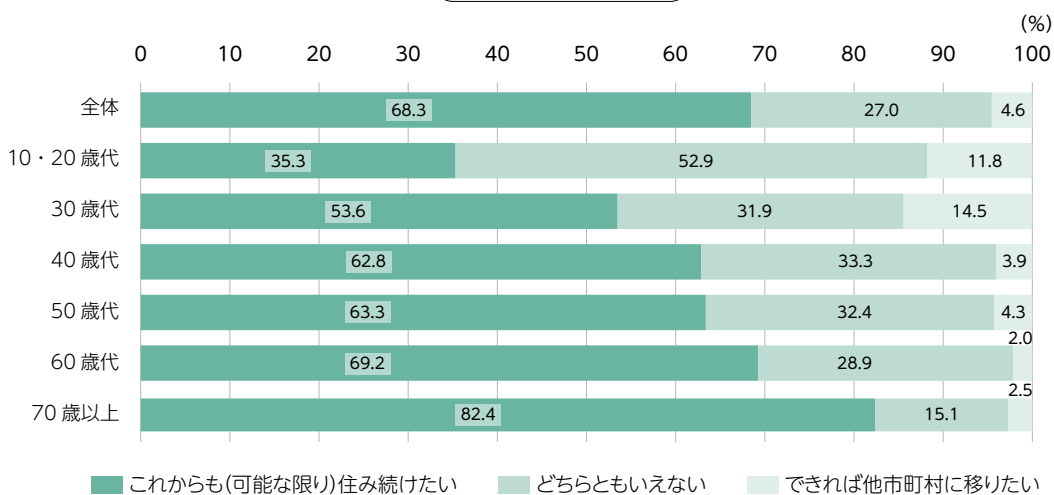
また、本市での定住意向をみると、68.3%が「これからも（可能な限り）住み続けたい」と回答していますが、若い世代ほどその割合が低く、10・20歳代では35.3%にとどまっています。

本市の住みやすさ



※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

本市での定住意向



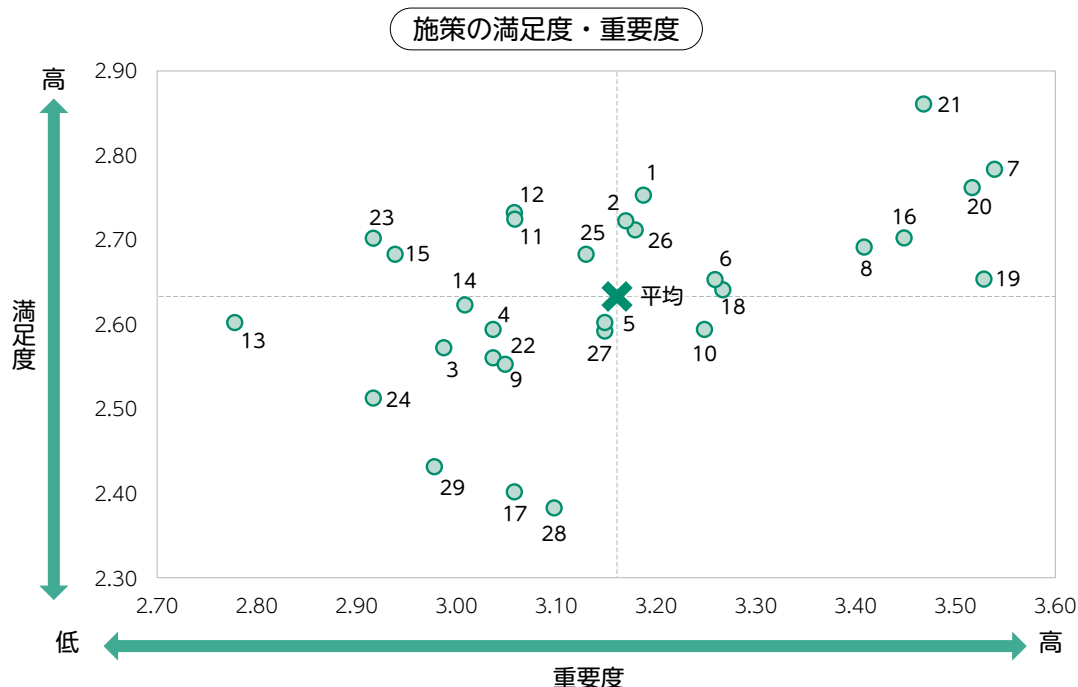
※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

② 施策の満足度・重要度

施策の満足度・重要度について、満足度が高い項目として、「消防・防災の充実」、「保健・医療の充実」、「防犯・交通・消費者対策の強化」等が上位に来ています。また、重要度が高い項目については、「保健・医療の充実」、「道路、上・下水道、河川の整備」、「防犯・交通・消費者対策の強化」となっており、満足度が高い項目は重要度においても高い傾向がみられます。

満足度や重要度がともに低い「若者の移住・定住・交流促進」、「バランスのある土地利用の推進」等や、満足度は高いものの重要度の低い「文化財の活用・保護」等は、取組内容の検討が必要です。

満足度：満足している5点 やや満足している4点 どちらともいえない3点
 やや不満である2点 不満である1点の合計÷回答者数（平均値）
 重要度：重視している5点 やや重視している4点 どちらともいえない3点
 あまり重視していない2点 重視していない1点の合計÷回答者数（平均値）



1	子育て支援の充実	16	豊かな住環境の整備
2	母子保健と子どもに関する医療の充実	17	バランスのある土地利用の推進
3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	18	環境に優しいまちづくり
4	学校・家庭・地域の連携による教育の推進	19	道路、上・下水道、河川の整備
5	学校教育の充実	20	防犯・交通・消費者対策の強化
6	地域福祉の推進	21	消防・防災の充実
7	保健・医療の充実	22	農業・商業・工業の振興
8	高齢者福祉の充実	23	文化財の活用・保護
9	障がい者福祉の充実	24	就労対策の充実
10	社会保障制度の適正な運営	25	市民との情報共有
11	生涯学習の推進	26	適正な事務の執行
12	スポーツ活動の推進	27	効果的かつ効率的な行財政運営の推進
13	市民参画と協働の充実	28	若者の移住・定住・交流促進
14	暮らしを支える地域活動の支援	29	シティプロモーション*
15	平和と人権の尊重		

出典：第五次北本市総合振興計画後期基本計画市民意識調査（R1）

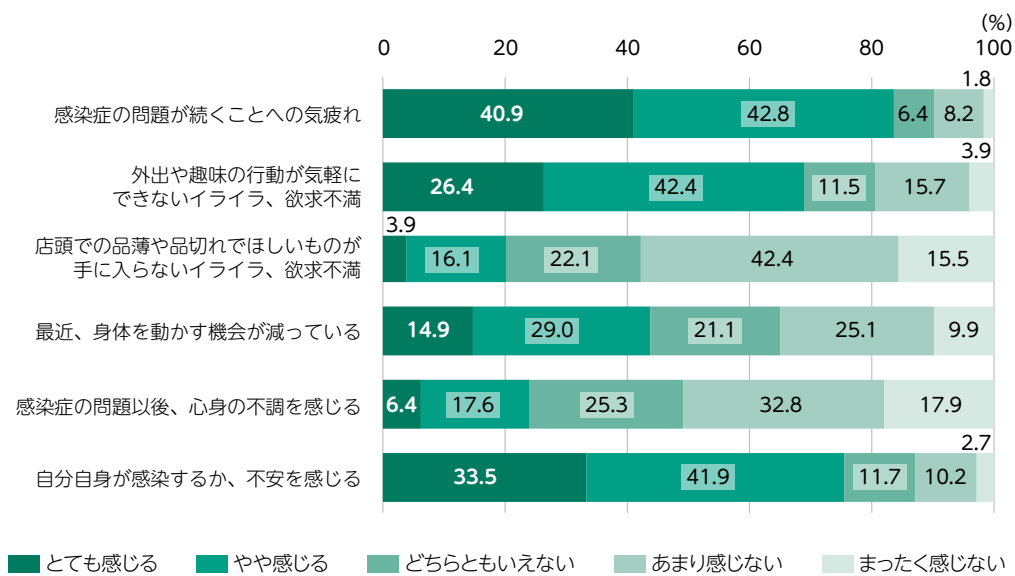
③ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

● 市民への影響

コロナ禍での心身の状況について、「感染症の問題が続くことへの気疲れ」を感じている人が83.7%と最も多く、次に「自分自身が感染するか、不安を感じる」が75.4%、「外出や趣味の行動が気軽にできないイライラ、欲求不満」を感じている人が68.8%との結果となっています。

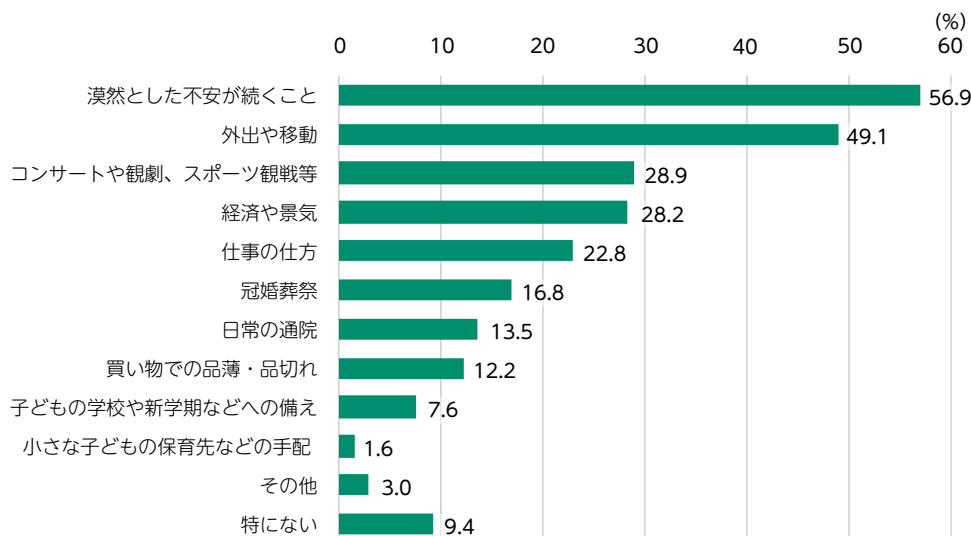
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活に影響が及んでいるものとして、「漠然とした不安が続くこと」が56.9%と最も多く、次に「外出や移動」が49.1%、「コンサートや観劇、スポーツ観戦等」が28.9%との結果となっています。

コロナ禍での心身の状況



※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

新型コロナで生活に影響が及んでいるもの

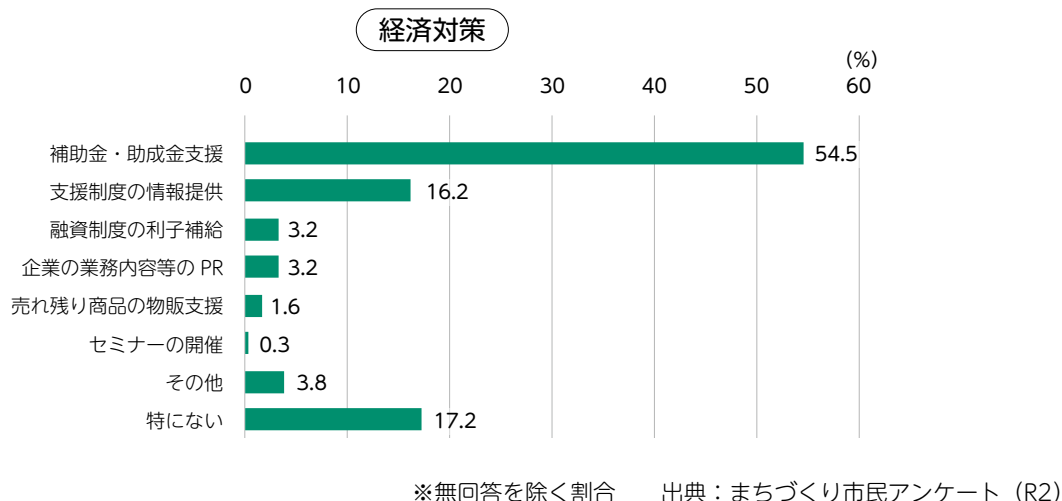
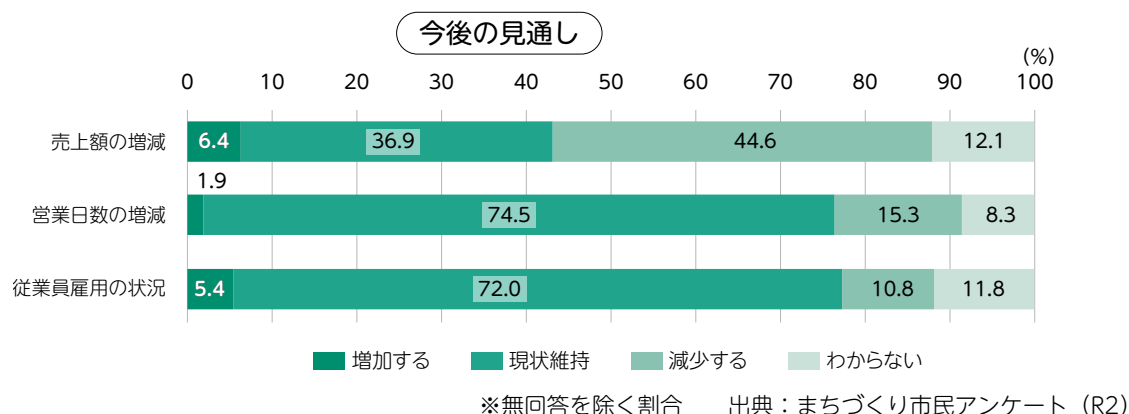
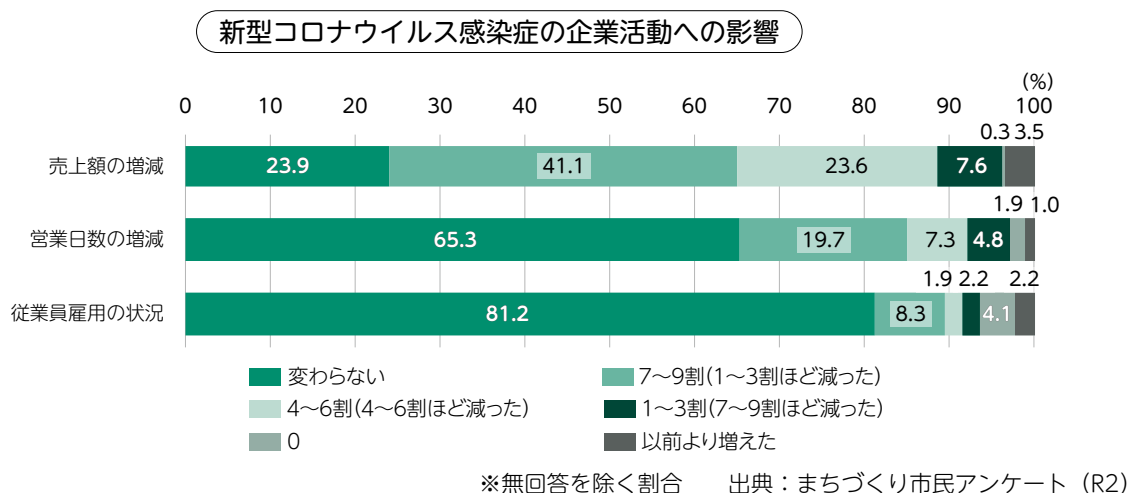


※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

●事業所への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による企業活動への影響について、7割以上の事業所で売上額が減少し、8割以上の事業所が従業員雇用を維持していると回答しています。今後の見通しとして、4割半ばの事業所が売上額の減少を見込んでいます。

行政機関に求める経済対策について、5割以上の事業所が「補助金・助成金支援」を挙げています。次いで「特にない」、「支援制度の情報提供」が続いています。



(5) 前期基本計画の評価

前期基本計画の各施策の成果指標については、施策全 49 項目のうち、前期基本計画策定時に設定した目標値を達成した項目が 27 項目 (55.1%)、未達成ではあるものの基準値と比較し改善した項目が 2 項目 (4.1%)、横ばいまたは基準値よりも悪化した項目が 19 項目 (38.8%) となっています。

個別の達成状況に差異はあるものの、全体としては 6 割程度の達成・改善率を得られたことから、総合的な評価としては一定程度順調に進捗しているといえます。

しかしながら、各成果指標と目標値については、結果の良否を問わず、PDCA マネジメントサイクル*の観点から必要な検証を加え、改善すべき点については、後期基本計画策定時に的確に反映させ、第五次総合振興計画の実効性を引き続き確保していくことが重要です。

前期基本計画の各施策の成果指標の達成率を政策別に比較すると、政策 1 「子どもの成長を支えるまち」(60.0%) および政策 6 (100%) で相対的に高くなっており、政策 5 (33.3%) で相対的に低くなっています。

政策 1 「子どもの成長を支えるまち」(60.0%) については、施策 1-5 「学校教育の充実」で目標値に達していない基本事業が多いことが個別課題としては挙げられるものの、前期基本計画において重点分野として設定した基本事業 20 事業のうち 7 事業を集中的に位置づけた政策分野であり、本市の行政資源が限られる中での事業の選択と集中の観点からも、効果的かつ合理的な成果を得ることができたものと評価できます。

政策 6 「健全で開かれたまち」(100%) については、適正かつ効率的な行財政運営の基盤となる分野であるため、現時点での達成率が高水準であることに安住することなく、持続可能なまちづくりの実現に向け、健全な財政運営の確保や自治体 DX*の推進等の業務改革をさらに徹底していく必要があります。

一方で、良好な結果が得られなかった政策 5 「活力あふれるまち」(33.3%) については、各基本事業の指標においても達成率が低くなっている (28.6%) ことから、各基本事業のねらいや目指す姿の再確認も含め抜本的に見直し、各施策の推進に向けまき直しを図っていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画策定以後の取組状況、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会環境の変化、各施策内の個別計画の方向性、市民意識の変化等を精査・分析した上で、各指標の再設計、重点分野として位置づける基本事業の再設定等の改善作業を行い、効果的な推進体系として基本計画を総体的に再構築する必要があります。

I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・心・し・こと
創生総合戦略

資料編

	区分	達成	改善	横ばい・悪化	未確定
政策1 子どもの成長を支えるまち	施策	9項目	1項目	5項目	—
1-1 子育て支援の充実	基本事業	4項目	2項目	3項目	—
1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実		5項目	1項目	2項目	—
1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み		6項目	—	—	—
1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進		4項目	—	2項目	—
1-5 学校教育の充実		9項目	—	5項目	—
計		28項目	3項目	12項目	0項目
政策2 健康でいきいきと暮らせるまち	施策	5項目	—	4項目	—
2-1 地域福祉の推進	基本事業	5項目	2項目	3項目	—
2-2 保健・医療の充実		4項目	1項目	2項目	—
2-3 高齢者福祉の充実		4項目	—	2項目	—
2-4 障がい者福祉の充実		4項目	—	3項目	—
2-5 社会保障制度の適正な運営		3項目	1項目	2項目	1項目
2-6 生涯学習の推進		5項目	—	1項目	—
2-7 スポーツ活動の推進		4項目	—	1項目	—
計	29項目	4項目	14項目	1項目	
政策3 みんなが参加し育てるまち	施策	2項目	—	2項目	—
3-1 市民参画と協働の充実	基本事業	7項目	—	1項目	—
3-2 暮らしを支える地域活動の支援		2項目	—	3項目	—
3-3 平和と人権の尊重		2項目	1項目	4項目	—
計	11項目	1項目	8項目	0項目	
政策4 快適で安心・安全なまち	施策	7項目	1項目	6項目	—
4-1 豊かな住環境の整備	基本事業	7項目	2項目	2項目	—
4-2 バランスのある土地利用の推進		2項目	1項目	2項目	—
4-3 環境に優しいまちづくり		2項目	3項目	1項目	—
4-4 道路、上・下水道、河川の整備		7項目	2項目	1項目	—
4-5 防犯・交通・消費者対策の強化		5項目	1項目	3項目	—
4-6 消防・防災の充実		8項目	1項目	1項目	—
計	31項目	10項目	10項目	0項目	
政策5 活力あふれるまち	施策	1項目	—	2項目	—
5-1 農業・商業・工業の振興	基本事業	4項目	1項目	5項目	—
5-2 文化財の活用・保護		2項目	3項目	3項目	—
5-3 就労対策の充実		—	—	3項目	—
計	6項目	4項目	11項目	0項目	
政策6 健全で開かれたまち	施策	3項目	—	—	1項目
6-1 市民との情報共有	基本事業	5項目	1項目	1項目	—
6-2 適正な事務の執行		6項目	—	10項目	—
6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進		9項目	1項目	3項目	1項目
計	20項目	2項目	14項目	1項目	

施策における指標の達成度別の指標は以下のとおりです。

【達成した指標】

施策	指 標
1-1	安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合
1-1	年少人口割合
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合（4か月児健診）
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合（1歳6か月児健診）
1-3	児童虐待に関する関係機関との連携の割合
1-3	児童発達支援センターを利用する保護者の満足度
1-3	障害児学童保育室を利用する保護者の満足度
1-4	学校・家庭・地域の連携がとれていると思う市民の割合
1-5	勉強が好きだと思う生徒*の割合
2-2	65歳健康寿命*（男）
2-2	65歳健康寿命*（女）
2-4	1週間に3日以上外出している障がい者の割合
2-4	収入を伴う仕事をしている障がい者の割合
2-6	生涯学習に取り組んでいる市民の割合
3-1	市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合
3-3	人権が尊重されているまちだと思う市民の割合
4-2	農住工商バランスの取れた、安全・快適・活力を備えた土地利用がされていると思う市民の割合
4-3	市民一人1日あたりのごみ排出量
4-3	事業所公害・生活公害による事件数
4-4	道路に関する市民満足度
4-4	水道水の供給事故件数
4-4	床下および床上浸水家屋数
4-5	人口千人あたりの交通事故件数
5-2	文化財を見学または学習した市民の割合
6-1	市民と行政の間で市政情報が共有されていると思う市民の割合
6-2	適正に事務が執行されていると思う職員の割合
6-3	効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う市民の割合

【改善した指標】

施策	指 標
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合（3歳児健診）
4-5	人口千人あたりの犯罪件数

【横ばい・悪化した指標】

施策	指 標
1-1	合計特殊出生率*
1-5	勉強が好きだと思う児童*の割合
1-5	不登校児童生徒数
1-5	運動・スポーツをすることが好きな児童*の割合

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略資
料
編

施策	指 標
1-5	運動・スポーツをすることが好きな生徒*の割合
2-1	地域での支え合い、助け合い（共助）ができていると思う市民の割合
2-3	65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定率
2-4	十分にサービスを利用できていると思う障がい者の割合
2-7	週2回以上のスポーツ実施率
3-2	地域活動に参加している市民の割合
3-3	あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合
4-1	安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合
4-1	日常の移動の交通手段がなくて困っている市民の割合
4-3	地球環境に優しい取り組みの平均実践項目数
4-4	汚水処理人口率
4-6	災害による負傷者および死亡者数
4-6	火災による負傷者および死亡者数
5-1	市内総生産*
5-3	就労対策の利用者数

(6) 人口ビジョンの検証

平成 28 年 3 月に策定した「北本市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で試算した将来推計人口と実績とを比較すると、令和元年度末（令和 2 年 3 月末）の人口は 66,230 人で、【B】試算 1（将来展望）と同程度の数値を達成しています。

また、人口ビジョン策定時の試算条件にて、最新値を使用して改めてシミュレーションを行ったところ、新シミュレーションにおいても、人口ビジョン策定時の将来展望と同程度の試算となっています。年齢 3 区分別にみると、将来展望に比べて高齢化が進み、今後も少子高齢化が加速すると見込まれています。

■人口ビジョン策定時の試算条件

【A】 現状維持	出生率	平成 24 年から平成 26 年までの出生率の平均 1.06
	生残率	国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が推計した平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	平成 21 年度末と平成 26 年度末の比較より算出した移動率
【B】 試算 1 (将来展望)	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)から - 0.4 ポイントを維持(令和 12 年に 1.30、令和 17 年に 1.54 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を【現状維持】の 5 割に改善
【C】 試算 2	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)に追いつくように上昇させる(令和 7 年に 1.46、令和 17 年に 1.87 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を ± 0 に改善



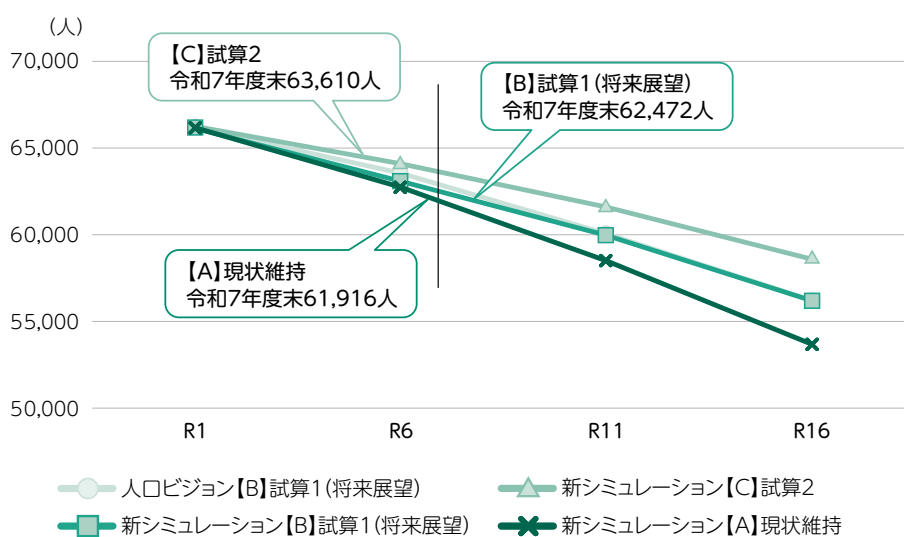
■新シミュレーションの試算条件

【A】 現状維持	出生率	平成 26 年から令和元年までの出生率の平均 1.09
	生残率	社人研が推計した平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	平成 26 年度末と令和元年度末の比較より算出した移動率
【B】 試算 1 (将来展望)	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)から - 0.24 ポイントを維持(令和 12 年に 1.34、令和 17 年に 1.695 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を【現状維持】の 5 割に改善
【C】 試算 2	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)に追いつくように上昇させる(令和 7 年に 1.46、令和 17 年に 1.87 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を ± 0 に改善

総人口の推計の比較（各年度末時点）

		H26	R1	R6	R11	R16
人口ビジョン	【A】現状維持	68,440	65,709	62,072	57,665	52,698
	【B】試算1（将来展望）	68,440	66,289	63,561	60,139	56,256
	【C】試算2	68,440	66,597	64,651	62,216	59,424
新シミュレーション	【A】現状維持	68,440	66,230	62,767	58,514	53,680
	【B】試算1（将来展望）	68,440	66,230	63,107	59,929	56,234
	【C】試算2	68,440	66,230	64,108	61,617	58,690

は実績を示す



将来展望における年齢3区分別人口割合の推計の比較

		H26	R1	R6	R11	R16
人口ビジョン	0～14歳	11.6%	10.4%	9.8%	10.0%	10.6%
	15～64歳	61.4%	58.6%	57.4%	56.1%	54.2%
	65歳以上	27.0%	31.0%	32.8%	33.9%	35.2%
新シミュレーション	0～14歳	11.6%	10.3%	9.5%	9.5%	10.0%
	15～64歳	61.4%	58.1%	56.4%	54.9%	52.5%
	65歳以上	27.0%	31.6%	34.1%	35.7%	37.5%

は実績を示す

Ⅱ 後期基本計画

1 後期基本計画の方向性

第五次北本市総合振興計画基本構想では、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続く想定の下、「人口の変化を捉えたまちづくり」に取り組む必要があることを掲げています。そして、住民の年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進めることで、人口減少への対応を図ることとしています。

このことを踏まえ、後期基本計画では、「人口減少への対応を図ること」を最優先課題とし、この課題に対する基本的な考え方を、「人口規模に見合う本市ならではの生活の形を見だし、住民幸福度の向上を重視した市政運営を行うこと」とします。

(1) 人口減少の 主な要因

現在までの人口動態の概略

昭和39年のチサン団地を皮切りに、昭和46年の日本住宅公団北本団地の開発等、昭和中期から平成初期にかけて大規模に住宅供給が促進された結果、人口は大幅に増加しました。

その後、市街化区域の開発用地が限られてくると住宅供給が落ち着き、開発時に移住した住民の高齢化と、進学・就学時等における若年層の都市部への転出が進み、自然動態および社会動態の両面から人口の減少が進んでいます。

① ライフステージに着目して

- 市内には高等学校が1校ありますが、義務教育を修了するとほとんどの子どもが市外の高等学校等に進学するため、成長とともに市や地域との結びつきが徐々に薄れていき、大学・専門学校等への進学、就職、結婚といった節目に、都市部を中心とした他の自治体へ多くの若者が転出する傾向があります。
- 住宅の購入に当たり、近隣で同世代との関係を築きやすい分譲等のまとまった規模の住宅地が多くないことから、子育て世帯が分譲地等を求めて転出する実態があります。
- 昭和中期から平成初期にかけて多くの人が入居し、住宅都市として人口が増加してきた経緯から、本市に故郷としてのバックグラウンドを持つ人が多いとはいえ、その子ども世代を中心に、本市が生涯を通じた住み家とならないことや、Uターンによる転入が増加しにくい実態があります。

② 構造的な要因

- 本市における住宅は民間主導で供給され、それとともに人口が爆発的に増加してきた経緯があります。市としては、人口が増加する状況下で、住居や仕事、交通、衣・食、医療、福祉、教育等に係る政策を有機的に結び付け、都市計画に沿って計画的に人口流入策を展開することが必ずしもできなかったこと等により、人口の年齢構成に偏りが生じ、急激な人口減少局面を招来することとなりました。

(2) 主な課題

①人口減少が進んだ結果として生じる主な課題

- 年少人口の減少に伴い子ども同士で遊び関わり合う機会が減少することに対し、地域を場とした多くの人との学び・体験等を通して、社会を支える多彩な人材の自立・育成の支援を行うことが必要です。
- 生産年齢人口の減少に伴い労働力が不足することに対し、市内企業等と住民との就労マッチングの機会や、就労希望のある子育て世帯や障がいのある人等への就労支援を充実する等し、市内の経済規模の維持を図ることが必要です。
- 人口が増加した平成初期に整備した公共施設等は老朽化が進み、今後、施設の維持管理に多額の費用が見込まれることから、次世代に負担を先送りしないため、人口規模に見合う適正な配置を進めていくことが必要です。
- 歳入や行政職員が漸減することに対して、財政基盤を強化するとともに、適宜組織の見直しを図るほか、多様な主体とのパートナーシップを通して事業のクオリティを維持向上することが必要です。

②暮らしやすさからみた主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都心部に在住する人の地方への移住志向が高まっています。特に、自然環境の豊かな地域への転職なき移住の関心が高まっていることを受け、移住希望者を受け入れる下地をつくる必要があります。
- 日常生活において、対価の伴う利便性の高いサービスの提供が進むこと等により、地域社会での交流の必要性が低くなり、住民同士の関係性の希薄化や、地域における活動の担い手の減少が懸念されます。主体的に行動することで幸福感を得る自己実現の観点から、多くの人々が自らの知識や技術を生かして、地域社会・経済活動等において活躍できる機会と場を設けていくことが必要です。
- 人口の3割強を占める高齢者の生活課題として、近隣に家族が居住していない人や、家族・友人以外に生活上の相談をする相手がない人が多くいることから、一人暮らしの認知症状を持つ人や生活に困窮する人の増加が予想されます。このため、医療・介護の連携や福祉的支援に取り組むだけでなく、地域での交流等を通して介護予防に徹底して取り組むことで、健康の維持や地域での孤立等を解消することが必要です。
- 自然災害に強い地盤を持つ特徴をさらに生かすため、自然災害の発生時にも日常と変わらない生活を維持することができるようハード・ソフトの両面を充実させることが必要です。
- 現在稼働するごみ焼却施設の老朽化が著しいため、環境に配慮しながら、住民の利便性に優れた施設の整備を進めていくことが必要です。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資
料
編

(3) 将来都市像の実現へ向けて

市の主な課題を踏まえ、将来都市像を実現するための方向性を以下のとおりとします。

① 「“みどり” 豊かで災害に強いまち」のロールモデルに！

- 自然災害への強度を高める視点から、まちと調和した自然環境の充実を図ります。
- 自然災害に対して、関東有数の強度を持つ優位性を生かした住宅環境の整備に取り組みます。
- 災害時においても日常生活の機能を維持するため、社会インフラの整備や地域社会の機能充実等を図り、市の総合的な災害対応力を高めていくことで、安心して暮らすことのできる環境をつくります。

② 人の近接によりまちの活力を生み出すこと

人が自らの行動により人とつながる地域社会をつくること、住民の幸福感を高めるとともに、若者を惹きつけるまちへ発展するとの考えから、共助や社会的包摂を醸成させる交流や、商・工・農等のあらゆる産業従事者が連携することのできる交流を生み出します。

- 人口構成の変化を踏まえて、従来の自治・相互扶助活動だけでなく、社会教育の取組等を通して、まちづくり、地域福祉、教育、地域防災等の活動を継続的に実施するとともに、実践する組織への支援を行います。
- 人と異なる考えや趣向と交わる機会を設けること等により、新たな経済活動の創出へ向けた支援を行います。
- 人格や個性が尊重される仕組みを整え、高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ、あらゆる人が社会参加することのできる地域社会を目指します。

③ 暮らしやすさを追求した基盤の整備

- インフラストラクチャー、空き家・空き店舗、自然環境等の既存ストックの活用を図り、環境に配慮した持続可能な都市基盤の整備を進めます。
- 地域・福祉・産業等に係る活動や、交通の利便性向上策の検討等を通して、いつでもほかに頼れる場や機能をいくつもつくることで、誰もが暮らしやすい生活上の基盤づくりを進めます。
- 人口減少の要因を踏まえ、住民の生活様式に合致する都市計画のあり方について検討します。

(4) 5つの強化策

将来都市像の実現へ向けた取組の実効性を高めるため、「5つの強化策」に取り組みます。

① 財政基盤の強化

- ふるさと納税やクラウドファンディング*といった取組を増強するほか、新たに地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に取り組み、歳入を確保します。
- PPP（官民連携）事業の効果的な活用や、公共施設をはじめとした行政財産の適切な維持管理等により、財政計画に沿った健全な財政運営を行います。

② 人・組織の強化

- 各部署において求められる職能を明確にし、適所適材を実践します。
- ビジョンを描き複数の領域をつないで形にすることが求められる「自治体DX*の推進」や「地域共生社会*の構築」等において、地域社会や民間企業等と連携して実行に移せる人材や、文脈を適切に理解し“目的”にこだわり業務を進めていくことのできる人材等、本計画実行上の要となる人材の育成・採用に注力します。
- データ分析・活用のスキルを持った人材を育成・確保します。

③ クオリティの向上

- 事業の実施に当たっては、全体像について合意した後は、コミュニケーションを取りながら改善を繰り返し、段階的に意思決定をすることで、その精度を高めていきます。
- 市民をはじめ、市民団体、国、他の地方公共団体、教育関連機関、企業、NPO等とパートナーシップを構築し、それぞれの専門性を生かして質と効率を高めるマネジメントを行うことで、地域の価値や住民の満足度の最大化を図ります。
- 倫理的に配慮しながら行動科学の知見を活用し、住民の日常生活における自発的な行動変容を促進する取組を進めます。
- オンライン調査を活用して住民の考えを適宜確認し、各事務事業へ反映することで、その効果を高めます。

④ SDGsの推進

- 市の風土を踏まえた循環型の地域社会の形成や、あらゆる人々が活躍できる機会の創出等を内容としたSDGs推進に係る方針を策定し、そのことに沿った取組を推進します。

⑤ DX*の推進

- 国のデジタル・ガバメント実行計画や自治体DX推進計画を基に、DX*に係る全体戦略（グランドデザインの構想）を策定し、行政手続や業務の効率化を行った上で、民間企業等とともにデジタルを活用した取組を進めていきます。

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

2 計画書のみかた

目標を設定する上での基準となる数値です。原則として令和2年度の数値を記載しています。

「施策」の名称です。

「施策」の目指す姿です。

「施策の目指す姿」の達成度を表す指標です。

施策の現状と課題についてまとめました。

施策に関連するデータをグラフ化して表示しています。

施策に関連する主な計画の一覧です。

後期基本計画(令和7年度)の目標値です。
指標の説明(ねらい)です。
「施策の目指す姿」に該当するSDGsのアイコンを示しています。

II 後期基本計画

政策1

1-1 子育て支援の充実

1-1 子育て支援の充実

施策の目指す姿 (施策の方向性)

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様な保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	成果	-	↑	安心して子どもを育てることができる環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等により、子育て世帯の孤立が進み、子育てに対する不安や負担感が増大しています。
- 令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、保育ニーズが高まり、希望者が増加するほか、利便性とともに、保育の質を重視する保護者が増加しています。
- 未就学児や小・中学生等が、安全・安心に過ごし、学びや体験を行うことのできる居場所を充実することが求められています。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが、引き続き求められています。

保育所(園)・認定こども園*入所者数(各年4月1日)

年度	保育所(園)	認定こども園*	合計
H23	626	909	1,535
H24	692	909	1,601
H25	701	909	1,610
H26	722	909	1,631
H27	736	909	1,645
H28	727	909	1,636
H29	745	909	1,654
H30	207	702	909
H31	386	638	1,024
R2	415	600	1,015

出典：北本の統計

施策内の計画

- 第二期北本市子ども・子育て支援事業計画 [R2~R6]
- 第2期北本市教育振興基本計画 [H30~R4]

成果指標をその特性により次の3つに区分しています。

成果	令和7年度で目指すべき目標値を設定したもの。
比較	全国平均、埼玉県平均、近隣または同規模市平均と比較したときに、同等以上の水準になるように目標値を設定したもの。
基準値	国や専門機関で望ましい水準が指定されている場合に、同等以上の水準となるように目標値を設定したもの。

「基本事業」の名称です。

「基本事業」のねらい、目指す姿です。

「基本事業」における取組のうち、主なものを掲載しています。

II 後期基本計画 | 1-1 子育て支援の充実

基本事業		I 序論		II 後期基本計画	
<p>1-1-1 重点 保育サービスの充実</p>	<p>通常保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。</p> <p>主な取組・・・民間保育所への運営補助、小規模保育事業の開設支援、特別保育(延長保育・病児保育・病後児保育等)の実施、公立保育所の建替え</p>	<p>指標名</p>	<p>区分</p>	<p>現状値</p>	<p>目標値</p>
		保育所(園)待機児童数	成果比較基準値	29人	0人/年
		市の保育サービスが充実していると思う利用者の割合	成果	-	↑
<p>1-1-2 重点 子どもの居場所づくり</p>	<p>安全・安心な環境で過ごし、心身ともに健康に育っています。</p> <p>主な取組・・・児童館の運営、放課後児童クラブ(学童保育)・放課後子ども教室の充実、地域子育て支援拠点の運営、ファミリー・サポート・センターによる預かり</p>	<p>指標名</p>	<p>区分</p>	<p>現状値</p>	<p>目標値</p>
		子どもの放課後等の居場所があると 思う保護者の割合	成果	-	↑
<p>1-1-3 重点 子育て不安の解消</p>	<p>必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。</p> <p>子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。</p> <p>主な取組・・・乳児家庭全戸訪問の実施、子どもの発達に関する相談、子育て世代包括支援センターの運営</p>	<p>指標名</p>	<p>区分</p>	<p>現状値</p>	<p>目標値</p>
		子育てについて相談する機関・人がいる子育て世帯の割合	成果	-	95.0%
<p>1-1-4 重点 子育ての経済的負担の軽減</p>	<p>各種支援制度により経済的負担が軽減されています。</p> <p>主な取組・・・多子世帯・ひとり親世帯への給付、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費および交通遺児手当の支給、ベビーベッド等の貸出し</p>	<p>指標名</p>	<p>区分</p>	<p>現状値</p>	<p>目標値</p>
		一般会計に占める子育て支援策に係る予算の割合	成果	6.5%	↑

I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

資料編

基本事業の目指す姿の達成度を表す指標、現状値、後期目標値等を示しています。

後期基本計画において重点分野とする基本事業には、名称の欄に「重点」のマークを入れています。

指標をその特性により次の3つに区分しています。

成果	令和7年度で目指すべき目標値を設定したもの。
比較	全国平均、埼玉県平均、近隣または同規模市平均と比較したときに、同等以上の水準になるように目標値を設定したもの。
基準値	国や専門機関で望ましい水準が指定されている場合に、同等以上の水準となるように目標値を設定したもの。

政策1 子どもの成長を支えるまち

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実
- 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな
取り組み
- 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- 1-5 学校教育の充実

1-1 子育て支援の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

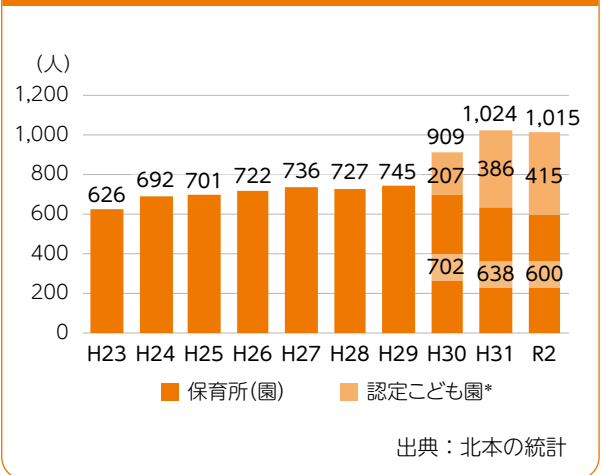
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市の子育て支援策が充実していると思う子育て世帯の割合	成果	—	➔	安心して子どもを育てることができる環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等により、子育て世帯の孤立が進み、子育てに対する不安や負担感が增大しています。
- 令和元年 10 月から幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、保育ニーズが高まり、希望者が増加するほか、利便性ととも、保育の質を重視する保護者が増加しています。
- 未就学児や小・中学生等が、安全・安心に過ごし、学びや体験を行うことのできる居場所を充実することが求められています。
- 安心して子どもを産み育てていくためには、経済的な安定が不可欠であり、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが、引き続き求められています。

保育所（園）・認定こども園*入所者数（各年4月1日）



施策内の計画

第二期北本市子ども・子育て支援事業計画 [R2～R6]
第2期北本市教育振興基本計画 [H30～R4]

基本事業

1-1-1 **重点**
保育サービスの充実

通常保育の内容が充実しているとともに、多様化する保育ニーズに対応するサービスが提供されています。

主な取組・・・民間保育所への運営補助、小規模保育事業の開設支援、特別保育(延長保育・病児保育・病後児保育等)の実施、公立保育所の建替え

指標名	区分	現状値	目標値
保育所(園)待機児童数	成果比較基準値	29人	0人/年
市の保育サービスが充実していると思う利用者の割合	成果	-	↗

1-1-2 **重点**
子どもの居場所づくり

安全・安心な環境で過ごし、心身ともに健康に育っています。

主な取組・・・児童館の運営、放課後児童クラブ(学童保育)・放課後子ども教室の充実、地域子育て支援拠点の運営、ファミリー・サポート・センターによる預かり

指標名	区分	現状値	目標値
子どもの放課後等の居場所があると 思う保護者の割合	成果	-	↗

1-1-3 **重点**
子育て不安の解消

・必要に応じた子育て支援サービスを受けることができます。
・子育てに不安を持つ保護者が相談しやすい体制が整っています。

主な取組・・・乳児家庭全戸訪問の実施、子どもの発達に関する相談、子育て世代包括支援センターの運営

指標名	区分	現状値	目標値
子育てについて相談する機関・人が いる子育て世帯の割合	成果	-	95.0%

1-1-4 **重点**
子育ての経済的負担の
軽減

各種支援制度により経済的負担が軽減されています。

主な取組・・・多子世帯・ひとり親世帯への給付、児童手当、児童扶養手当、子ども医療費および交通遺児手当の支給、ベビーベッド等の貸出し

指標名	区分	現状値	目標値
一般会計に占める子育て支援策に係る 予算の割合	成果	6.5%	↗

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

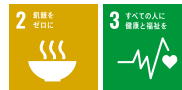
政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

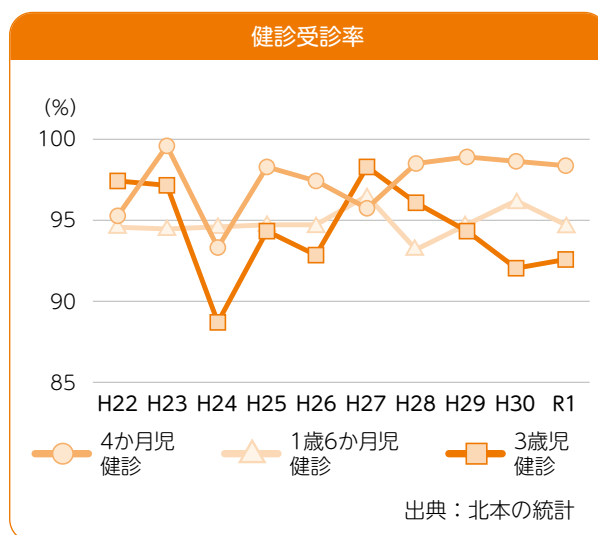
安心して子どもを産み育てられるよう、母体の健康管理に努めるとともに、環境づくりを進めます。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施します。また、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児初期・二次救急医療体制を整えます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合	4か月児健診	100% (R1)	100%	妊娠期から乳幼児期までの保健指導を充実させ、医療が必要な子どもと医療とを結びつけること。
	1歳6か月児健診	100% (R1)	100%	
	3歳児健診	77.7% (R1)	100%	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 妊娠初期から学齢期までにおいて、それぞれの段階に対応した切れ目のない支援が求められています。妊産婦や乳幼児の生活の質の向上と、良好な生育環境の実現を図ることのほか、地域の子育て資源の育成等を通して、包括的な支援を提供することが重要です。
- 市内および近隣市で分娩取扱医療機関が減少し北本市内では平成21年以降1か所となっています。
- 晩産化や医療技術の進歩等により、不妊に関する検査や治療を希望する人の増加が見込まれます。
- 平成29年度から令和元年度までの3年間に於ける乳幼児健診の平均受診率は、4か月児健診で98.8%、1歳6か月児健診で95.2%、3歳児健診で93%と、年齢が上がるにつれて低下する傾向がみられます。
- 子どもの健康を確保するために、医療のみならず生活面を含めてサポートする「かかりつけ医」の定着が求められています。
- 市と医療機関との連携による地域における小児救急医療体制の充実が求められています。
- 子どもの予防接種の対象疾患は増加傾向にあり、接種にかかる保護者の経済的負担も大きくなっています。



施策内の計画 | 第二期北本市子ども・子育て支援事業計画 [R2～R6]

基本事業

1-2-1 **重点**
妊娠・出産に関する
保健・医療の充実

母体の健康管理ができています。
主な取組・・・産科医に対する手当の支給、不妊治療費の補助、妊婦健康診査の助成、産前サポート・産後ケア事業の実施

指標名	区分	現状値	目標値
妊婦が妊婦健康診査を受診した回数	成果比較基準値	12.4回	13回／年

1-2-2 **重点**
子どもに関する
医療体制の充実

適切に医療が受けられています。
主な取組・・・小児救急医療運営費の負担、未熟児養育医療費の助成、小児初期・小児二次救急医療の実施

指標名	区分	現状値	目標値
子どもにかかりつけ医がいる世帯の割合	成果比較基準値	79.1%	92.0%

1-2-3 **重点**
子どもに関する
保健の充実

子どもが心身ともに健やかに育っています。
主な取組・・・乳幼児健康診査の実施、乳児家庭全戸訪問の実施、育児相談の実施、定期予防接種の実施、任意予防接種費用の助成

指標名	区分	現状値	目標値	
4か月児健診	成果比較基準値	98.5%	99.5%	
健康診査を受診した子どもの割合	1歳6か月児健診	成果比較基準値	89.8%	97.0%
	3歳児健診	成果比較基準値	90.6%	95.0%
麻疹風しんワクチン（2期）を接種した子どもの割合	成果比較基準値	96.7%	97.0%	

- I 序論
- II 後期基本計画
- 政策 1
- 政策 2
- 政策 3
- 政策 4
- 政策 5
- 政策 6
- 政策 7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み



施策の目指す姿 (施策の方向性)

障がいのある児童が安心して自立した生活ができるよう、児童および保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。子どもにとって家庭が安心・安全に育つことができる環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。

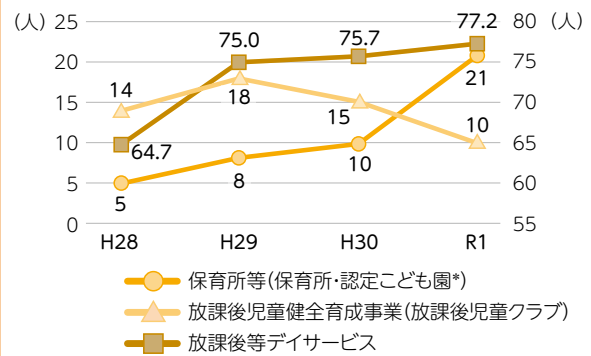
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
障がい児福祉サービスの利用充足度	成果	62.2% (R1)	67.2%	ニーズにあったサービスの提供のため、利用充足度を把握すること。
栄養状態の不良な子どもの割合	3歳児	成果基準値	0.69%	健診時に子どもの生活上の課題を発見すること。
	6歳児	成果	0%	

施策を取り巻く環境変化と課題

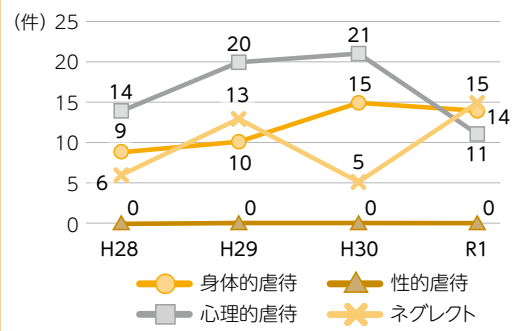
- 子育て世帯の抱える課題が、児童虐待や貧困問題等、複雑化・複合化していることに伴い、相談件数が増加してきています。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出の自粛等により、子育て世帯の孤立が社会的な問題となっています。
- 障がい児支援ニーズにきめ細かな対応をしていくためにも、相談員等の専門性の向上や児童虐待防止に向けた関係機関の連携体制の強化、障がいの幼少期における発見、療育等の支援に取り組んでいく必要があります。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、日常生活において恒常的に医療的ケアが必要な児童とその家族への個々の状況等に応じた支援を、充実していくことが求められています。

障がい児の保育所・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後等デイサービス利用者数



出典：北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画

虐待通告件数



出典：子育て支援課

施策内の計画

第二期北本市子ども・子育て支援事業計画 [R2~R6]
北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画 [R3~R5]

基本事業

1-3-1 **重点**
保健・福祉・教育の
連携の充実

障がいのある児童への乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制が整っています。
主な取組・・・学校と障害児通所支援事業所等との連携強化、保護者の相談窓口の充実、保護者同士の交流の場の創出

指標名	区分	現状値	目標値
望む進路を実現することができたと考える障がい児または保護者の割合	成果	—	➔

1-3-2
障がい児
福祉サービスの充実

障がいのある児童および保護者への支援体制が整っています。
主な取組・・・発達障がい児への支援、放課後デイサービス等の通所支援、日常生活用具等の給付、医療的ケア児とその家族への支援

指標名	区分	現状値	目標値
障がい児福祉サービスの利用率	成果	74.3%	78.9%
障害児学童保育室の待機児童数	成果比較	0人	0人/年
障がい児保育の待機児童数	成果比較	0人	0人/年

1-3-3
要配慮家庭への
支援の充実

家庭が子どもにとって、安心・安全に育つ環境となっています。
主な取組・・・要保護児童等に関する相談支援、母子生活支援施設への入所措置、要保護児童対策地域協議会の運営

指標名	区分	現状値	目標値
要保護児童発見時の通告義務の認知割合	成果基準値	—	➔
地域からの年間通告・相談件数	—	330件	—

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進



施策の目指す姿 (施策の方向性)

子どもが家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りて子どもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

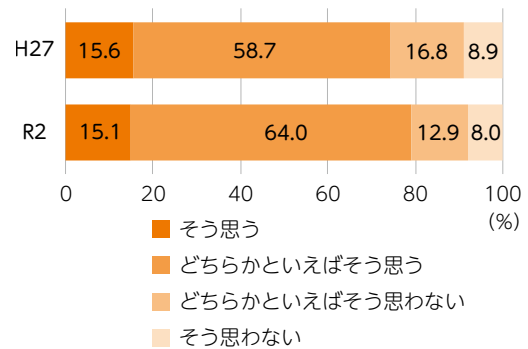
成果指標

指標名	区分	区分	現状値	目標値	ねらい
自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合	児童*	成果比較	72.0%	76.0%	あらゆる体験や学習の機会を通して自己肯定感を高めていくこと。
	生徒*	成果比較	71.5%	73.0%	
地域に学習の機会と場がある児童・生徒の割合	児童*	成果	48.6%	60.0%	地域における学習の機会と場の充実度を測ること。
	生徒*	成果	26.2%	60.0%	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 前期基本計画において、家庭における生活習慣の習熟度を測る「児童生徒における基本的な生活習慣平均実践項目数（全7項目）」については、平成28年度では4.3項目であったことに対し、令和2年度では4.2項目と減少しています。
- 地域に継承されている歴史・文化の学習や、社会奉仕体験のほか、スポーツ活動等を通して、子どもの主体的な学びを促進するとともに、地域住民と子どもとの結びつきを深めることにより、家庭・地域の教育力を高めることが求められています。
- 本市では、平成31年度（令和元年度）に、市内全校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*を導入しました。学校運営に地域住民や保護者の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく必要があります。
- 子ども同士での集団での遊び・運動の時間や空間が減少し、体力も低下傾向にあります。

学校・家庭・地域の連携がとれていると思う市民の割合



出典：まちづくり市民アンケート

施策内の計画

第2期北本市教育振興基本計画 [H30～R4]

基本事業

1-4-1 家庭の教育力の向上

- ・家庭の教育力の向上により、基本的な生活習慣が身に付くとともに、自立心が育まれています。
- ・子どもの教育への関心が高まっています。
主な取組・・・家庭教育学級・子育て講座の開催

指標名	区分	現状値	目標値
児童*・生徒*における基本的な生活習慣平均実践項目数（全7項目）	成果	4.2項目	4.9項目/年

1-4-2 **重点** 家庭・地域との協働による学校運営の推進

- 地域の人が学校行事に参加することにより、学校の教育活動が多彩で活発なものとなっています。
- 主な取組・・・PTA活動の支援、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*の充実

指標名	区分	現状値	目標値
学校応援団の活動回数	成果	2,623回	5,500回/年
学校行事への保護者の参加率	成果	66.2%	85.0%

1-4-3 子どもの多様な体験・学習機会の充実

- 地域において子どもたちの学びや体験の機会と場が充実しています。
- 主な取組・・・こども図書館の運営、学校応援団の推進、社会教育関係団体の活動支援、電子図書館の運営

指標名	区分	現状値	目標値
子どもの図書館の利用割合（中央図書館・こども図書館）	成果	79.0%	100%
地域で学習支援等公益的な活動に取り組む団体数	成果	3団体	5団体

1-4-4 青少年健全育成の推進

- 地域が一体となった見守り活動等により、青少年が健全に育成されています。
- 主な取組・・・青少年育成市民会議の活動支援、青少年問題協議会・青少年指導委員会の運営

指標名	区分	現状値	目標値
巡回指導回数	成果	17回	20回/年
巡回指導参加人数	成果	100人	120人/年

I 序論

Ⅱ 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

1-5 学校教育の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう、教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います。また、子どもたちの発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備に努めます。

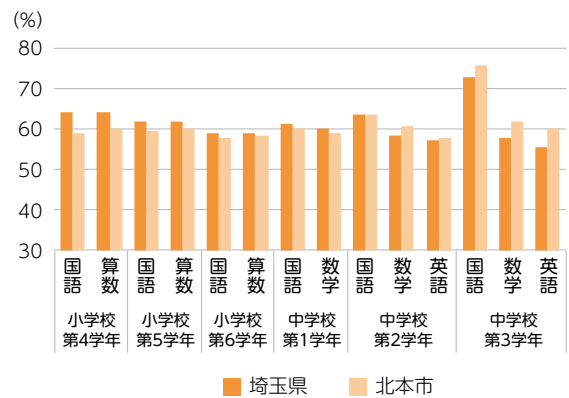
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
学力が伸びた児童・生徒の割合	児童*	成果比較 71.1%	74.0%	義務教育を通して基礎的な学力を向上させること。
	生徒*	成果比較 72.6%	75.0%	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新たな学習指導要領に沿った教育が開始されました。言語能力や問題の発見・解決能力等の学習の基盤となる基礎的な資質・能力を養うとともに、自らが「主体的に学び」、他者との「対話的な学び」等を通して自己の考えを広げ、形成する「深い学び」を行うことにより、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を育むことが求められています。
- GIGA スクール*による ICT *環境の活用を通して、指導方法や指導体制を工夫改善することにより、個に応じた指導の充実に図ることが重要である一方で、それが孤立した学びとならないよう、子ども同士で協働して学び合う環境の充実に図ることが重要です。
- 学習到達度調査 (PISA)*によると、日本の子どもたちは、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べる力が低いとされています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策を講じつつ、様々な工夫により学習や体験機会を確保していくことが重要です。
- 障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めることで、生活や学習上の困りごとを克服するため、適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育の充実が求められています。

埼玉県学力・学習状況調査 平均正答率 (R2)



出典：北本の統計

施策内の計画 | 第2期北本市教育振興基本計画 [H30~R4]

基本事業

1-5-1 確かな学力の育成 重点

各小・中学校で学習する内容を理解できています。
 主な取組・・・小中一貫教育の推進、学力向上の推進（北本市営ナイトスクールの運営）、ICT*の効果的な活用

指標名	区分	現状値	目標値
学力テストにおける児童* 正答率 (県平均値との比較)	成果比較	-2.4 ポイント	+0ポイント 以上
学力テストにおける生徒* 正答率 (県平均値との比較)	成果比較	+1.6% ポイント	+0ポイント 以上

1-5-2 豊かな心と健やかな体の育成

・基礎的な身体能力を身に付けています。
 ・自らの健康を適切に管理し改善することができています。
 ・人権教育とともに体験活動等を通して豊かな心を育みます。
 主な取組・・・児童*・生徒*の体力向上事業の充実、食育の推進、歯科指導・フッ化物洗口の実施、心の健康教育の推進、人権教育の推進

指標名	区分	現状値	目標値
新体力テスト総合評価5ランク中 上位3ランクの児童*の割合	成果比較	76.2% (R1)	87.0%
新体力テスト総合評価5ランク中 上位3ランクの生徒*の割合	成果比較	83.7% (R1)	87.0%
人権をテーマとした授業の実施時間数	成果	56時間	52時間/年

1-5-3 特別支援教育の充実 重点

障がいのある児童・生徒に対する適切な教育が行われています。
 主な取組・・・個別の支援計画の作成、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育支援員の配置

指標名	区分	現状値	目標値
特別支援学校教諭免許所有教員の割合	成果	9.1%	14.0%

1-5-4 教育相談の推進

学校生活での不安を相談できます。
 主な取組・・・SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）・教育相談員等の配置、適応指導教室の充実、職員研修による資質向上

指標名	区分	現状値	目標値
身近な相談員（さわやか相談員・教育相談員・学校教育カウンセラー）への相談の解決率	成果	74.6%	100%

1-5-5 教育環境の整備

安全に安心して学校生活を送ることができる教育環境が整っています。
 主な取組・・・給食室の建替え、学校規模の適正化・適正配置の実施

指標名	区分	現状値	目標値
学校施設の維持管理上の不具合により施設を使用できなかった件数	成果	0件	0件/年
教育委員会に報告された重大事故件数	交通事故件数	1件	0件/年
	負傷・疾病件数	0件	0件/年

I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

資料編

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

政策2 健康でいきいきと暮らせるまち

- 2-1 地域福祉の推進
- 2-2 保健・医療の充実
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者福祉の充実
- 2-5 社会保障制度の適正な運営
- 2-6 生涯学習の推進
- 2-7 スポーツ活動の推進

2-1 地域福祉の推進



施策の目指す姿 (施策の方向性)

誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心して生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声かけや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。

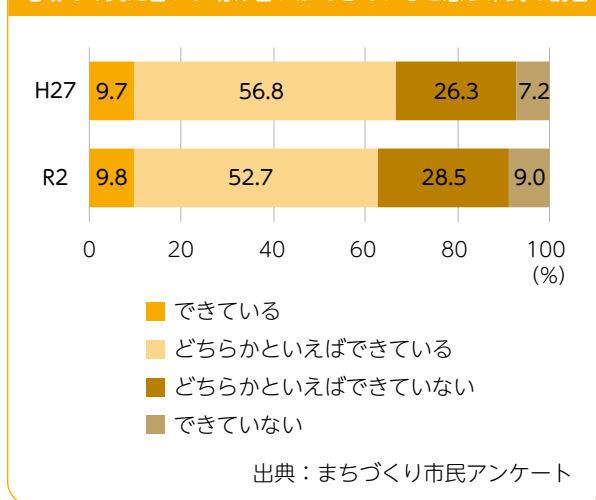
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
相談した困りごとの解決が 図られたと感じる市民の割合	成果	—	↗	行政や地域といった様々な支え手・担い手の支援により、困りごとの解決が図られていること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 8050 問題*、生活困窮、地域での孤立、ひきこもり等、地域で住民が抱える福祉課題は複雑化・複合化しているとともに、その「発見」が困難な事例も多いため、行政と地域とによる重層的な支援体制を構築し、包括的に支援していく地域共生社会*の実現が求められています。
- 専門的な福祉人材を確保するとともに、自立を支援するボランティアやNPO、地域活動団体等を育成し、こうした担い手と、地域における福祉課題の発見・対応へ向けた連携体制を強化する必要があります。
- 地域のつながりが希薄化していることに加え、コロナ禍における外出の自粛等に伴い、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭の子ども等が孤立する懸念があるため、相談できる場所や相手を身近に確保するとともに、地域での支え合いや見守り体制を構築することが重要です。
- 人権を尊重する地域社会に向けて、差別や偏見、虐待の防止対策と、権利擁護制度の普及に取り組むことが求められています。

地域での支え合い、助け合いができていると思う市民の割合



施策内の計画 | 第二次北本市地域福祉計画 [H30～R4]

基本事業

2-1-1
福祉意識の醸成

地域福祉活動に参加する人が増えています。
主な取組・・・広報への啓発記事の掲載、出前講座の実施、学校・地域における福祉教育の推進

指標名	区分	現状値	目標値
地域福祉活動に参加したことがある市民の割合	成果	20.8%	50.0%

2-1-2
福祉に関わる
人材・組織の育成

地域福祉活動を担う市民や団体が増えています。
主な取組・・・担い手養成講座の開催、サロンの立ち上げ支援、ボランティア活動の支援

指標名	区分	現状値	目標値
ボランティア登録人数	成果	202人	258人
ボランティア団体数	成果	40団体	41団体

2-1-3
多様な交流・
見守り活動の推進

身近な地域での関わりを豊かにして地域の声かけや見守り活動が活発に行われています。
主な取組・・・家事援助サービスの充実、避難行動要支援体制の強化、民生委員・児童委員活動の支援

指標名	区分	現状値	目標値
民生委員・児童委員の世帯把握率	成果	100%	100%
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	成果比較	36.1%	↗
避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定割合	成果比較	19.5%	↗

2-1-4 重点
重層的支援体制の構築

・地域共生社会*の実現を目指し、行政と地域とが連携して相談機能を充実させ、市民が抱える福祉的な課題の解決に取り組んでいます。
・市民が尊厳のある生活を送っています。

主な取組・・・アウトリーチ*等多様な相談支援の充実、総合福祉センター・地域包括支援センター・子育て支援センター・地域活動支援センター等の連携、相談支援事業の推進、成年後見制度の利用促進、社会福祉協議会への支援、総合相談窓口の設置

指標名	区分	現状値	目標値
日常生活上のあらゆる困りごとを相談する場所や人がいる市民の割合	成果	—	90.0%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

2-2 保健・医療の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

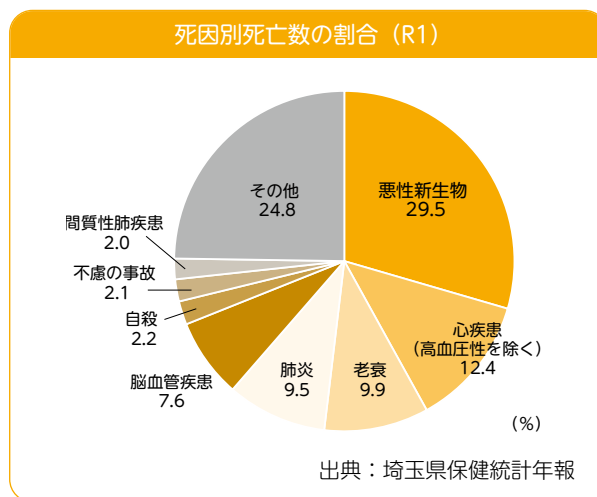
高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし自立した健康な生活を送るため、健康づくり事業の拡充や疾病予防・早期発見により早期治療へつなげられる環境の整備を進めます。適切な医療を受けることができる環境を整えるため、「かかりつけ医」等を持つことなどの普及啓発活動に取り組みます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
65歳健康寿命*	男性	18.43年 (R1)	19.00年	健康的な生活を維持すること。
	女性	20.72年 (R1)	21.50年	

施策を取り巻く環境変化と課題

- 本市の65歳健康寿命*は、平成28年度の男性17.52歳、女性19.94歳から、令和元年度の男性18.43歳、女性20.72歳へと大きく伸びており、男女ともに県平均値を上回っています。平均寿命とともに、引き続き自立して過ごせる期間(健康寿命)を延ばすことが求められています。
- 令和元年度における市内の死因別死亡数は、悪性新生物(がん)が211人と最も多く、全体の約3割を占めているほか、心疾患、肺炎による死亡数も多くなっています。
- 食生活や運動習慣、喫煙、飲酒等の習慣により生活習慣病が引き起こされることを踏まえ、住民の健康的な生活に資する支援を行い、病気を予防する取組が求められています。
- 医師の偏在が進む中、人口10万人当たり一般病院数・一般病床数、同診療所数、同医師数は、近隣市と比較して高い水準にあります。
- 地域医療の中核病院である北里大学メディカルセンターと、多くの医療機関が立地している強みを生かし、病診連携の強化を図っていくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症は、身体面や心理面にとどまらず日常生活のあらゆることに影響を及ぼしています。このため、住民が健康的な生活を送ることができるよう、新しい生活様式に配慮した感染予防策とともに、重症化防止策を講じる必要があります。



北本市みんないきいき！健康なまちづくりプラン
 (健康増進計画・食育推進計画) [H26～R5]
北本市第三期特定健康診査等実施計画 [H30～R5]
北本市国民健康保険データヘルス計画 [H30～R5]

施策内の計画

基本事業

2-2-1
生活習慣の改善

市民が継続して気軽に健康づくりに取り組んでいます。
 主な取組・・・各種健康教室・講座の開催、事後講座・フォローアップの実施、健康体力づくり市民会議の運営

指標名	区分	現状値	目標値
健康増進に関する取組の平均実践項目数 (全 12 項目)	成果	5.64項目	6.00項目/年

2-2-2
疾病の予防・早期発見

疾病の予防・早期発見、早期治療ができています。
 主な取組・・・特定健診・特定保健指導・がん検診の受診促進、歯科保健の推進

指標名	区分	現状値	目標値
国保加入者のうち特定健康診査を受診した人の割合	成果 基準値	39.1%	60.0%

2-2-3
地域医療の充実

適切な医療を受けることで安心して生活できる環境が整っています。
 主な取組・・・医師会・歯科医師会への補助、救急医療体制の整備、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局」等を持つことの普及

指標名	区分	現状値	目標値
かかりつけ医がいる人の割合	成果 比較	76.4%	↗

2-2-4
感染症予防・
重症化防止対策の推進

重点

感染症の予防が徹底されるとともに、予防接種が適切に促進されています。
 主な取組・・・予防接種・感染症予防の推進

指標名	区分	現状値	目標値
65歳以上でインフルエンザ定期予防接種を受けている人の割合	成果	66.8%※ H29-R1 平均値42.9%	50.0%
65歳で肺炎球菌ワクチンを受けている人の割合 (定期)	成果	52.8%	54.0%

※インフルエンザ予防接種の現状値(令和2年度接種率)は、新型コロナウイルス感染症との同時流行の懸念から、埼玉県が65歳以上の自己負担額を補助したことにより接種費用が無料となったため、例年の接種率を大幅に上回る状況となっています。

I 序 論
II 後 期 基 本 計 画
政策 1
政策 2
政策 3
政策 4
政策 5
政策 6
政策 7

第2期北本市
まち・心・し・こ
創生総合戦略

資料編

2-3 高齢者福祉の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

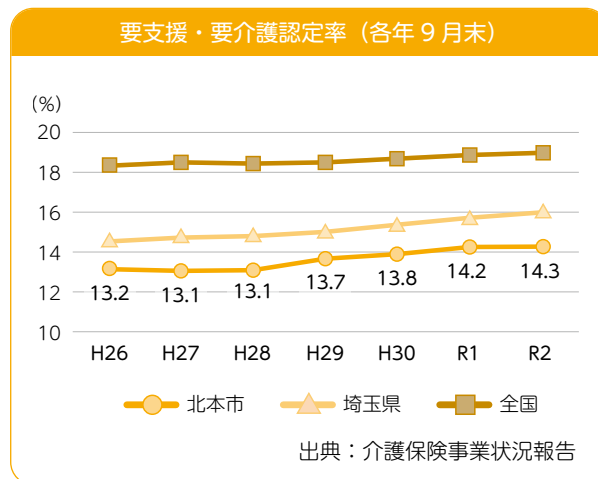
高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促します。市民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率	成果比較	14.3%	14.3%	ニーズにあったサービスの提供のため、要支援・要介護認定の状況を把握すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 団塊の世代*が後期高齢者となる2025年（令和7年）や、団塊ジュニア世代*が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に行う体制（地域包括ケアシステム）を強化することが課題となっています。
- 65歳以上の要支援・要介護認定率は、全国および埼玉県の前年値を下回る水準にあるものの、平成28年度での13.1%に対し、令和2年度では14.3%と増加傾向にあります。引き続き、介護予防に取り組むとともに、介護ニーズに対応したサービス提供体制を整備していく必要があります。
- 高齢者の孤立を防ぐためにも、生涯学習活動やボランティア活動等の社会参加を通じた「人と人との関わり合う機会」を増やすことが重要です。こうした活動は、心の豊かさや生きがいを得られるとともに、自身の健康につながるといわれています。



施策内の計画

北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画 [R3～R5]

基本事業

2-3-1
生きがいと
社会参加の促進

高齢者が就労や地域活動、生涯学習活動、ボランティア活動等の社会参加をしています。

主な取組・・・シルバー人材センターの運営支援、居場所づくりの推進（通いの場、サロン活動）

指標名	区分	現状値	目標値
社会参加している高齢者の割合	成果	56.3%	56.3%

2-3-2
介護予防・日常生活
支援総合事業の推進

・健康づくりを習慣化して健康維持を目指しています。
・市を中心として、医療機関、社会福祉法人、NPO、ボランティアおよび企業等との連携による生活支援体制が構築されています。

主な取組・・・介護予防・生活支援サービス事業の実施、一般介護予防事業の実施

指標名	区分	現状値	目標値
高齢者の健康増進に関する取組の平均実践項目数（全12項目）	成果	6.68項目	6.68項目/年

2-3-3 重点
包括的支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができます。

主な取組・・・地域包括支援センターの運営、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の充実、生活支援サービスの充実

指標名	区分	現状値	目標値
要支援・要介護認定者のうち、日常生活の中で特に困っていることのない人の割合	成果	21.3%	↗
在宅生活の継続が困難な要支援・要介護認定者の割合	成果比較	14.7%	↘
認知症状を有する高齢者の割合	成果比較	11.4%	11.4%

2-3-4
介護保険サービス提供
基盤の整備促進

介護ニーズに応じたサービス提供体制が整っています。

主な取組・・・地域密着型サービスの整備促進、介護人材の確保・育成、介護者（家族）の負担軽減

指標名	区分	現状値	目標値
グループホーム施設数	成果	4施設	5施設

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

2-4 障がい者福祉の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業所の運営を支援するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。就労を希望する障がい者が、働く場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの運営に努めます。

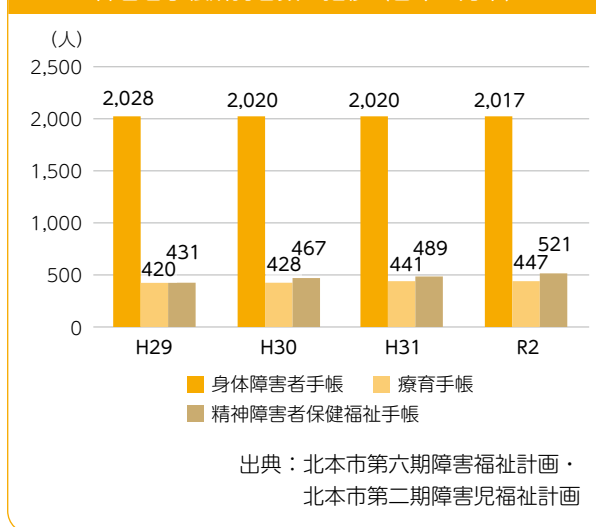
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
自らが主体的に生活を営むことができていると感じる障がい者の割合	成果	—	➔	障がい者が安心して生活できる環境をつくること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- あらゆる人権を保護し、尊厳を尊重することを標榜する障害者権利条約の理念に基づき、差別の解消や雇用促進等のための法令が整備されています。
- 身体障害者手帳および療育手帳の所持者は横ばいで推移し、精神障害者保健福祉手帳の所持者は急増しています。
- 障がい者の家族の高齢化が進み、「親亡き後」の生活を見据えた支援の充実が求められています。
- 令和2年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、短時間であれば就労可能な障がい者の雇用を促進することや、継続雇用を支援していくことが位置づけられました。
- 「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労や社会参加等の課題に対応したサービス提供体制の整備」が望まれています。

障害者手帳所持者数の推移（各年3月末）



施策内の計画

第三次北本市障害者福祉計画 [H29～R8]
北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画 [R3～R5]

基本事業

2-4-1
自立支援の推進

障害福祉サービスが十分に提供され、サービスを必要としている障がい者が利用しています。

主な取組・・・自立支援給付および各種手当の支給、円滑な移動のための環境の整備、障がい者グループホームの整備を含めた居住の場の確保

指標名	区分	現状値	目標値
障害福祉サービスが充実していると 感じる障がい者の割合	成果	24.5% (R1)	29.5%

2-4-2
地域生活支援事業の
充実

地域生活支援事業を十分に提供する環境が整っています。

主な取組・・・理解促進研修・啓発事業の推進、相談支援事業の充実、地域活動支援センターの支援

指標名	区分	現状値	目標値
地域生活支援事業【任意事業】の 利用率	成果	3.1%	↗

2-4-3
障がい者の就労・
社会参加支援

重点

- ・就労を希望する障がい者が就労しています。
- ・社会参加をしている障がい者が増えています。

主な取組・・・障がい者就労支援センターの運営

指標名	区分	現状値	目標値
就労を希望し、実際に就労している 障がい者の割合	成果 比較	51.0%	55.0%
障がい者の就労を受け入れている 事業所数	成果	67か所	75か所
社会参加している障がい者の割合	成果	72.3% (R1)	↗

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

2-5 社会保障制度の適正な運営



施策の目指す姿 (施策の方向性)

すべての市民が安心して生活できるようにするため、社会保障制度の充実や啓発に努めるとともに、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度では被保険者の適正な負担による安定した運営を図ります。また、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、適切な支援を行います。

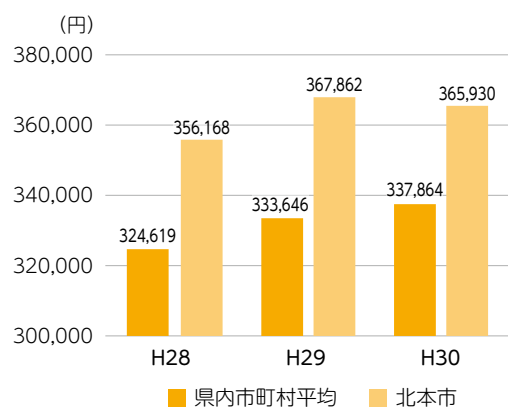
成果指標

※この施策は、基本的に国の制度（公平な負担による社会保障制度）に基づくものであり、国の政策や社会経済状況の影響を大きく受けるため、市としての成果指標は設定していません。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合が年々増加しており、就労による自立は難しい状況になっています。
- 近年、国民健康保険の被保険者数は減少していますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い一人当たり医療費は増加しています。今後、長期的に健全な制度運営を行っていくために、北本市国民健康保険データヘルス計画に基づき、生活習慣病対策や適正受診、ジェネリック医薬品の利用促進等による医療費適正化のほか、国民健康保険税の収納率の向上を図ることが重要です。
- 高齢化の進行に伴い、後期高齢者医療加入者や介護が必要な高齢者の増加が見込まれており、持続可能な後期高齢者医療制度や介護保険制度の運営を行っていくために、医療費や介護給付費の適正化を図ることが重要です。

国民健康保険一人当たり医療費の推移



出典：埼玉県国民健康保険団体連合会
国民健康保険事業状況（速報値）

施策内の計画

- 北本市第三期特定健康診査等実施計画 [H30～R5]
- 北本市国民健康保険データヘルス計画 [H30～R5]
- 北本市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画 [R3～R5]

基本事業

2-5-1
生活困窮者への
支援施策の適切な執行

健康で文化的な最低限度の生活が保障され、自立に向けて適切な支援を受けることができます。

主な取組・・・自立支援プログラムの実施、就労支援員の配置

指標名	区分	現状値	目標値
就労により自立し生活保護が廃止になった世帯数	成果	131世帯	225世帯

2-5-2
国民健康保険制度の
適正な運営

・国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹を成す制度であることを理解して、被保険者が適正な負担を行っています。

・被保険者自身の健康管理により医療費の伸びが抑制されています。

主な取組・・・特定健康診査・特定保健指導の実施、人工透析移行防止対策の実施、レセプトの点検、医療費通知、ジェネリック医薬品の利用促進、現年保険料の期限内納付の推進

指標名	区分	現状値	目標値
国民健康保険税の現年分収納率	成果	94.3%	94.9%
国民健康保険被保険者の一人当たり医療費	比較	350,624円	379,924円

2-5-3
後期高齢者医療制度の
適正な運営

後期高齢者医療は、75歳以上の健康保険制度であることを理解して、被保険者が適正な負担を行っています。

主な取組・・・健康診査の受診勧奨、人間ドック検診の補助、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施、現年保険料の期限内納付の推進

指標名	区分	現状値	目標値
後期高齢者医療保険料の現年分収納率	成果	99.6%	99.7%
後期高齢者医療被保険者の一人当たり医療費	比較	761,370円	793,164円

2-5-4
介護保険制度の
適正な運営

介護保険は、介護を必要とする高齢者の介護等に係る負担を社会全体で支援する制度であることを理解して、被保険者が適正な負担を行っています。

主な取組・・・介護予防の推進、介護給付の適正化、現年保険料の期限内納付の推進

指標名	区分	現状値	目標値
介護保険料の現年分収納率	成果	99.6%	99.7%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

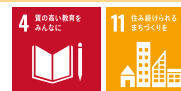
政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・し・こ
創生総合戦略

資
料
編

2-6 生涯学習の推進



施策の目指す姿 (施策の方向性)

市民が生涯を通じて学習活動に取り組むため、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習施設の適切な管理を行います。また、若者や働き盛りの世代も参加しやすい環境づくりを進めます。

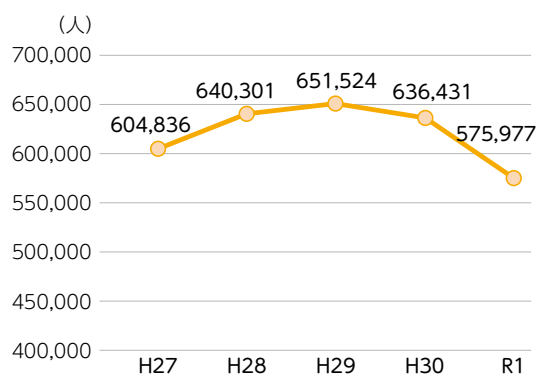
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
生涯にわたって学習に取り組んでいる市民の割合	成果	41.5%	45.0%	生涯にわたって学習することのできる機会を提供すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 生涯学習に取り組んでいる市民の割合は、平成27年度の38.5%から令和元年度の46.5%へと増加しています。
- 若者や働き盛りの世代を含めてあらゆる人が参加しやすい学習環境を積極的に提供し、学習意欲を高めていくことが必要です。また、知識や技能を持つ人が、それらを生かせる環境をつくっていくことが重要になっています。
- 公民館等の各施設においては、地域の学習拠点として、社会・地域課題への対応等について学習機会を企画し提供することのほか、利用促進を図るために、土日や夜間にも参加可能な講座を充実させる必要があります。
- 高度化、専門化、多様化する生涯学習ニーズに対し、連携協定を締結する学校法人や企業をはじめとした民間団体と連携して学習機会を充実していくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン講座や動画配信等の新しい生活様式に対応した学習方法が普及してきたことに伴い、デジタル・デバイド*の解消が課題です。

生涯学習施設の年間延べ利用者数



出典：生涯学習課

施策内の計画

第2期北本市教育振興基本計画 [H30～R4]
第三次北本市生涯学習推進計画 [H26～R5]

基本事業

2-6-1
学習機会の充実

多様な学習機会が提供され自ら学ぶことができます。
 主な取組・・・市民大学きたもと学苑の運営、市役所出前講座の実施、大学公開講座・子ども大学講座の開催

指標名	区分	現状値	目標値
人財情報バンク登録者数	成果	184人	190人

2-6-2
生涯学習施設の適切な管理と利用促進

生涯学習施設が適切に管理され、市民に利用されています。
 主な取組・・・地区公民館・文化センター等の管理運営、公共施設予約システムの運用

指標名	区分	現状値	目標値
生涯学習施設の稼働率	成果	30.5%	45.0%
市民一人当たりの図書貸出数	成果	3.44点	4.50点/年
市民一人当たりの図書館利用回数	成果	0.98回	1.25回/年

2-6-3
芸術・文化事業の推進

芸術・文化活動への関心が高まり、鑑賞や自ら活動に参加する市民が増えています。
 主な取組・・・市民文化祭芸術展・きたもとピアノフェスティバルの開催、芸術・文化サークル活動の支援

指標名	区分	現状値	目標値
この1年間で芸術・文化活動に参加・鑑賞（オンライン・動画等を含む。）したことがある市民の割合	成果	43.6%	55.8%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

2-7 スポーツ活動の推進



施策の目指す姿 (施策の方向性)

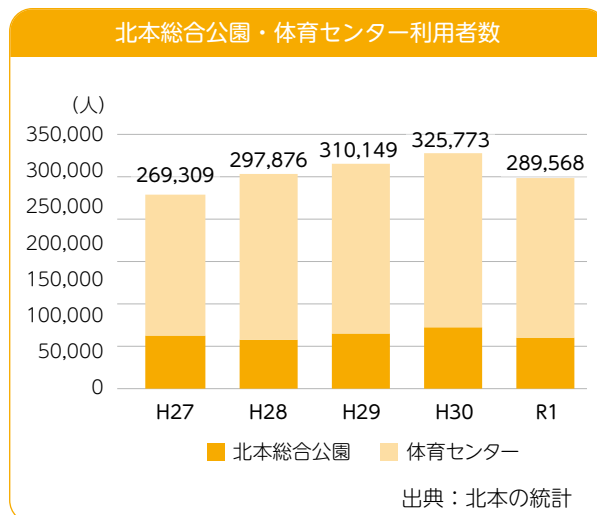
市民がスポーツを通じて生きがいづくりや健康づくりをするため、多様なスポーツやレクリエーションの機会を提供するとともに、体育施設の適切な管理を行います。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
週1回以上のスポーツ実施率	成果 比較 基準値	—	65.0%	スポーツを行うことで、健康に生活する市民を増やすこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- あらゆる市民が気軽にスポーツに親しめるように、より身近な「地域スポーツ教室」等の充実と子どもや障がい者、高齢者を対象としたスポーツ事業の展開が必要です。
- 健康志向が高まる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、身体を動かす機会や時間が減少しているため、安全・安心な環境においてスポーツに親しむ機会を充実することが重要です。
- 体育センターは開館から30年が経過し、経年劣化による不具合が多く発生していることから、適切に施設管理を行う必要があります。



施策内の計画 | 北本市スポーツ推進計画 [H25～R4]

基本事業

2-7-1
スポーツ機会の充実

多様なスポーツやレクリエーションを行う、見る、支えることにより、いきいきと生活しています。

主な取組・・・各種スポーツ大会・教室の開催、生涯スポーツ・レクリエーションの普及推進

指標名	区分	現状値	目標値
スポーツを観戦（オンライン・動画等を含む。）した市民の割合	成果比較	—	75.0%
体育施設の延べ利用人数	成果	136,889人	290,000人/年

2-7-2
スポーツ施設の適切な管理と利用促進

体育施設が適切に管理され、市民に利用されています。

主な取組・・・学校体育館・校庭開放の拡充、体育センターの管理運営

指標名	区分	現状値	目標値
体育施設の稼働率	成果	52.0%	60.0%

2-7-3
スポーツ活動の支援

市民による主体的なスポーツ活動が活発に行われています。

主な取組・・・スポーツ関係団体への支援、指導者の育成支援、スポーツ情報の充実

指標名	区分	現状値	目標値
各種スポーツ・レクリエーションの団体数	成果	165団体	180団体
各種スポーツ・レクリエーションの会員数	成果	3,893人	4,200人

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

政策3 みんなが参加し育てるまち

- 3-1 市民参画と協働の充実
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 3-3 平和と人権の尊重

3-1 市民参画と協働の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

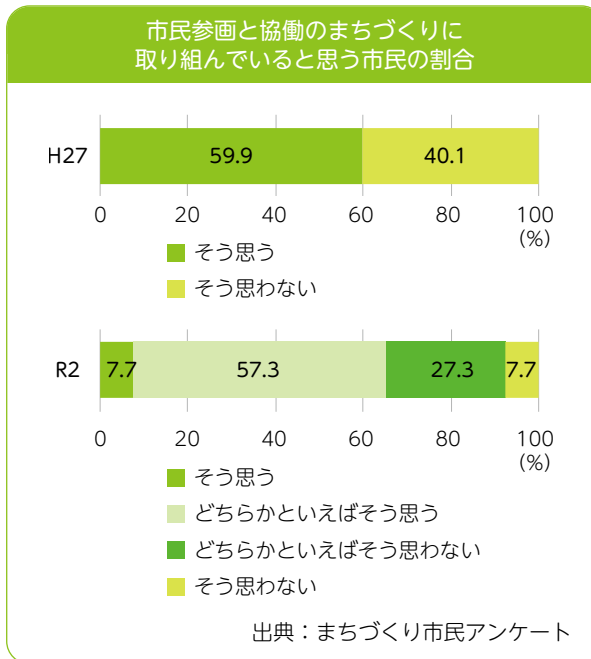
地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市民参画手続に参画した人数	成果	1,741人	↗	市民の参画を推進すること。
協働により実施した事業の件数	成果	1件	2件/年	協働によるまちづくりに取り組むこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 地域の現状を把握し、地域の求めるニーズに適切に対応するため、市民と市との協働による取組が求められています。協働による取組をさらに推進するため、市民の活発な活動を支援するとともに、市からオープンデータ*や地域課題の提示を積極的に行う必要があります。
- 「北本市市民公益活動推進計画」では、市民公益活動の推進に向けて、活動の担い手や専門的な知識・技術を持っている人材の不足、活動場所の確保、より効果的な情報発信、市民団体・企業との連携を課題としています。市民の自主性を損なわないように留意しつつ、各課題の状況改善につなげられるよう同計画に掲げた推進施策を着実に実行していくことが重要です。
- 行政が市民公益活動団体を効果的に支援し各団体の自立性を高めることは、単に各団体の個別の活動を応援するのみにとどまらず、協働事業の相手方となる市民を育成することにもつながります。こうした視点から、「北本市協働推進条例」に基づく協働事業提案の前提となる協働パートナーの登録数の向上等、まちづくりの担い手の裾野を広げる取組が必要です。



施策内の計画

北本市市民公益活動推進計画 [H30～R4]

基本事業

3-1-1
市民参画の推進

市政に参画する市民が増えています。
主な取組・・・市民参画手続の実施

指標名	区分	現状値	目標値
附属機関に参画する委員数（実数）	成果	47人	↗
ワークショップへの参加人数	成果	0人	↗
市民説明会への参加人数	成果	33人	↗
市民アンケート平均回答率	成果	53.3%	60.0%

3-1-2
協働の推進

市民と行政とが対等な立場でともに課題解決に取り組んでいます。
主な取組・・・協働事業提案制度の推進、アダプトプログラム*の推進、市民公益活動の普及啓発および活動団体の支援

指標名	区分	現状値	目標値
協働パートナー登録件数	成果	13件	18件
協働事業に係る相談件数	成果	1件	5件/年

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

3-2 暮らしを支える地域活動の支援



施策の目指す姿 (施策の方向性)

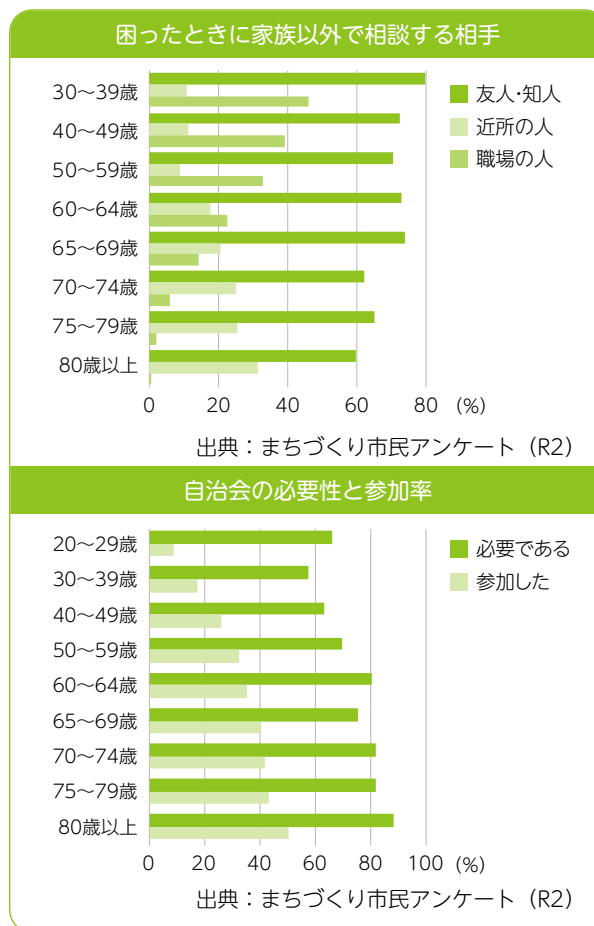
地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
地域活動に参加している市民の割合	成果	34.2%	➔	地域活動に参加する市民を増やし、地域を活性化させること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 令和2年度北本市まちづくり市民アンケート調査の結果から、高齢になると職場の人との関係は薄れ、近隣の人との関係が濃くなることを見て取れることから、地域での活動に大きな役割を果たしている自治会の重要性はこれまでになく高まっています。しかしながら、人口減少や高齢化により組織の運営が困難となってきたため、組織を維持し、活性化するための具体的な方策の展開が必要です。
- 市と自治会等の市民団体が、それぞれの立場や位置づけ等を踏まえた役割分担を行い、自立性の確保に配慮することが重要です。
- 地域活動の拠点施設となるよう、自治会集会施設の新規整備や老朽化した施設の修繕、建替え等、施設の整備や維持管理が必要です。



施策内の計画

北本市市民公益活動推進計画 [H30~R4]

基本事業

3-2-1
地域活動の推進

地域活動の重要性を理解し、参画意識がある市民が増えています。
主な取組・・・自治会への加入促進、自治会・コミュニティへの支援

指標名	区分	現状値	目標値
自治会に加入している世帯の割合	成果比較	74.2%	75.0%

3-2-2
地域活動拠点の確保

地域活動の拠点施設が確保・管理され活発に利用されています。
主な取組・・・集会施設整備の補助

指標名	区分	現状値	目標値
公共施設以外での活動場所が確保できている自治会数 ※全自治会数 111	成果	90自治会	111自治会

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

3-3 平和と人権の尊重



施策の目指す姿 (施策の方向性)

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るための啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるような地域社会の形成に努めます。

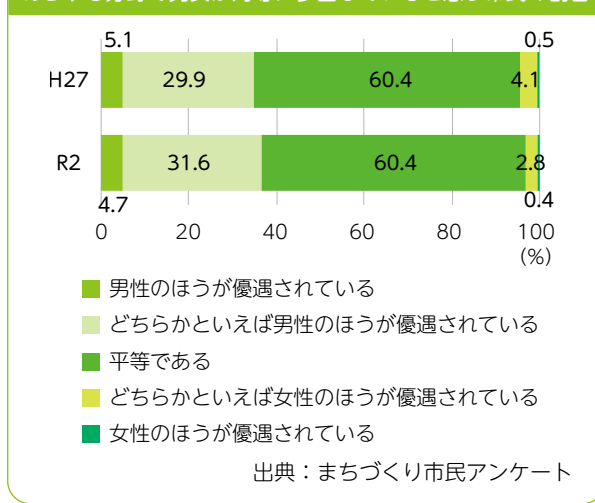
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
あらゆる人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	成果	73.1%	80.0%	市民が実感する人権の尊重されたまちをつくっていくこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 本施策は、国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において設定した8つの優先課題のうち2つ（「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー*平等の実現」および「平和と安全・安心社会の実現」）が含まれ、また、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念とも密接に関わる重要な分野です。
- 国は、平成6年（1994年）に国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。同条約では、子どもが権利の全面的な主体であることができるよう、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が掲げられています。また、このことを踏まえ平成28年（2016年）に改正された児童福祉法においては、同条約の精神にのっとり子どもの権利が保障されることが明記されるとともに、国民、児童*の保護者、国および地方公共団体の責務についても位置づけられています。
- 戦後80年近くが経過した現在、悲惨な戦争を直接体験した人から話を聴ける機会は減少しています。世界連邦平和都市宣言や北本市非核平和都市宣言にのっとり、平和の尊さを次代へ確実に引き継いでいくため、学校教育分野や市民団体とも連携し、個別の年齢層等、啓発のターゲットを意識した効果的な事業を積極的に企画・展開していくことが期待されます。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者*等、多様化する社会生活を背景とした人権問題が存在しているため、人権教育および啓発活動を推進する必要があります。
- 令和3年5月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、障がいのある人の日常生活または社会生活を営む上での障壁を取り除くため、必要かつ合理的な配慮を行うこと等が事業者の義務となりました。
- 令和2年度に「北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定め、多様な性のあり方についての地域社会の理解促進に取り組んでいます。
- 男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現へ向けて、女性の職業分野への参画、仕事と家庭の両立、地域活動への主体的な参画を通して、豊かで活力あるまちづくりを行うとともに、女性に対するあらゆる暴力を根絶することが重要な課題となっています。

あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合



基本事業

3-3-1
平和啓発の推進

平和の大切さを感じることができるようになります。
主な取組・・・平和を考える集いの実施、学校教育における平和啓発の推進

指標名	区分	現状値	目標値
7、8月を平和月間として平和啓発事業を行っていることを知っている市民の割合	成果	—	↗
平和啓発事業参加者数	成果	0人	1,200人／年

3-3-2
人権意識の高揚

重点

市民一人ひとりが、あらゆる人権問題を正しく理解し、ほかの人の人権に配慮します。

主な取組・・・啓発リーフレット・啓発資料の作成・配布、人権の花運動の実施、職員研修の実施、人権推進審議会の運営、人権を守る市民の集い、インクルーシブ教育*の充実

指標名	区分	現状値	目標値
市や公共施設において開催された人権講座・研修会に参加した市民の人数	成果	184人	650人／年
義務教育終了後、人権について学んだことのある市民の割合	成果	45.8%	50.0%

3-3-3
男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として活躍でき、尊重し合える地域社会が形成されています。

主な取組・・・男女共同参画に関する情報誌の発行、市民向け講座の開催、男女行動計画の策定・進捗管理、女性相談の実施、DV被害者の支援

指標名	区分	現状値	目標値
家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）	成果	—	100：100
市の審議会等に女性が登用されている割合	成果 基準値	25.6%	40.0%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

政策4 快適で安心・安全なまち

- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 4-3 環境に優しいまちづくり
- 4-4 道路、上・下水道、河川の整備
- 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化
- 4-6 消防・防災の充実

4-1 豊かな住環境の整備



施策の目指す姿 (施策の方向性)

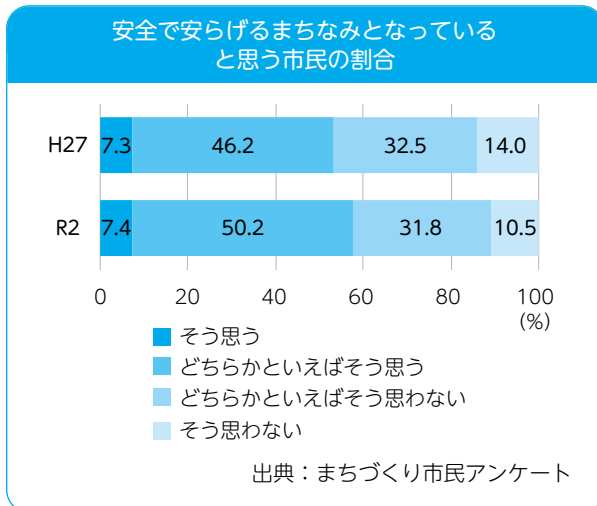
安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上や、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合	成果	57.6%	60.3%	豊かな住環境を整備すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 令和元年度に策定した北本市都市計画マスタープランでは、雑木林、谷津等の豊富な自然環境や大宮台地の良好な地盤を生かした災害に強い住宅地を形成するとともに、自然環境を市民共有の財産・まちづくりの資源として、整備・保全に取り組んでいくこととしています。
- 本市の人口1人当たり都市公園面積は令和2年度には10.5㎡であり、近隣市と比較して自然環境は豊富といえますが、徐々に市街地における雑木林や農地が減少していることから、自然の景観や環境への配慮が必要です。
- 地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度により、公共施設だけでなく、民間の開発においても住環境および景観の形成への配慮が必要です。また、民間の開発事業に対して、要綱に基づく指導を行い、良好な住環境を形成する必要があります。
- 地球環境に優しい住環境形成の観点から、環境負荷の少ない住まいづくりが望まれているほか、災害に強いまちづくりにより安心して暮らせるよう、建築物の耐震化を図る必要があります。
- 高齢化の進展等に伴い空き家が増加し、倒壊、犯罪の誘発等により防災性や防犯性が低下する懸念があるため、リフォームや建替えにより若者の移住・定住の受け皿とする等、有効活用が求められています。
- 久保特定土地区画整理事業区域内に、デーノタメ遺跡や希少野生動植物のオオタカの生息が確認されています。同事業と遺跡との共存や自然環境の保全対策が求められています。
- 住宅と、日常生活に必要な公共施設、商業施設および医療機関等をつなぐ機能として、鉄道や路線バス等の公共交通の活用策を充実する必要があります。



施策内の計画

- 北本市都市計画マスタープラン [R2～]
- 北本市緑の基本計画 [H29～R10]
- 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画 [R3～R7]
- 第二次北本市環境基本計画 [H28～R7]

基本事業

4-1-1 **重点**
公園の整備充実と
緑地の保全

公園が整備されて適切な維持管理が行われ、緑地が保全されています。
主な取組・・・公園施設の長寿命化、公園施設の巡回管理、道路空間の緑化

指標名	区分	現状値	目標値
市民一人当たりの都市公園面積	成果比較	10.5㎡	11.5㎡

4-1-2 **重点**
良好な住環境および
景観の誘導

公共施設だけでなく、民間の開発においても良好な住環境および景観の形成への配慮がされています。

主な取組・・・空き家対策・利活用、中古住宅流通・利用促進、用途地域の見直し、開発行為等に対する指導

指標名	区分	現状値	目標値
特定空家数	成果比較	0件	0件

4-1-3
安全で環境負荷の
少ない住宅への支援

安全で環境負荷の少ない快適な住まいづくりが推進されています。

主な取組・・・住宅耐震化の促進、省エネ住宅の認定

指標名	区分	現状値	目標値
住宅の耐震化率	成果基準値	91.4%	95.0%
省エネ認定住宅率	成果	21.4%	20.0%

4-1-4
土地区画整理事業の
推進

健全かつ良好な住宅市街地が形成されています。

主な取組・・・事業計画の変更、家屋移転補償、街路築造工事

指標名	区分	現状値	目標値
久保特定土地区画整理事業の進捗率	成果	44.1%	100%

4-1-5
鉄道輸送力の活用

鉄道の利便性が高く、多くの方が利用しています。

主な取組・・・高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会への参加、要望活動

指標名	区分	現状値	目標値
人口に対する1日当たりの北本駅利用者割合	成果比較	21.3%	21.3%
北本駅の平日の運行本数	成果比較	224本	224本

4-1-6
市内公共交通の確保

市内の交通手段が確保され、円滑に移動できます。

主な取組・・・路線バス利便性の向上、デマンドバスの運行、公共交通ネットワークの形成

指標名	区分	現状値	目標値
デマンドバス利用数	成果	20,033件	27,000件/年

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

4-2 バランスのある土地利用の推進



施策の目指す姿 (施策の方向性)

首都圏中央連絡自動車道の埼玉県内区間の全線開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化、高速埼玉中央道路の計画による優位性を生かした土地利用を進めるとともに、農地の生産性を維持するため、優良農地の保全に努めます。また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

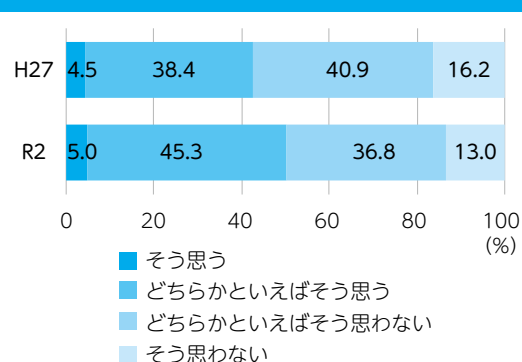
成果指標

※この施策は、基本事業の取組を通して、土地利用構想に基づくゾーン別の土地利用についてそれぞれ取り組むことにより目指す姿の実現を図っていくため、施策における総合的な成果指標は設定していません。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 令和元年度に策定した北本市都市計画マスタープランでは、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に立ち、コンパクトかつ利便性の高いまちづくりを行うため、徒歩圏に日常の買い物ができる店舗等を誘導するとともに、公共交通の利便性の高い都市形成を行うこととしています。
- 優良農地を保全し、農地の生産性を維持・向上する必要があります。
- 空き店舗等を有効活用し、生活機能の強化や中心市街地の活性化に取り組むとともに、南部地域において商業・業務地等の更なる機能を形成することが必要です。
- 首都圏中央連絡自動車道や一般国道17号上尾道路Ⅱ期区間の事業化に伴い、土地利用構想図に位置づける複合的開発ゾーンや沿道サービスゾーンにおいて、広域的な視点に立った活用方法を検討する必要があります。

農住工商バランスの取れた、安全・快適・活力を備えた土地利用がされていると思う市民の割合



出典：まちづくり市民アンケート

施策内の計画

北本市都市計画マスタープラン [R2~]
北本市産業振興ビジョン [R1~R8]

基本事業

4-2-1
優良農地の保全

生産性の高い農地面積が維持されています。
 主な取組・・・農地の利用集積、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた保全活動の支援

指標名	区分	現状値	目標値
耕作放棄地率	成果	3.72%	3.70%
利用権設定面積	成果	55.2 ha	79.0 ha

4-2-2 **重点**
商業・業務地等の整備

商業・業務地の集積により市民の利便性が向上します。
 主な取組・・・商業・業務地の集積、空き店舗対策、用途地域の見直し、駅等の可能性を含めた交通・交流拠点の検討

指標名	区分	現状値	目標値
中心市街地における空き店舗数	成果	43軒	↓

4-2-3
沿道サービス施設の誘導

沿道サービス施設が増加し、市内での消費が拡大します。
 主な取組・・・一般国道 17 号、南大通り、上尾道路（上尾バイパス）、中央通線、西中央通線および旧中山道の沿道における商業施設の誘導

指標名	区分	現状値	目標値
一般国道 17 号、南大通りおよび上尾道路（上尾バイパス）沿道における開発件数	成果	0件	2件/年

4-2-4
住宅供給の促進

土地利用構想に沿って住宅エリアへの住宅供給が促進されています。
 主な取組・・・住宅エリアへの開発誘導

指標名	区分	現状値	目標値
市街化区域における人口の割合	成果	77.6% (R1)	77.6%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

4-3 環境に優しいまちづくり



施策の目指す姿 (施策の方向性)

環境への負荷を軽減し、地球に優しい生活を実現するため、エネルギーを大切に利用することや4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進による水質汚濁の防止に努めます。また、新たなごみ処理施設の稼働を目指し、新たな広域処理体制の構築を進めます。

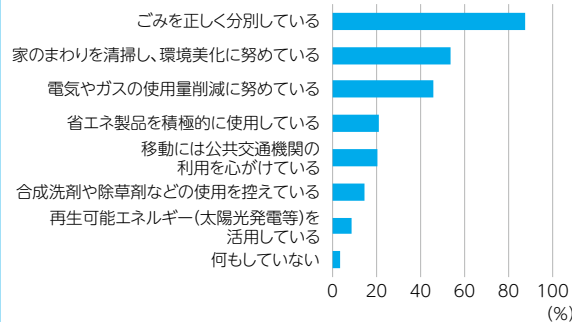
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
温室効果ガスの総排出量 (市全体)	成果	272,000t-	246,500t- CO ₂ / 年	温室効果ガスの排出を低減し、 2050年カーボンニュートラル* の実現を目指していくこと。
	比較	CO ₂		
	基準値	(H30)		

施策を取り巻く環境変化と課題

- 空気や水をきれいにし、湧水や湿地等の水辺環境や多様な動植物の生育・生育環境を育んできた屋敷林・農地・雑木林・谷津等の身近に存在する豊かな自然が、市民の暮らしに安らぎと潤いをもたらしてきたことから、大切な財産として後世に残す必要があります。
- 国が、2019年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル*」を宣言したことに伴い、地方公共団体においても、ゼロカーボンへ向けて、再生エネルギーを活用することや自立・分散型のエネルギー社会を形成していくことが求められています。
- 令和3年9月16日に、本市、鴻巣市、吉見町の2市1町で、「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結しました。今後、埼玉中部環境保全組合が主体となって、ごみの安全かつ安定的な処理、適切な環境保全やエネルギーの有効利用に配慮した施設の整備を進めていく必要があります。
- 市民一人1日当たりのごみ排出量は比較的低く抑えられ、リサイクル率は高い水準となっていることから、今後も4Rの推進によるごみの減量を図っていくことが重要です。

地球環境保全のために実施していること



出典：まちづくり市民アンケート (R2)

施策内の計画

第二次北本市環境基本計画 [H28～R7]

第4次北本市地球温暖化対策実行計画 [R1～R5]

北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画) [H28～R7]

基本事業

4-3-1 脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進

重点

2050年カーボンニュートラル*の実現に向けて、再エネ利用や資源循環が進んでいます。

主な取組・・・省エネ対策の促進、再生可能エネルギー導入支援、4R推進に向けた啓発、容器包装類・廃食油の回収

指標名	区分	現状値	目標値
市役所の温室効果ガス排出量	成果比較	3,539 t-CO ₂	3,286 t-CO ₂ /年
再生可能エネルギーの普及率	成果比較	4.1% (R1)	9.3%

4-3-2 廃棄物の適正な処理の確保

ごみが適切に処理されています。

主な取組・・・新ごみ処理施設建設の推進、資源回収の推進

指標名	区分	現状値	目標値
市民一人1日当たりのごみ排出量	成果比較	785 g (R1)	779 g
排出したごみの処理率	成果	100%	100%

4-3-3 環境衛生の推進

・快適な生活環境が維持されています。
 ・浄化槽放流水や単独処理浄化槽使用世帯の生活雑排水による水路や側溝の水質汚染および悪臭が減少しています。
 主な取組・・・適切なおみ・し尿処理の推進、環境測定調査の実施、合併処理浄化槽の設置促進、浄化槽の適正管理

指標名	区分	現状値	目標値
合併処理浄化槽設置比率	成果	37.5%	100%

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

4-4 道路、上・下水道、河川の整備



施策の目指す姿 (施策の方向性)

安全で利便性の高い都市基盤をつくるため、都市計画道路や生活道路の整備と維持管理に努めるとともに、安全で安定した水の供給や公共下水道の整備と適切な管理により、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。また、水路や河川の整備や適切な管理により、浸水対策を進めます。

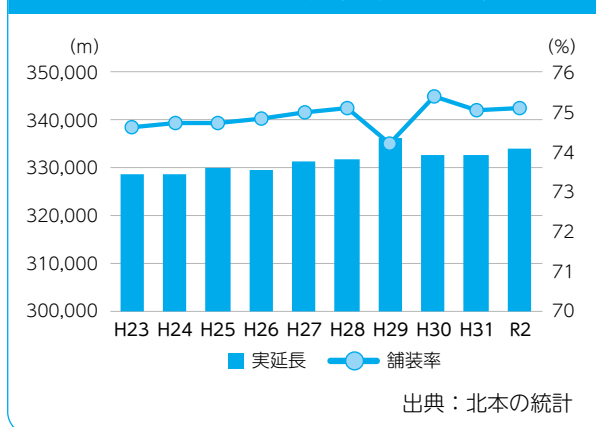
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
道路、上・下水道、河川の整備不良により発生した人身・物損の事故件数	成果	1件	0件/年	都市基盤を適切に整備することで、安全な生活環境をつくること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 首都圏中央連絡自動車道や一般国道17号上尾道路Ⅱ期区間の事業化等の大規模道路整備に伴い、生活道路や都市計画道路の整備を進めていくとともに、適切に改修を行っていくことが必要となっています。
- 国土強靱化の取組を通して、大規模または局所的な自然災害に対し、道路、上・下水道等の社会インフラが機能不全に陥らないように、リスクマネジメントを行うことが求められています。

市道実延長・舗装率（各年4月1日）



施策内の計画 | 北本市都市計画マスタープラン [R2~]

基本事業

4-4-1 **生活道路の整備充実** 重点

安全な道路環境の創出のため、舗装や側溝の整備充実が図られています。
 主な取組・・・道路新設改良、道路舗装改修、道路環境の維持管理

指標名	区分	現状値	目標値
生活道路の改良率	成果	64.1%	64.5%
生活道路の舗装率	成果	75.5%	76.3%
地区要望への対応率	成果	48.0%	100%

4-4-2 **都市計画道路の整備促進**

計画決定されている都市計画道路の整備が進んでいます。
 主な取組・・・中央通線および西仲通線の整備推進

指標名	区分	現状値	目標値
整備済み区間の延長	成果	11.35km	11.65km

4-4-3 **公共下水道（污水）の整備**

公共下水道（污水）が整備され、清潔で快適な生活環境が確保されています。
 主な取組・・・公共下水道（污水）の敷設・維持管理、流域下水道に対する負担

指標名	区分	現状値	目標値
公共下水道整備率	成果比較	84.9%	93.7%
水洗化率	成果比較	99.6%	99.8%
マンホール耐震化数	成果	5基	76基

4-4-4 **雨水排水施設の整備充実**

雨水管や水路・河川が整備され、浸水対策が進んでいます。
 主な取組・・・公共下水道（雨水）の整備・維持管理、河川の維持管理

指標名	区分	現状値	目標値
床上、床下浸水戸数	成果	0戸	0戸/年
冠水による生活道路の通行止め数	成果	0件	0件/年

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

4-5 防犯・交通・消費者対策の強化



施策の目指す姿 (施策の方向性)

安全・安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や防犯施設の充実に努めます。交通事故が減少するよう、交通安全施設を整備するとともに、高齢者や子どもの交通安全教育を推進します。また、消費者教育や啓発に努めるとともに、トラブルに遭ったときの解決への支援体制の強化を図ります。

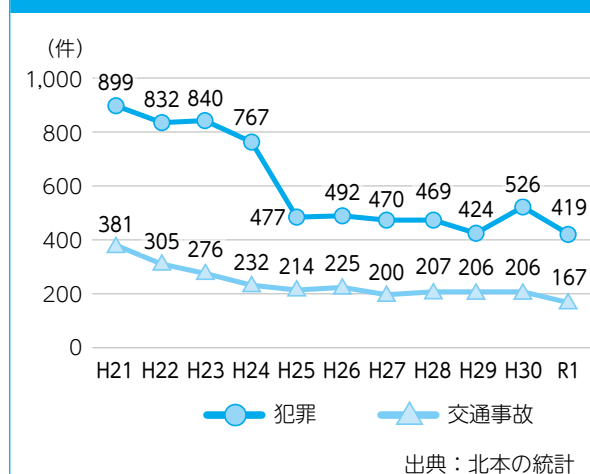
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
人口千人当たりの犯罪件数	成果比較	5.34 件	5.00 件/年	犯罪を減らすこと。
人口千人当たりの交通事故件数	成果比較	2.00 件	1.70 件/年	交通事故を減らすこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 犯罪件数は平成 15 年の 1,622 件をピークに減少していて、令和元年には 419 件となり、ピーク時の 4 分の 1 程度まで減少しています。
- 市民の安全・安心なまちづくりのためには、犯罪を起こさせない環境づくりが重要です。そのため、地域において自主防犯組織を組織して、防犯に対する意識を高め、自主的な防犯活動への参加や犯罪の未然防止を図る必要があります。
- 本計画の策定に当たり、令和元年度に実施した「市民意識調査」では、30 歳代、40 歳代において、最も重要な施策として「防犯・交通・消費者対策の強化」が挙げられています。
- 自動車の安全装置技術の発達・普及等に伴い、本市の交通事故の発生件数および死傷者数は、平成 21 年の 381 件、367 人から、令和元年には 167 件、198 人と 10 年間でおよそ半減しています。
- 近年増加する特殊詐欺により、現金やキャッシュカードをだまし取られる被害や、インターネットを通じた個人売買によるトラブル等の防止に向けた対策の充実が求められています。

市内犯罪・交通事故発生件数



基本事業

4-5-1
防犯・交通安全意識の高揚

- ・ 犯罪に遭わないように自衛や未然防止の意識が高まっています。
 - ・ 交通事故が減少するよう、市民が意識して行動しています。
- 主な取組・・・警戒情報の作成・発信、防犯講話の開催、警察等との連携によるキャンペーンの実施、交通安全意識の啓発、交通安全推進団体の活動支援、交通災害共済への加入促進

指標名	区分	現状値	目標値
防犯対策の平均実践項目数(全6項目)	成果	0.92項目	1.00項目/年
地域防犯団体を組織している割合	成果比較	76.6%	80.0%
交通安全教室参加者数	成果	834人	1,900人/年
65歳以上高齢者の交通事故件数	成果比較	38件	30件/年

4-5-2
防犯環境・交通安全施設の整備充実

- ・ 防犯対策や交通安全対策が充実しています。
 - ・ カーブミラーやLED信号機、ゾーン30等の交通安全施設等が十分に整備されています。
- 主な取組・・・防犯協会の活動支援、防犯灯の整備促進、カーブミラー・道路反射鏡・防護柵の設置、道路区画線の塗布

指標名	区分	現状値	目標値
防犯設備(防犯カメラ等)の整備件数	成果	6件	8件
交通安全施設の整備項目数	成果	73項目	58項目/年

4-5-3
安全な消費生活の確保

- 消費者トラブルに遭わないようにするとともに、遭ったときには解決への支援を受けることができます。
- 主な取組・・・民生委員・児童委員や見守り協力員等による声かけ・啓発活動、専門相談員による消費生活相談の実施

指標名	区分	現状値	目標値
北本市消費生活センター相談解決処理の割合	成果	97.2%	100%

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

4-6 消防・防災の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

安心で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようにするため、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実を図ります。

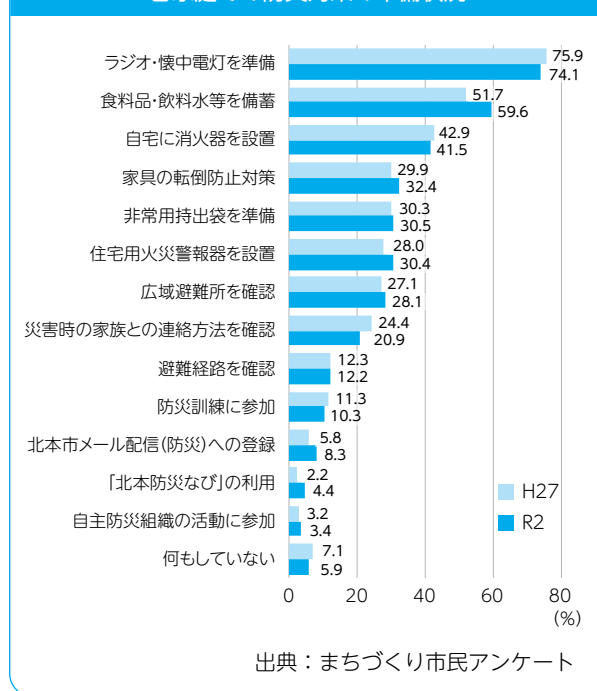
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
災害による負傷者数および死亡者数	成果比較	0人	0人/年	災害による負傷者および死亡者をゼロにすること。
火災による負傷者数および死亡者数	成果比較	1人	0人/年	火災による負傷者および死亡者をゼロにすること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 東日本大震災の発生以降も、全国各地において大規模地震や大型台風、集中豪雨等の自然災害による甚大な被害が発生しています。こうした度重なる被害等により、防災に対する意識の高まりや自助・共助の重要性について再認識されています。
- 防災や災害発生に関する情報が市民に適切に届く仕組みとして、ICT*やIoT*等の技術の活用が求められています。
- 本市は、災害リスクの低い土地ですが、災害時において地域や個人が災害に対応できるよう、地域の防災力向上が求められます。
- 北本市地域防災計画に基づき、災害応急対策や災害復旧復興に至る一連の災害対策について、準備を進めてきました。
- 国土強靱化の取組として、大規模な災害等が発生しても、行政や地域社会、地域経済が機能不全に陥らずに、維持することのできる対策を推進していくことが求められています。

各家庭での防災対策の準備状況



施策内の計画

北本市地域防災計画 [S50～ (H29改定)]
北本市国土強靱化地域計画 [R4～]

基本事業

4-6-1
防災減災意識の高揚

防災・減災の意識が高まり、災害時に行動できます。
主な取組・・・ハザードマップの周知、防災訓練の実施、自主防災活動の促進

指標名	区分	現状値	目標値
防災対策の平均準備項目数 (地震に関する5項目)	成果	1.36項目	➔

4-6-2
災害時の支援体制の充実

・防災に関する情報が市民に届く仕組みが機能しています。
・災害時の支援体制が整っています。
主な取組・・・福祉避難所の充実、備蓄品の充実、企業との災害時相互協力、ボランティア受入体制の整備、避難所における感染症対策

指標名	区分	現状値	目標値
北本市からの防災通知の登録件数	成果	19,027件	➔
防災に関する協定件数	成果	50件	55件
主要備蓄用品(3品目)の備蓄率 ※3品目一水・食料・毛布	成果	48.0%	90.0%

4-6-3
地域防災力の向上

災害時に地域や個人で対応できる防災力が向上しています。
主な取組・・・自主防災組織の設立支援、地区防災訓練の実施支援、自主防災組織リーダー・ボランティアコーディネーターの育成

指標名	区分	現状値	目標値
自主防災組織の組織率	成果比較	68.9%	92.0%
防災訓練に参加した市民の割合	成果	10.1%	➔

4-6-4 重点
強靱な地域社会の構築

災害時でも地域社会が機能しています。
主な取組・・・北本市国土強靱化地域計画の推進

指標名	区分	現状値	目標値
北本市国土強靱化地域計画に掲げるKPI達成率	成果	—	➔

4-6-5
消防力の向上

消防活動が迅速に行われています。
主な取組・・・消防水利施設の整備、消防団活動の支援、消防団施設・設備の維持管理

指標名	区分	現状値	目標値
消防水利基準達成率	成果	57.8%	58.6%
消防団員定数充足率	成果	97.8%	100%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

政策5 活力あふれるまち

5-1 農業・商業・工業の振興

5-2 文化財の活用・保護

5-3 就労対策の充実

5-1 農業・商業・工業の振興



施策の目指す姿 (施策の方向性)

持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付加価値の高い農業の推進に努めます。関連団体と連携し、商店の魅力向上や市内購買率の向上を図ります。創業可能な環境づくりを進め、事業者が安定的に経営できるよう支援するとともに、企業誘致を推進します。地域にある様々な資源を活用して観光の振興に努め、市内経済の活性化につなげます。

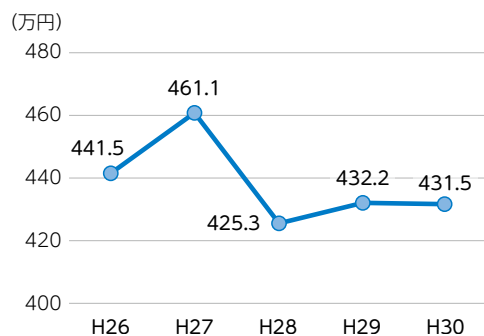
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
就業者一人当たり市内純生産	成果	431.5万円 (H30)	438.3万円	市内の生産額を向上させること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 令和元年度に策定した「北本市産業振興ビジョン」において、本市の地域経済循環率* (64.1%) は、JR高崎線沿線・圏央道沿線の他自治体と比較し、20市町中第18位と相対的に低位です。
- 「北本市産業振興ビジョン」では、人口減少による労働力不足や市場縮小が懸念される中、市内外への製品・特産品のプロモーション等を通して、本市のブランド・個性を高めることにより、まちの価値や豊かさを創造していくことを目指しています。
- 市内には小規模な農家が多く、農家総数(専業・兼業)、農業就業者、経営耕地面積のすべてが減少していますが、品質の高さに定評がある野菜をはじめとした農業の産出額は増加傾向にあります。
- 地域資源を活用し、多様な連携の下新しい価値を生み出すことで市場拡大を図るとともに、生産性の向上や働き方改革の推進、事業承継支援等に取り組んでいく必要があります。
- 商店の減少や商店主の高齢化に伴い、商店会の活動が衰退しないよう、関連団体と連携し、市内商業を活性化する必要があります。
- 企業の誘致については、市街化区域のほか、市街化調整区域や農地を含め、法的な土地利用規制に係る関係機関との事務調整を進め、受け皿となる産業用地の創出に取り組む必要があります。

就業者一人当たり市内純生産



出典：埼玉縣市町村経済計算

施策内の計画

北本市産業振興ビジョン [R1～R8]

基本事業

5-1-1 **重点**
付加価値の高い農業・
商業・工業の推進

高付加価値なものを生み出し事業規模の拡大がなされています。
主な取組・・・園芸の振興、北本ブランドの創出、地産地消の推進、販路拡大・開拓の支援、商店会活動の支援、空き店舗等の活用促進、中心市街地の活性化、6次産業化の推進

指標名	区分	現状値	目標値
認定農業者率	成果比較	17.9%	25.0%
農業従事者一人当たりの農業算出額	成果比較	168万円(R1)	276万円
付加価値額(製造業)	成果比較	2,920,245万円(H30)	3,000,000万円

5-1-2 **重点**
地域経済循環の推進

地産地消や域内調達が拡大し、企業や家計の所得に還元されています。
主な取組・・・農業ふれあいセンターの活用、街バルの開催、地域での産業ネットワークの形成

指標名	区分	現状値	目標値
地域経済循環率*	成果比較	65.6%(H27)	69.9%

5-1-3 **重点**
持続可能な経営の支援

後継者が不足する企業等が廃業することなく事業を継続しています。
主な取組・・・商工会事業への補助、事業承継・創業の支援

指標名	区分	現状値	目標値
市内創業件数	成果比較	17件	30件/年
廃業件数	成果比較	32件	20件/年
事業承継件数	成果比較	0件	1件/年

5-1-4
観光の振興

祭りやイベント等、まちの魅力を活用して交流人口*が増加しています。
主な取組・・・「宵まつり」「産業まつり」開催の支援、観光協会の運営支援、森林セラピーの推進、HP・SNS*の活用

指標名	区分	現状値	目標値
観光入込客数	成果比較	544千人	820千人/年
観光向けHPアクセス件数	成果	67,249件	78,000件/年

5-1-5 **重点**
企業誘致の推進

市内に立地する企業が増えています。
主な取組・・・立地希望企業への相談支援・情報提供、広域交通網を生かした企業・店舗誘致

指標名	区分	現状値	目標値
立地相談件数	成果	7件	5件/年
相談支援・情報提供の中から立地に結びついた件数	成果	0件	1件

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

資
料
編

5-2 文化財の活用・保護



施策の目指す姿 (施策の方向性)

貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用して地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備します。郷土芸能の後継者育成や伝承活動等への支援を通じ、郷土芸能の保存に努めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
文化財を見学または学習した市民の割合	成果	15.3%	25.0%	文化財を普及することで、市民の関心を高めること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 平成31年4月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財について、教育や観光等様々な分野において積極的に活用していくことが求められています。
- 令和4年4月には「文化財保護法の一部を改正する法律」が施行され、無形文化財および無形の民俗文化財を適切に保存するため、登録制度が新設されます。
- 文化財の保護および伝統文化の継承に係る様々な体験や活動、交流、講座等を通して、地域への愛着や誇りを醸成していくことが重要です。
- 遺跡やその他の文化財は、北本の歴史や自然の魅力を語る貴重な資源です。消失、散逸のおそれのある文化財について調査・研究・保存に努めるとともに、重要遺跡については内容確認調査や報告書の発行等により活用を図る必要があります。
- デーノタメ遺跡が確認された区域は、久保特定土地区画整理事業区域内に位置するとともに、都市計画道路の予定地にあることから、共存へ向けた取組が必要です。
- 郷土芸能の後継者不足は、各団体の共通の課題です。後継者育成、伝承活動の支援等を通じ、郷土芸能の保存に取り組む必要があります。

市内指定文化財 種別件数 (R2)

種別	国指定	県指定	市指定	計
建造物	-	-	1	1
絵画	-	-	1	1
彫刻	-	-	6	6
工芸品	-	-	2	2
古文書	-	-	5	5
考古資料	-	1(1)	5	6
歴史資料	-	-	9	9
有形の民俗文化財	-	-	15	15
無形の民俗文化財	-	-	1	1
天然記念物	1	1	5	7
計	1	2(1)	50	53

出典：北本の統計

施策内の計画

第2期北本市教育振興基本計画 [H30～R4]

第三次北本市生涯学習推進計画 [H26～R5]

石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画 [H25～]

石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画 [H25～]

基本事業

5-2-1
文化財の調査・研究

消失、散逸のおそれのある文化財の調査・研究が進んでいます。
 主な取組・・・埋蔵文化財の発掘調査・研究、発掘報告書の刊行、地域資料の収集・整理・保管

指標名	区分	現状値	目標値
文化財の調査件数	成果	41件	50件/年

5-2-2 重点
文化財の保存・活用

貴重な文化財が保存され、その活用が図られています。
 主な取組・・・石戸蒲ザクラの保護・周辺整備、指定文化財の管理、重要遺跡の保存・活用

指標名	区分	現状値	目標値
保護されている指定・登録文化財件数	成果	53件	55件/年
学校教育分野で文化財が活用された件数	成果	4件	15件/年
社会教育分野で文化財が活用された件数	成果	4件	30件/年
シティプロモーション*活動で文化財が活用された件数	成果	4件	10件/年

5-2-3
文化財の普及・啓発

貴重な文化財の価値が広く周知され、地域への誇りや愛着につながっています。
 主な取組・・・小中学校での活用、シンポジウム・説明会の開催、HP・SNS*・広報等での情報発信

指標名	区分	現状値	目標値
報告書刊行、ホームページ・広報等での掲載数	成果	16件	20件/年
市内文化財の市民の認知割合	成果	—	50.0%

5-2-4
伝統文化の継承

後継者が育成され、郷土芸能が保存されています。
 主な取組・・・郷土芸能団体への支援、郷土芸能大会の開催

指標名	区分	現状値	目標値
伝統文化の継承者数	成果	185人	200人
デジタルアーカイブ*された無形文化財の件数	成果	0件	5件

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

5-3 就労対策の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

雇用の促進につながる環境づくりに努めるとともに、就労対策の各種サービスの充実を図ります。職住近接の状況を生み出し、若者や女性等の地域での就労を促進します。

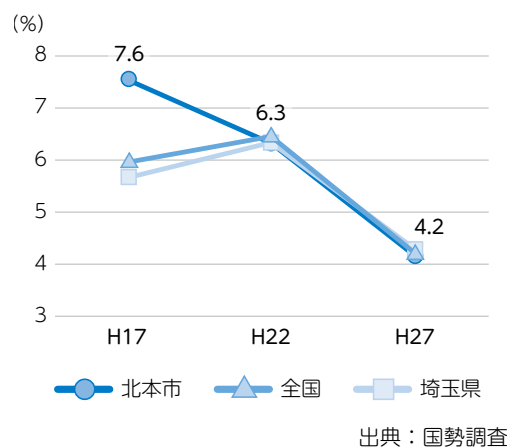
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市内失業率	成果 比較	4.2% (H27)	3.1%	就労対策を充実することで、失業率の低減を図っていくこと。
市内有効求人倍率	成果 比較	—	1.24倍	就労対策を充実することで、求人数の増加を図っていくこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 「北本市産業振興ビジョン」策定時に実施した「事業所アンケート」では、市に期待する支援策として「人材確保に対する支援」(19.3%)が上位に挙げられています。
- 人口減少が進む中、職住近接の状況を生み出し人口流出を抑制するため、地域での就労を促進することが必要です。
- 「働き方改革」を通して、多様な働き方を選択できる社会を実現することにより、働く一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにするとともに、人手不足の解消を図っていくことが求められています。
- 職業相談等を通して市民自らの職業適性を把握する機会を設けるとともに、就労対策の各種サービスを充実し利用者の増加を図ることが必要です。

完全失業率（各年10月1日）



施策内の計画 | 北本市産業振興ビジョン [R1～R8]

基本事業

5-3-1
労働環境改善の促進

働く人一人ひとりの意欲・能力が存分に発揮できる労働環境となっています。

主な取組・・・勤労者団体の補助、労働セミナーの開催

指標名	区分	現状値	目標値
埼玉県健康経営宣言をしている法人数	成果比較	2法人	4法人
埼玉県健康経営認定法人数	成果比較	2法人	4法人
多様な働き方実践企業の認定事業所数	成果比較	38事業所	53事業所

5-3-2
職業能力開発の支援

市内の在勤在住就業者の自己研さん機会が提供されています。

主な取組・・・就労支援セミナーの開催、職業訓練に対する各種助成の利用促進

指標名	区分	現状値	目標値
セミナー参加人数	成果	9人	38人/年

5-3-3 重点
雇用・就労対策の推進

雇用・就労のための相談体制や機会が充実しています。

主な取組・・・子育て中の女性への就労支援

指標名	区分	現状値	目標値
就労マッチング機会提供件数	成果	－	1件/年
就労マッチング人数	成果	－	10人/年

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

政策6 健全で開かれたまち

6-1 市民との情報共有

6-2 適正な事務の執行

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

6-1 市民との情報共有



施策の目指す姿 (施策の方向性)

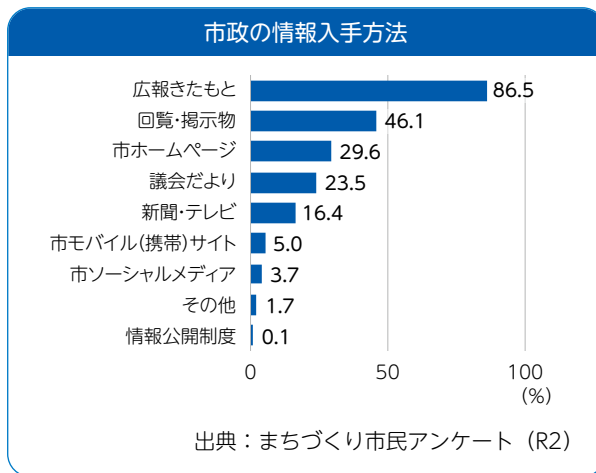
市政への市民参加の促進と行政の透明性の確保のため、ICT*の新たな活用方法による情報公開を進めるとともに、広報紙やSNS*等を活用した情報発信に努めます。幅広く市民から意見・要望等を聴き市政運営に生かすため、様々な手法により広聴活動の充実を図ります。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市が公開している情報にアクセスすることができる市民の割合	成果	66.2%	➔	市民が市政情報にいつでもアクセスできる環境をつくること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 令和元年度に実施した市民意識調査において、市政に対する関心について、「とても関心がある」と「関心がある」の合計が、平成26年度の71.5%から53.3%へ低下し、年齢別では75歳以上において67.2%であったことに対し、20歳代においては31.3%となっています。また、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」の合計が、平成26年度の25.2%から43.0%へ上昇し、年齢別では20歳代において66.7%であったことに対し、75歳以上において26.6%となっています。
- 市民意識調査において、市政の情報入手方法は、広報きたもとが86.5%、市ホームページが29.6%、市ソーシャルメディアは3.7%となっています。
- 市ホームページでのオープンデータ*やSNS*を活用した情報発信等、ICT*を活用した情報発信と行政の透明性の確保を図っています。
- 外国人に対応した多言語化や障がいのある人への合理的配慮*等、誰にとってもわかりやすい情報の提供・発信が求められています。
- 令和2年度北本市まちづくり市民アンケートにおいて、市政に意見が反映されていると思う市民の割合は25.3%であることから、幅広く市民から意見・要望等を聴き、市政に反映させることが求められています。



基本事業

6-1-1
情報公開の推進

行政の透明性が確保されています。
主な取組・・・情報公開・個人情報保護制度の運用、オープンデータ*の推進

指標名	区分	現状値	目標値
情報公開請求による公開件数	成果	60件	35件/年
オープンデータ*件数	成果	476件	↗

6-1-2
広報活動の充実

幅広い市民へ情報が提供されています。
主な取組・・・広報紙・議会だよりの充実、市ホームページ・ソーシャルメディア等による情報発信

指標名	区分	現状値	目標値
公式 SNS *等のフォロワー*等の人数	成果	11,308人	↗
市ホームページへのアクセス回数	成果	1,533,264回 H29-R1 平均値 938,895回	1,300,000回/年

6-1-3
広聴活動の充実

幅広い市民からの意見を聴く体制ができています。
主な取組・・・インターネットモニターの実施、市長への手紙・提言の実施、市長と語る会・ワークショップ等の開催

指標名	区分	現状値	目標値
市民と市長とによる懇談会等の回数	成果	2回	5回/年
市民の声を聴く機会に満足していない市民の割合	成果	23.7%	↘

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

6-2 適正な事務の執行



施策の目指す姿 (施策の方向性)

行政事務の信頼を確保するため、庁内ネットワークのセキュリティ対策を実施し、行政情報を適切に管理します。公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、適正で公正な契約事務の執行や適正な会計処理に努めます。また、公平・公正に選挙事務を執行するとともに、若年層の投票率の向上を図ります。

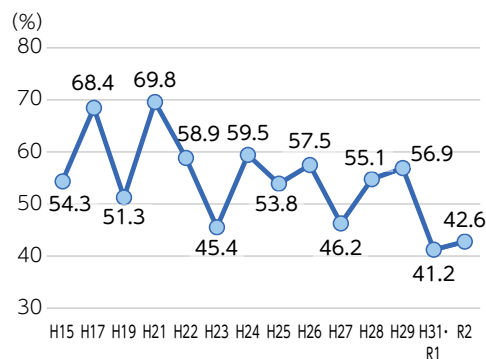
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
監査委員による定例監査の指摘件数	成果	11件	0件/年	事務の執行を適正化すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- ICT*の普及に伴い、利便性が向上する一方で、セキュリティインシデント*への体制や対策を強化する必要があります。
- 高齢化や人口減少、新型コロナウイルスの影響等による財政難が見込まれ、公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、公契約の適正化と公共サービスの質の確保・向上が求められています。
- 選挙の投票率は低下傾向にあります。とりわけ若年層においては、低い水準にとどまっています。市民の意思が正しく政治に反映されるよう、投票率の向上を目指す取組が求められています。

平均投票率



出典：北本の統計

基本事業

6-2-1
行政情報の適切な管理

- ・ 行政文書が適正に管理され、個人情報保護されています。
 - ・ 庁内ネットワークを活用した情報の一元化・共有化が図られるとともに、セキュリティ対策が実施されています。
- 主な取組・・・情報資産の保護および適切な運用、セキュリティに配慮したネットワーク管理、グループウェアシステム・財務会計システムの運用管理

指標名	区分	現状値	目標値
個人情報漏えい件数	成果	0件	0件/年
情報セキュリティ監査の指摘件数	成果	0件	0件/年

6-2-2
適正で公正な契約の執行

- 市の発注に関し、より一層の透明性、公平性および競争性が高められるとともに、契約の適正な履行が確保されています。
- 主な取組・・・入札・契約の管理、契約履行検査の実施

指標名	区分	現状値	目標値
北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく措置件数	成果	0件	0件/年
入札による工事契約のうち制限付一般競争入札による契約の割合	成果	25.0%	50.0%

6-2-3
適正な会計処理

- 会計規則等に基づき適正な会計処理を行います。
- 主な取組・・・会計事務研修の実施

指標名	区分	現状値	目標値
毎月出納検査の指摘件数	成果	0件	0件/年

6-2-4
適正な選挙事務の執行

- 公平・公正な選挙の執行と投票率の向上を図ります。
- 主な取組・・・公職選挙法に基づく各種選挙の執行、選挙啓発の実施

指標名	区分	現状値	目標値
選挙事務に係る事故件数	成果	0件	0件/年
平均投票率	成果	42.6%	48.0%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進



施策の目指す姿 (施策の方向性)

効果的・効率的に事務事業を実施するため、行政評価を実施するとともに、公共施設等の適正な管理や財政計画の策定に取り組みます。また、ICT*を活用した行政サービスの充実を図るとともに、税収の確保や質の高い窓口サービスの提供に努めます。地方自治体間の広域での連携により、効率的な行財政運営を進めます。

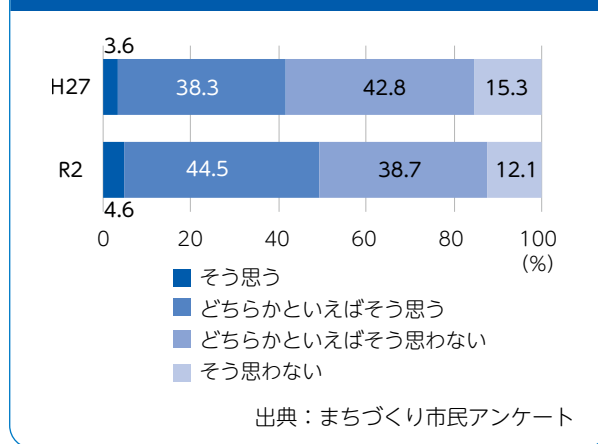
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
施策の成果指標の達成率	成果	—	90.0%	総合振興計画の達成度を確認すること。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 多くの市民の参画により制定された北本市自治基本条例の規定により、効果的かつ効率的な市政運営を行うこと、行政評価の結果を反映した市政運営を行うことが求められています。
- 新型コロナウイルスの影響や生産年齢人口の減少等に伴い、歳入の減少が見込まれるため、新たな取組により歳入を確保していく必要があります。
- 平成28年度に北本市公共施設等総合管理計画を策定し、次世代へ負担を先送りしないために、人口や財政規模に応じた公共施設の適正な規模やあり方について方針を示しました。また、令和元年度に北本市公共施設マネジメント実施計画を策定し、公共施設ごとの今後の整備等に係る方針を示しました。
- 令和2年度に国が策定した「自治体DX推進計画」では、地方公共団体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータ等を活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。
- 市と他の地方公共団体や民間企業等とのパートナーシップにより、地域の価値を高め、より豊かな市民生活につながる行政運営を図る必要があります。

効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う市民の割合



施策内の計画

北本市公共施設等総合管理計画 [H29～R38]

北本市公共施設マネジメント実施計画

〈北本市公共施設適正配置計画編〉 [R2～R41]

基本事業

6-3-1
成果志向に基づく
行政経営の推進

環境変化や市民ニーズに対応し、計画的かつ効率的に事務事業が実施されています。

主な取組・・・PDCA マネジメントサイクル*の運用、経費節減・合理化の徹底、事務事業の見直し

指標名	区分	現状値	目標値
基本事業の指標の達成率	成果	—	90.0%

6-3-2
人材育成の推進と
適正な人事管理

効果的な人材育成・適正な人事管理が行われています。

主な取組・・・職員研修の実施、人材育成計画の実行

指標名	区分	現状値	目標値
研修に参加した職員数	成果	609人	620人/年
自己啓発補助金利用者数	成果	—	5人/年

6-3-3 **重点**
健全な財政運営と
資産管理

・公債費*等の後年度負担が抑制され、市民サービス向上のための事業に必要な財源が確保されています。

・施設再編をはじめ資産管理が適切に行われています。

主な取組・・・財政計画の策定、地方債の発行・償還の適正管理、クラウドファンディング*の推進、PPP（官民連携）事業の推進

指標名	区分	現状値	目標値
実質公債費比率*	成果比較	7.4%	7.4%
将来負担比率*	成果比較	18.9%	18.9%
公共施設等総合管理計画進捗率	成果	-0.7%	1%
市民一人当たり市有財産（建物）面積	成果	2.31㎡	2.36㎡

6-3-4
歳入の確保

・課税業務が適正に執行され、税収が確保されています。

・多様な形態により歳入が確保されています。

主な取組・・・滞納整理、債権管理、企業版ふるさと納税の推進、適正な申告指導

指標名	区分	現状値	目標値
市税収納率	成果比較	97.1%	97.7%
市税収納未済額	成果比較	246,715千円	190,640千円
ふるさと納税寄附件数	成果比較	3,908件	➔

6-3-5 **重点**
自治体 DX * の推進

業務改革を徹底し、デジタル技術等の活用により、質の高い窓口サービスおよび利便性の高い市民サービスが提供されています。

主な取組・・・情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI *・RPA *の利用促進、テレワークの推進、ICT *の普及

指標名	区分	現状値	目標値
マイナンバーカード普及率	成果比較	25.8%	90.0%
AI *・RPA *等のデジタル技術を活用した件数	成果	11件	20件
行政手続のオンライン化割合	成果	19.0%	100%
オンライン手続の利用割合	成果	0%	35.0%

6-3-6
広域行政および多様な主体との連携の推進

広域や多様な主体との連携により、利便性の高い市民サービスが提供されるとともに、効率的な行政運営が行われています。

主な取組・・・埼玉県央まちづくり推進協議会への参加、多様な主体との連携

指標名	区分	現状値	目標値
共同処理している事務の件数	成果	11件	12件
包括・事業連携協定に基づく事業実施件数	成果	—	10件

政策7 人口減少に対応するための リーディングプロジェクト

プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

■基本方針

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置づけ、実効性を高めます。



プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」



若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
25歳から34歳までの女性mGAP*	成果	—	➔	シティプロモーション地域内メインアプローチ対象*のまちに対する推奨・参加・感謝の意欲を向上すること。
25歳から34歳までの女性の社会増減	成果	-40人 (H30-R2平均値)	0人	シティプロモーション地域内メインアプローチ対象*が住みたいまちと思う状況を創ること。

移住・定住・創業希望者への支援

- 本市の魅力伝える場所等へのアテンドツアーの実施や、移住に係る相談窓口の一元化、お試し移住支援に取り組みます。
- 創業した人または希望する人に対し、インキュベーション*施設等の環境を整備し、スタートアップ*全般に係る支援を行います。

&green プロジェクト（“みどり” とともにある暮らしの魅力向上）

- シティプロモーション*コンセプト「&green（アンドグリーン）」に象徴される“みどり” とともにある暮らしの魅力をより向上し、WEB・SNS*等を活用して情報発信をすることにより、若者のまちへの愛着やまちづくりへの参加意欲を高めます。
- まちの魅力の表出・地域経済活性・農業支援・新たなコミュニティ創出・環境保全・教育・防災等、多様な側面で効果的であり、全庁横断的に活用可能な屋外マーケットについて、開催・運営支援を行います。
- 市内での創業や開業といった経済的な活動や、地域資源である“みどり”をはじめとした公共空間の市民による利活用や管理等といった地域での活動を通して、地域を支える若い担い手の育成や支援を行うとともに、多世代の交流活動を活発化します。

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市まち・心と・しごと創生総合戦略

資料編

生活に合わせた居住空間の整備

- 雑木林・里山空間の保全・活用を行うとともに、効果的に“みどり”を配置し、市内の居住空間全体の価値を高めます。
- 民間企業等とともに、中古住宅や空き家・空き店舗等、建築物の構造である「スケルトン」ではなく、内側の居住・生活空間である「インフィル」を自在に更新し、若者の生活形態に合わせた居住空間やオフィス・店舗を生み出します。

“グリーン”な取組の促進

- 気候変動や過剰なエネルギー消費、森林の持続可能性等、地球の存続に関わる問題を身近な自分事として捉える若者は多く、循環型のオフグリッド*な取組を進めることで、地域の環境を守っていきます。
- 林床管理により森林の育成を助け、人為と自然が相互に作用し合うことで、自然の多様性の維持・再生を図ります。
- 食品、エネルギー等のあらゆる資源の循環を念頭に置いたサーキュラーエコノミー*の推進に取り組みます。

新たな経済活動の創出や働きやすい環境の整備

- テレワークやコワーキング*の推進を通して、働きやすい環境を整えるとともに、新たな経済活動の創出に取り組みます。
- 就労について、市内企業等と若者とのマッチング支援を行います。

地域産業〈産品〉の洗練化

- 商・工・農業者の高度の熟練や洗練された技術を生かした地域産品の流通等、ふるさと納税の取組を通して事業者の支援を行います。
- 商・工・農業者の連携することのできる交流機会をつくります。

本市の重層的な歴史・記憶を生かす

- 本市の歴史・文化を、持続可能なまちづくりの象徴、本市の暮らしやすさのバックボーンに据え、民間企業等と連携したWEBサイトでの情報発信、歴史・文化体験イベント、歴史・文化関連商品やふるさと納税返礼品の開発・採用等の取組を通して、住民のまちへの愛着向上を図るとともに、市外へのPRを積極的に行います。

プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」



若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまで注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
出生数	成果	340人	380人	安心して子どもを産み育てることができる環境を整えること。

“子育て”と“働く”の両立

- 子育て世帯が働く上で必要不可欠な「学童保育（放課後児童クラブ）」、「放課後子ども教室」とともに、既存の学校施設等を徹底的に活用し、放課後や長期休暇中でも子どもが安心して過ごせる施設の整備を進めます。
- ステーション保育事業を充実し、電車で通勤する人の利便性を高めます。
- リモート等により在宅ワークを行う子育て世帯が、子育てと保育を両立することのできる環境を充実します。

子育て中の人への就労支援と職住近接の推進 ～“隙間時間”を工夫して～

- フルタイムで働くことを希望する人だけでなく、子育てをする時間の“隙間”にパートタイムで働くことを希望する人が増えているため、子育て中の人と企業との就労マッチングに取り組みます。
- 多様な働き方実践企業の認定事業所数の増加を図り、子育て中の人働きやすい環境の整備を進めます。

質の高い保育環境の整備

- グリーン社会の実現を目指し、メンテナンスを最小限とするとともに複合施設としての利用を可能とする設計を行う等、安全性や機能性を重視した新たな保育所を整備します。
- 市内の保育人材について、処遇改善を図るとともに確保に取り組みます。

子育て世帯への心理的・経済的負担の軽減

- コロナ禍等を要因として孤立する子育て世帯が相談しやすい環境をつくります。
- 地域全体で子育てを支えるため、児童館、地域子育て支援拠点のほか、子育てを支援する民間団体等によるネットワークを形成します。
- 市とボランティアやNPO、地域活動団体等とによる重層的な支援体制により、子育てに不安を抱える方の早期把握・早期支援に取り組みます。

I 序論

Ⅱ 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

地域における学習体験

- 地域資源を活用して子どもの学習の機会と保護者同士のコミュニティの場をつくり、子どもの発達を支えとともに、子育てにおける孤立や地域における関係の希薄化の解消を図ります。

学び、遊び場の充実

- 市内に点在する雑木林や公園等において、自然を活用した遊びのプログラムを充実し、子どもの健やかな成長を支えます。
- 公共施設等の既存ストックを活用して、スポーツ・文化・教育活動等を行う場を整備します。

安全・安心な環境の整備

- 防犯活動の充実を図ることや、身の回りに内在するあらゆるハザードの除去に取り組み、子どもと保護者が安全に安心して生活できる環境をつくります。
- スポーツ等を通して防災を学ぶプログラムを提供し、災害時に自発的に行動することのできる子どもを育みます。

第2期北本市まち・ひと・しごと
創生総合戦略

1 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たって

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

全国で少子高齢化・人口減少が急速に進む中、国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この戦略では、東京圏*への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、従来の ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な成果を求める施策 を改め、国と地方とが一体となり、総合的かつ計画的な地方創生の取組を行うこととしました。

これを受け、埼玉県は、平成28年3月に「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することで、生産年齢人口の減少や高齢化への対応を拡大・充実し、県の社会経済の活力を引き出していくとともに、少子社会そのものを変える取組を進めるために、人口を増加させるための施策や結婚・出産・子育ての希望を叶えるための施策を推進してきました。

本市においては、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、国および埼玉県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、本市に見合った人口展望の実現、社会情勢等を捉えた地域経済の発展およびまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、平成28年3月に「北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第1期北本市総合戦略」という。）を策定し、地方創生の取組を推進してきました。

【まち・ひと・しごと創生法（一部抜粋）】

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

（2）市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

（3）前2号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 第1期 北本市総合戦略 の進捗状況

第1期北本市総合戦略に掲げた基本目標の数値目標およびKPI (Key Performance Indicator：重要業績評価指標) の進捗状況は以下のとおりです。

※当初値は原則として平成27年度の数値、最新値は原則として令和2年度の数値を示しています。

基本目標1 新しい人の流れをつくる

数値目標

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
社会増減（転入―転出）	△203人 (過去5年間の平均値)	△100人	105人	達成

KPI

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
「できれば他市町村に移りたい」と思っている若者（20～29歳）の割合	23.4%	18.0%	8.8%	達成
安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合	53.5%	60.0%	57.6%	向上
商業・業務集積地（北本駅・二ツ家周辺）における店舗・事務所の開発に係る事前協議件数	1件 (H26)	増加	0件	未達成
人口1人当たりの都市公園面積（総公園面積／総人口）	10.1㎡ (H26)	11.0㎡	10.5㎡	向上
人口1,000人当たりの犯罪件数	7.29件 (H26)	6件	5.34件	達成
人口1,000人当たりの交通事故件数	3.26件 (H26)	3件	2.00件	達成

基本目標2 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる

数値目標

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
合計特殊出生率*	1.07 (H26)	1.20	1.12 (R1)	向上

KPI

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
妊婦が妊婦健康診査を受診した回数	11.9回 (H26)	12.5回	12.4回	向上
中学生以下の子がいる人が、地域医療環境に満足していない割合	16.7%	12.0%	18.6%	未達成
保育所（園）待機児童数	0人	0人	29人	未達成
安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合	62.6% (H25)	70.0%	76.9% (H30)	達成
県学習状況調査における小4から中3までの学力の伸び（県平均値との差）	+1.5ポイント	+2.0ポイント	+1.18ポイント	未達成
学校・家庭・地域の連携がとれていると思う保護者の割合	74.3%	75.0%	79.0%	達成

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

基本目標3 ともに支え合う地域をつくり、市民の暮らしを守る

数値目標

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
住みよいと感じている市民の割合	65.7%	70.0%	74.6%	達成

KPI

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
65歳健康寿命*	男性 17.31年 女性 19.34年 (H26)	男性 17.50年 女性 19.50年	男性 18.43年 女性 20.72年 (R1)	達成
健康づくり事業等に参加した人数	1,392人 (H26)	2,000人	1,976人	向上
生きがいを持っている高齢者の割合	82.3%	85.0%	81.7%	未達成
地域活動に参加している市民の割合	51.8%	56.0%	34.2%	未達成
ボランティアや市民公益活動に参加した市民又は参加してみたいと思う市民の割合	29.0%	40.0%	24.1%	未達成
生活道路の舗装率	74.9% (H26)	75.4%	75.5%	達成
生涯学習施設の年間延べ利用者数	615,136人 (H26)	630,000人	283,344人	未達成

基本目標4 安定した雇用を創出する

数値目標

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
市内従業者数（民営）	20,107人 (H26)	21,000人	19,609人 (H28)	未達成

KPI

項目	当初値	目標値	最新値	達成状況
企業の立地相談件数（累計）	なし (H26)	5件	23件	達成
創業に関する相談件数	28件 (H26)	35件	10件	未達成
市内総生産*	159,647百万円 (H24)	向上	151,365百万円 (H30)	未達成
就労対策の利用者数	206人 (H26)	232人	128人	未達成

(3) 第1期 北本市総合戦略 の評価

基本目標の達成状況を示す数値目標全4項目のうち、達成が2項目(50%)、向上が1項目(25%)、未達成が1項目(25%)となっています。基本目標における各取組の成果を示すKPIについては全23項目のうち、達成が8項目(34.8%)、向上が4項目(17.4%)、未達成が11項目(47.8%)となっています。

基本目標1「新しい人の流れをつくる」では数値目標「社会増減(転入-転出)」を達成しています。KPI「『できれば他市町村に移りたい』とと思っている若者(20~29歳)の割合」の達成に表れているとおり、市への愛着を醸成するシティプロモーション*の取組等の本市の魅力向上に資する取組が若年層に評価されたことが数値目標の達成に寄与したと考えられます。住み続けたいまちとしての魅力を高めるため、引き続き市の魅力向上に資する取組が必要です。

また、KPI「人口1,000人当たりの犯罪件数」およびKPI「人口1,000人当たりの交通事故件数」の達成、KPI「安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合」の向上から、防犯パトロールの充実や交通安全施設の拡充などの取組が、安全・安心な住みやすいまちとしての本市のイメージアップに寄与したと考えられます。

基本目標2「若い世代の出産・子育ての希望をかなえる」では、数値目標「合計特殊出生率*」は未達成であるものの向上しています。KPI「妊婦が妊婦健康診査を受診した回数」の向上から、受診勧奨などの産前のサポート体制への評価が数値目標の向上に寄与したと考えられます。

また、KPI「安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合」、KPI「学校・家庭・地域の連携がとれていると思う保護者の割合」の達成から、放課後子ども教室や学童保育の機能充実等、子どもの安全・安心な活動場所を確保する取組等が評価されたことがうかがえます。

一方で、KPI「保育所(園)待機児童数」やKPI「中学生以下の子がいる人が、地域医療環境に満足していない割合」が悪化していることから、安心して子どもを預けることができる環境や、必要に応じて適切に医療が受けられる環境を充実させる必要があります。

基本目標3「ともに支え合う地域をつくり、市民の暮らしを守る」では、数値目標「住みよいと感じている市民の割合」を達成しています。KPI「65歳健康寿命*」が大きく延伸したことから、高齢者の健康増進を図る取組が地域に浸透したことがうかがえます。

しかしながら、KPI「地域活動に参加している市民の割合」や、KPI「生涯学習施設の年間延べ利用者数」が大幅に悪化していることから、活動の機会の減った市民の孤立や生きがいの低下が懸念されます。大幅な悪化の背景には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があることも一つとして考えられますが、取組として地域活動や生涯学習活動等、生きがいと社会参加の場の拡充を積極的に図る必要があります。

基本目標4「安定した雇用を創出する」では、数値目標「市内従業者数(民営)」が悪化しています。KPI「創業に関する相談件数」、KPI「市内総生産*」、KPI「就労対策の利用者数」がいずれも悪化していることから、市内産業の創業や雇用の創出等について改善の余地があるため、市内経済の活性化と好循環の実現に向けて、創業や事業拡大等の支援を図る必要があります。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

2 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

(1) 第五次北本市総合振興計画後期基本計画との関係

第1期北本市総合戦略の計画期間が令和3年度で満了するため、第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「本戦略」という。）を策定します。本戦略の策定に当たっては、令和4年度を計画初年度とする第五次北本市総合振興計画後期基本計画の施策、成果指標および指標を、本戦略の目標とその方向性、数値目標、主な関連施策およびKPIに位置づけ、本戦略と第五次北本市総合振興計画後期基本計画とを一体的に策定し、推進していくことで、地方創生の実効性を高めます。

(2) 計画期間

第五次北本市総合振興計画後期基本計画と同様の、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(3) 進行管理

本戦略では、基本目標の達成状況を示す数値目標および基本目標における主な関連施策の取組の動向を示すKPIを設定し、第五次北本市総合振興計画後期基本計画と同様にその効果を客観的に確認できるようにしています。

本戦略の実行に当たっては、PDCA マネジメントサイクル*に基づき、庁内組織である「北本市行政経営会議」の下、各担当部局において取組・検証・評価等を実施するとともに、外部有識者による会議において取組の検証および評価等を併せて行うこととします。

また、必要に応じて、本戦略の見直しを行うこととします。

(4) 基本目標の設定

国が策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では ①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる の4つの基本目標と ①多様な人材の活躍を推進する、②新しい時代の流れを力にする の2つの横断的な目標を定めています。

埼玉県は、「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め ①県内における安定した雇用を創出する、②県内への新しいひとの流れをつくる、③県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守る の4つを基本目標としています。

本戦略では、国および埼玉県が定めた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標や、第1期北本市総合戦略の評価を踏まえ、「基本目標1 稼ぐ産業と安定した雇用を創出する」、「基本目標2 新しい人の流れとつながりをつくる」、「基本目標3 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる」、「基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の4つの基本目標を定めます。

(5) 横断的な目標の設定

基本目標1から4に掲げる「方向性」を実現し、かつ継続して地域社会・地域経済を発展させていくためには、人と人がつながりを持ち、連携・交流できる地域づくりが必要です。このため、あらゆる取組において多様な主体の参画を推進することが、多様性を生み、地方創生の基盤を拡大することにつながることから、**「横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する」**を定めます。

また、国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定））とともに、国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsの実現を目指しています。あらゆる取組を通してこれらの実現を目指す必要があることから、**「横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする」**を定めます。

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

3 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

(1) 目標の一覧

基本目標1	稼ぐ産業と安定した雇用を創出する
基本目標2	新しい人の流れとつながりをつくる
基本目標3	若い世代の出産・子育ての希望をかなえる
基本目標4	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断的な目標1	多様な人材の活躍を推進する
横断的な目標2	新しい時代の流れを力にする

(2) 目標のみかた

本戦略に定める数値目標、KPIは第五次北本市総合振興計画後期基本計画に定める成果指標、指標と同一です。また、主な関連施策は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画の施策番号、施策名を記載しています。

本戦略の目標です。

目標達成のための方向性です。

本戦略に定める「基本目標」および「横断的な目標」の達成状況を示す数値目標です。

(3) 基本目標および横断的な目標

基本目標1 稼ぐ産業と安定した雇用を創出する

【方向性】
地域の特色・強みを生かした産業の振興や地域経済を牽引する企業・農業者等の育成強化とともに、市内経済の好循環に向けた産業構造の構築を図ります。また、新たな創業・開業や次世代への円滑な事業承継等に向けた支援を行うとともに、企業誘致や、雇用の創出、就業者の良好な住環境の整備に取り組むこと等で、市内経済の活性化を図ります。

数値目標

指標	区分	現状値	目標値
5-1 就業者一人当たり市内純生産	成果	431.5万円 (H30)	438.3万円
5-3 市内有効求人倍率	成果比較	-	1.24倍

【主な関連施策】

- 3-3 平和と人権の尊重
- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 5-1 農業・商業・工業の振興
- 5-3 就労対策の充実
- 7 プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」
- 7 プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

目標値設定の基準となる数値です。原則として令和2年度の数値を記載しています。

本戦略の目標値です。

各目標の「方向性」実現に向けた「施策」の一覧です。

「方向性」の動向を示すKPIです。

KPI

指標	区分	現状値	目標値
3-3 家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）	成果	-	100:100
4-1 特定空家数	成果比較	0件	0件
4-2 耕作放棄地率	成果	3.72%	3.70%
4-2 一般国道17号、南大通りおよび上尾道路（上尾バイパス）沿道における開発件数	成果	0件	2件/年
5-1 農業従事者一人当たりの農業算出額	成果比較	168万円 (R1)	276万円
5-1 付加価値額（製造業）	成果比較	2,920,245万円 (H30)	3,000,000万円
5-1 地域経済循環率*	成果比較	65.6% (H27)	69.9%
5-1 市内創業件数	成果比較	17件	30件/年
5-1 事業承継件数	成果比較	0件	1件/年

数値目標およびKPIをその特性により次の3つに区分しています。

成果	令和7年度で目指すべき目標値を設定したもの。
比較	全国平均、埼玉県平均、近隣または同規模市平均と比較したときに、同等以上の水準になるように目標値を設定したもの。
基準値	国や専門機関で望ましい水準が指定されている場合に、同等以上の水準となるように目標値を設定したもの。

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資料編

(3) 基本目標および横断的な目標

基本目標1 稼ぐ産業と安定した雇用を創出する

【方向性】

地域の特色・強みを生かした産業の振興や地域経済を牽引する企業・農業者等の育成強化とともに、市内経済の好循環に向けた産業構造の構築を図ります。また、新たな創業・開業や次世代への円滑な事業承継等に向けた支援を行うとともに、企業誘致や、雇用の創出、就業者の良好な住環境の整備に取り組むこと等で、市内経済の活性化を図ります。

数値目標

指標	区分	現状値	目標値
5-1 就業者一人当たり市内純生産	成果	431.5万円 (H30)	438.3万円
5-3 市内有効求人倍率	成果比較	—	1.24倍

【主な関連施策】

- 3-3 平和と人権の尊重
- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 5-1 農業・商業・工業の振興
- 5-3 就労対策の充実
- 7 プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」
- 7 プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

KPI

指標	区分	現状値	目標値
3-3 家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率 (女性を100とした場合の男性の比率)	成果	—	100:100
4-1 特定空家数	成果比較	0件	0件
4-2 耕作放棄地率	成果	3.72%	3.70%
4-2 一般国道17号、南大通りおよび上尾道路(上尾バイパス) 沿道における開発件数	成果	0件	2件/年
5-1 農業従事者一人当たりの農業算出額	成果比較	168万円(R1)	276万円
5-1 付加価値額(製造業)	成果比較	2,920,245万円 (H30)	3,000,000万円
5-1 地域経済循環率*	成果比較	65.6%(H27)	69.9%
5-1 市内創業件数	成果比較	17件	30件/年
5-1 事業承継件数	成果比較	0件	1件/年

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略
3 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

指標	区分	現状値	目標値
5-1 相談支援・情報提供の中から立地に結びついた件数	成果	0件	1件
5-3 就労マッチング機会提供件数	成果	—	1件/年
5-3 就労マッチング人数	成果	—	10人/年

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

基本目標2 新しい人の流れとつながりをつくる

[方向性]

- ・ 交通利便性の確保や、若者の生活形態に合わせた居住空間の確保とともに移住・定住・創業窓口の一元化による移住・定住に関するワンストップの支援を行うことで、高い発信力を持つ若者、とりわけ女性の移住・定住の促進と、転出の抑制を図ります。
- ・ 市民や企業とともに本市の魅力の発見や創出に取り組むことで、関係人口*を増やすとともに、市民や企業の有する発信力やノウハウ等を活かし、本市への観光客や寄附・投資等を呼び込みます。

数値目標

指標	区分	現状値	目標値
6-3 ふるさと納税寄附件数	成果比較	3,908 件	↗
7-1 25歳から34歳までの女性の社会増減	成果	-40人 (H30 - R2 平均値)	0人

[主な関連施策]

- 3-1 市民参画と協働の充実
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 5-1 農業・商業・工業の振興
- 6-1 市民との情報共有
- 6-3 効率的かつ効果的な行財政運営
- 7 プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

KPI

指標	区分	現状値	目標値
3-1 協働パートナー登録件数	成果	13 件	18 件
3-2 自治会に加入している世帯の割合	成果比較	74.2%	75.0%
4-1 特定空家数	成果比較	0 件	0 件
4-1 北本駅の平日の運行本数	成果比較	224 本	224 本
4-2 市街化区域における人口の割合	成果	77.6% (R1)	77.6%
5-1 観光入込客数	成果比較	544 千人	820 千人/年

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略
3 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

指標	区分	現状値	目標値
6-1 公式SNS*等のフォロワー*等の人数	成果	11,308人	↗
6-1 市ホームページへのアクセス回数	成果	1,533,264回 H29-R1 平均値 938,895回	1,300,000回/年
6-3 包括・事業連携協定に基づく事業実施件数	成果	—	10件

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

基本目標3 若い世代の出産・子育ての希望をかなえる

【方向性】

子育てに関する相談体制の整備や子育て世帯の経済的負担の軽減、質の高い保育環境の整備や教育の充実等、妊娠期から子育て期にわたり、世帯それぞれのライフステージに沿った支援を行うとともに、子育て等と仕事が両立できる職場環境づくりに取り組む事業主への支援等を行い、出産・子育てを希望する若者や女性の市内での就労を促進することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。

数値目標

指標	区分	現状値	目標値
1-1 市の子育て支援策が充実していると思う 子育て世帯の割合	成果	—	↗
7-2 出生数	成果	340人	380人

【主な関連施策】

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実
- 1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み
- 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- 1-5 学校教育の充実
- 2-1 地域福祉の推進
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 3-3 平和と人権の尊重
- 5-3 就労対策の充実
- 7 プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

KPI

指標	区分	現状値	目標値
1-1 保育所（園）待機児童数	成果 比較 基準値	29人	0人／年
1-1 一般会計に占める子育て支援策に係る予算の割合	成果	6.5%	↗
1-2 妊婦が妊婦健康診査を受診した回数	成果 比較 基準値	12.4回	13回／年
1-2 子どもにかかりつけ医がいる世帯の割合	成果 比較 基準値	79.1%	92.0%
1-4 学校応援団の活動回数	成果	2,623回	5,500回／年
1-5 学力テストにおける児童*正答率 (県平均値との比較)	成果 比較	-2.4ポイント	+0ポイント以上

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略
3 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

	指標	区分	現状値	目標値
1-5	学力テストにおける生徒*正答率 (県平均値との比較)	成果 比較	+1.6 ポイント	+0 ポイント以上
3-3	家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率 (女性を100とした場合の男性の比率)	成果	—	100:100
5-3	多様な働き方実践企業の認定事業所数	成果 比較	38 事業所	53 事業所
5-3	就労マッチング人数	成果	—	10人/年

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

[方向性]

- ・ 空き家・空き店舗等の遊休資産の再生・活用、歴史・文化を活かした取組を通して、まちににぎわいと活力を生み出し、公園や緑地等の整備や適切な管理により豊富な自然環境等の“みどり”とともにある暮らしの魅力向上を図ります。
- ・ 誰もが安心してその人らしく暮らすことができるよう、社会保障制度の充実や啓発、都市機能の最適化・日常生活サービス機能の充実、人と人がつながり交流する地域社会づくりを推進するとともに、自然災害に対して関東有数の強度を持つ優位性を生かして、総合的な災害対応力を高めます。また、本市の貴重な自然を守りながら持続可能な成長ができる脱炭素社会の実現へ向けて、再生可能エネルギーの普及や資源循環を推進します。

数値目標

指標		区分	現状値	目標値
2-2	65歳健康寿命*	男性	18.43年 ^(R1)	19.00年
		女性	20.72年 ^(R1)	21.50年
3-2	地域活動に参加している市民の割合	成果	34.2%	↗
4-1	安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合	成果	57.6%	60.3%
4-3	温室効果ガスの総排出量（市全体）	成果比較基準値	272,000t-CO ₂ ^(H30)	246,500t-CO ₂ /年
4-6	災害による負傷者数および死亡者数	成果比較	0人	0人/年

[主な関連施策]

- 2-1 地域福祉の推進
- 2-2 保健・医療の充実
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者福祉の充実
- 2-5 社会保障制度の適正な運営
- 2-6 生涯学習の推進
- 2-7 スポーツ活動の推進
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 4-1 豊かな住環境の整備
- 4-2 バランスのある土地利用の推進
- 4-3 環境に優しいまちづくり
- 4-4 道路、上・下水道、河川の整備
- 4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略
3 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

- 4-6 消防・防災の充実
- 5-2 文化財の活用・保護
- 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進
- 7 プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

KPI

	指標	区分	現状値	目標値
2-1	日常生活上のあらゆる困りごとを相談する場所や人がいる市民の割合	成果	—	90.0%
2-3	社会参加している高齢者の割合	成果	56.3%	56.3%
2-4	社会参加している障がい者の割合	成果	72.3% (R1)	↗
2-6	生涯学習施設の稼働率	成果	30.5%	45.0%
2-7	体育施設の稼働率	成果	52.0%	60.0%
2-7	各種スポーツ・レクリエーションの団体数	成果	165 団体	180 団体
4-1	市民一人当たりの都市公園面積	成果 比較	10.5 ㎡	11.5 ㎡
4-2	中心市街地における空き店舗数	成果	43 軒	↘
4-3	再生可能エネルギーの普及率	成果 比較	4.1% (R1)	9.3%
4-4	マンホール耐震化数	成果	5 基	76 基
4-5	65 歳以上高齢者の交通事故件数	成果 比較	38 件	30 件/年
4-6	北本市国土強靱化地域計画に掲げる KPI 達成率	成果	—	↗
5-2	シティプロモーション*活動で文化財が活用された件数	成果	4 件	10 件/年

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進する

[方向性]

活力ある地域社会の実現へ向けて、市民をはじめ地域団体、NPO、民間企業、教育機関、地域外の個人等、地域に関わるすべての人が地域の担い手として自ら積極的に参画し、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進します。

数値目標

指標		区分	現状値	目標値
1-4	地域に学習の機会と場がある 児童・生徒の割合	児童*	成果 48.6%	60.0%
		生徒*	成果 26.2%	60.0%
3-1	市民参画手続に参画した人数	成果	1,741人	➔
3-1	協働により実施した事業の件数	成果	1件	2件/年
3-2	地域活動に参加している市民の割合	成果	34.2%	➔

[主な関連施策]

- 1-1 子育て支援の充実
- 1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進
- 2-1 地域福祉の推進
- 2-3 高齢者福祉の充実
- 2-4 障がい者福祉の充実
- 2-6 生涯学習の推進
- 2-7 スポーツ活動の推進
- 3-1 市民参画と協働の充実
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 3-3 平和と人権の尊重
- 4-6 消防・防災の充実
- 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進
- 7 プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」
- 7 プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

KPI

指標		区分	現状値	目標値
1-1	子どもの放課後等の居場所があると思う保護者の割合	成果	—	➔
1-4	学校応援団の活動回数	成果	2,623回	5,500回/年
1-4	巡回指導参加人数	成果	100人	120人/年
2-1	ボランティア登録人数	成果	202人	258人
2-3	社会参加している高齢者の割合	成果	56.3%	56.3%

第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略
3 第2期北本市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標

指標	区分	現状値	目標値
2-4 就労を希望し、実際に就労している障がい者の割合	成果比較	51.0%	55.0%
2-4 社会参加している障がい者の割合	成果	72.3% (R1)	↗
2-6 人財情報バンク登録者数	成果	184人	190人
2-7 各種スポーツ・レクリエーションの団体数	成果	165団体	180団体
3-1 ワークショップへの参加人数	成果	0人	↗
3-1 協働パートナー登録件数	成果	13件	18件
3-3 市の審議会等に女性が登用されている割合	成果 基準値	25.6%	40.0%
4-6 自主防災組織の組織率	成果比較	68.9%	92.0%
6-3 包括・事業連携協定に基づく事業実施件数	成果	—	10件

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

[方向性]

情報通信技術等の未来技術の活用により、教育や公共・社会基盤等の分野におけるDX*等を推進することで、地域課題の解決に取り組むとともに、地域の魅力向上を図ります。また、地域の活性化等を通じて持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsを推進します。


数値目標

指標	区分	現状値	目標値
6-3 AI*・RPA*等のデジタル技術を活用した件数	成果	11件	20件

[主な関連施策]

- 6-1 市民との情報共有
- 6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進
- 全施策 SDGsの実現に向けた取組の推進

KPI

指標	区分	現状値	目標値
6-1 オープンデータ*件数	成果	476件	
6-3 マイナンバーカード普及率	成果比較	25.8%	90.0%
6-3 行政手続のオンライン化割合	成果	19.0%	100%
6-3 オンライン手続の利用割合	成果	0%	35.0%

資料編

1 第五次北本市総合振興計画基本構想

1. 目的と期間

第五次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定めるものです。

基本構想の期間は、平成 28（2016）年度から平成 37（2025）年度までの 10 年間とします。

2. 基本理念と将来都市像

（1）基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の北本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

市民との協働による持続可能なまちづくり

（2）将来都市像

北本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

緑にかこまれた健康な文化都市

～市民一人ひとりが輝くまち 北本～

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟へと向かい、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

3. 将来人口

(1) 将来人口の目標

本市では、平成 17 年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計をもとに、基本構想の中間年度である平成 32 年度末人口は 66,000 人、最終年度である平成 37 年度末の人口は 63,000 人を目標とします。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和 40 年代から 50 年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

● 自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

● 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

● 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路および上尾道路（上尾バイパス）等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

● 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点および北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置付け、活力を創出します。

(2) 区別の土地利用の方向性

● 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

●農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

●工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

●商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用などにぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的ににぎわいが高められるよう交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

●環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

●複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実ならびに周辺地域の発展および活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

●沿道サービスゾーン

国道17号および南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

●土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

●公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

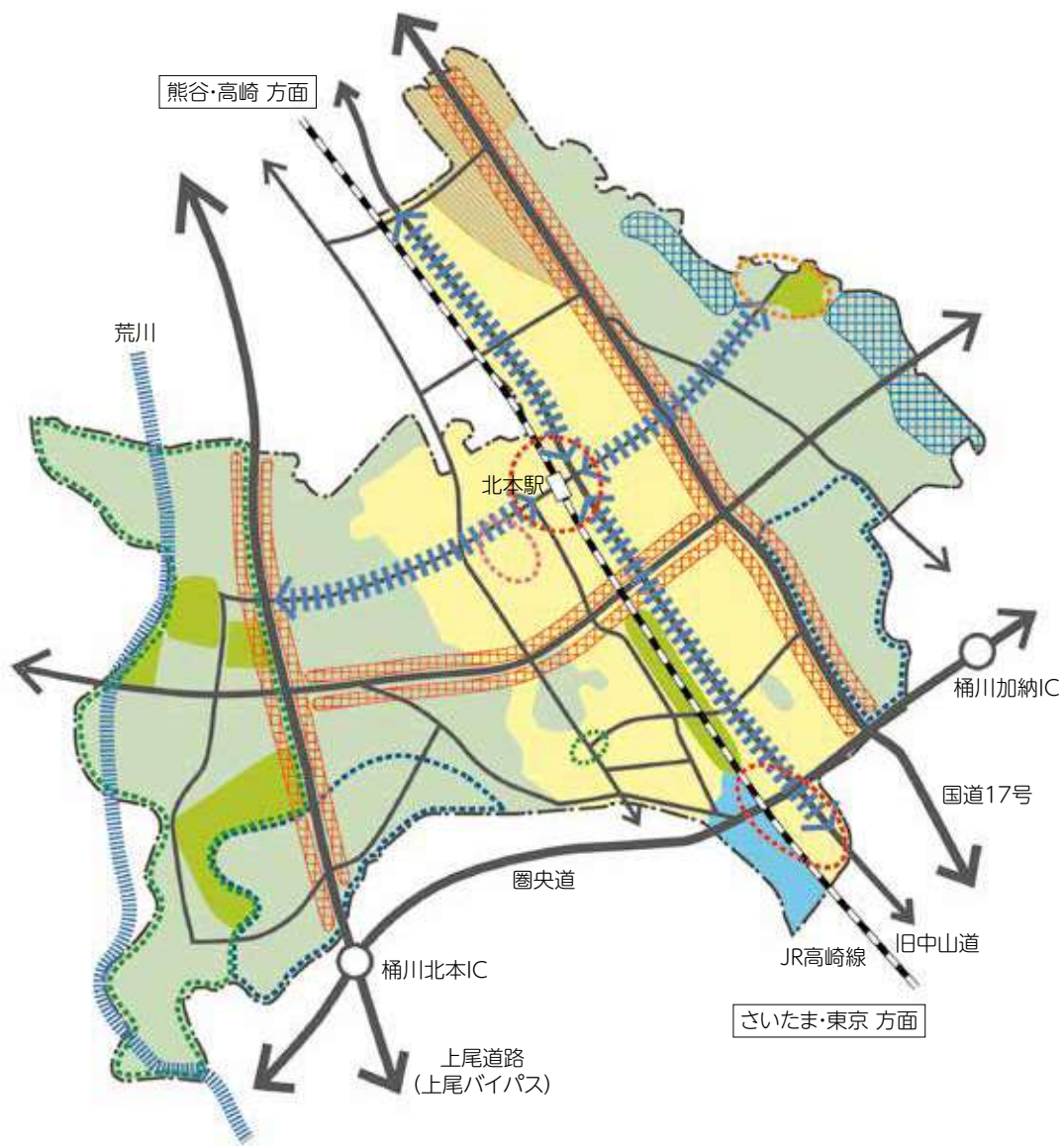
●行政・文化拠点

市役所、児童館および文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

●健康・スポーツ拠点

体育センターおよび北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 土地利用構想図



- 住宅エリア
- 工業エリア
- 農地エリア

- 商業・業務ゾーン
- 工業ゾーン
- 複合的開発ゾーン
- 環境保全・交流ゾーン
- 沿道サービスゾーン
- 土地利用誘導ゾーン

- 公園・緑地
- 行政・文化拠点
- 健康・スポーツ拠点

- 道路
- 都市軸

I 序論

II 後期
基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

資料編

5. 政策の大綱

(1) 政策1 子どもの成長を支えるまち

●基本方針

子どもの健やかな成長は、明るい未来につながります。子育てする人を支援するとともに、子どもたちが地域の中ででのびのびと育つ環境を整えることにより、子どもたちの大きな成長を支えるまちを目指します。

●施策

1-1 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子育てに関する相談体制を整備するとともに、各種支援制度により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供と、安全な環境の子どもの居場所づくりを進めます。

1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、母体の健康管理に努めるとともに、環境づくりを進めます。乳幼児の健やかな成長を促すため、健康診査や予防接種を実施します。また、必要に応じて適切に医療が受けられるよう小児初期・二次救急医療体制を整えます。

1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み

障がいのある児童が安心して自立した生活ができるよう、児童および保護者への早期支援・相談体制の充実に努めます。子どもにとって家庭が安心・安全に育つことができる環境となるよう、要保護児童等への支援と児童虐待防止対策を実施します。

1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進

子どもが家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにするとともに、保護者の学校活動への参加意識を高めます。地域住民の力を借りて子どもたちの学びや体験の場を確保し、地域と一体となった活動により青少年の健全育成に努めます。

1-5 学校教育の充実

これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことができるよう、教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な教育を行います。また、子どもたちの発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備に努めます。

(2) 政策2 健康でいきいきと暮らせるまち**●基本方針**

健康づくりや生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしの安心を支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。

●施策**2-1 地域福祉の推進**

誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声かけや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。

2-2 保健・医療の充実

高齢化が進む中で、健康寿命を延ばし自立した健康な生活を送るため、健康づくり事業の拡充や疾病予防・早期発見により早期治療へつなげられる環境の整備を進めます。適切な医療を受けることができる環境を整えるため、「かかりつけ医」等を持つことなどの普及啓発活動に取り組みます。

2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の就労や地域活動、ボランティア活動等の社会参加の場を拡充するとともに、健康づくりの習慣化を促します。市民が助け合い、地域や行政が支援する地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2-4 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業所の運営を支援するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進します。就労を希望する障がい者が、働く場や機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの運営に努めます。

2-5 社会保障制度の適正な運営

すべての市民が安心して生活できるようにするため、社会保障制度の充実や啓発に努めるとともに、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度では被保険者の適正な負担による安定した運営を図ります。また、生活困窮者が自立した生活を送れるよう、適切な支援を行います。

2-6 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学習活動に取り組むため、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習施設の適切な管理を行います。また、若者や働き盛りの世代も参加しやすい環境づくりを進めます。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資料
編

2-7 スポーツ活動の推進

市民がスポーツを通じて生きがいづくりや健康づくりをするため、多様なスポーツやレクリエーションの機会を提供するとともに、体育施設の適切な管理を行います。

(3) 政策3 みんなが参加し育てるまち

●基本方針

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、市民みんなでまちを育てていくことを目指します。

●施策

3-1 市民参画と協働の充実

地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

3-2 暮らしを支える地域活動の支援

地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。

3-3 平和と人権の尊重

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るための啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるような地域社会の形成に努めます。

(4) 政策4 快適で安心・安全なまち

●基本方針

美しい自然を守りながら、住環境や都市基盤の整備・維持管理を推進するとともに、防犯・防災の取り組みを充実させ、快適で安心・安全に暮らせるまちを目指します。

● 施策

4-1 豊かな住環境の整備

安全で安らげるまちとするため、公園や緑地の整備と適切な管理、良好な住環境の形成、環境負荷の少ない住宅建設を推進するとともに、空き家対策や多様な住宅ニーズに合わせた支援等に努めます。また、鉄道の利便性の向上や、交通弱者の移動手段としての市内公共交通の確保を図ります。

4-2 バランスのある土地利用の推進

首都圏中央連絡自動車道の埼玉県内区間の全線開通や上尾道路Ⅱ期区間の事業化、高速埼玉中央道路の計画による優位性を生かした土地利用を進めるとともに、農地の生産性を維持するため、優良農地の保全に努めます。また、北本駅周辺の商業・業務地の集積を図るとともに、南部地域での開発等を誘導し、交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

4-3 環境に優しいまちづくり

環境への負荷を軽減し、地球に優しい生活を実現するため、エネルギーを大切に利用することや4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量を図るとともに、合併処理浄化槽の設置促進による水質汚濁の防止に努めます。また、新たなごみ処理施設の稼働を目指し、新たな広域処理体制の構築を進めます。

4-4 道路、上・下水道、河川の整備

安全で利便性の高い都市基盤をつくるため、都市計画道路や生活道路の整備と維持管理に努めるとともに、安全で安定した水の供給や公共下水道の整備と適切な管理により、清潔で快適な生活環境の確保に努めます。また、水路や河川の整備や適切な管理により、浸水対策を進めます。

4-5 防犯・交通・消費者対策の強化

安全・安心なまちづくりのために、犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や防犯施設の充実に努めます。交通事故が減少するよう、交通安全施設を整備するとともに、高齢者や子どもの交通安全教育を推進します。また、消費者教育や啓発に努めるとともに、トラブルに遭ったときの解決への支援体制の強化を図ります。

4-6 消防・防災の充実

安心で災害に強いまちとなるよう、災害時に適切な支援や情報提供を行うとともに、防災施設の充実と支援体制の整備に努めます。また、地域で適切な対応ができるようにするため、自主防災活動の促進や啓発に努め、消防団体制の充実に努めます。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

(5) 政策5 活力あふれるまち

●基本方針

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、様々な地域資源を活用し、活力あるまちを目指します。

●施策

5-1 農業・商業・工業の振興

持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付加価値の高い農業の推進に努めます。関連団体と連携し、商店の魅力向上や市内購買率の向上を図ります。創業可能な環境づくりを進め、事業者が安定的に経営できるよう支援するとともに、企業誘致を推進します。地域にある様々な資源を活用して観光の振興に努め、市内経済の活性化につなげます。

5-2 文化財の活用・保護

貴重な文化財の調査・研究・保存を進めるとともに、魅力ある文化財を活用して地域の歴史や自然、文化を学ぶことができる環境を整備します。郷土芸能の後継者育成や伝承活動等への支援を通じ、郷土芸能の保存に努めます。

5-3 就労対策の充実

雇用の促進につながる環境づくりに努めるとともに、就労対策の各種サービスの充実を図ります。職住近接の状況を生み出し、若者や女性等の地域での就労を促進します。

(6) 政策6 健全で開かれたまち

●基本方針

市政の透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政の実現を目指すとともに、適正に事務を執行し、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営を推進します。

●施策

6-1 市民との情報共有

市政への市民参加の促進と行政の透明性の確保のため、ICTの新たな活用方法による情報公開を進めるとともに、広報紙やSNS等を活用した情報発信に努めます。幅広く市民から意見・要望等を聴き市政運営に生かすため、様々な手法により広聴活動の充実を図ります。

6-2 適正な事務の執行

行政事務の信頼を確保するため、庁内ネットワークのセキュリティ対策を実施し、行政情報を適切に管理します。公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、適正で公正な契約事務の執行や適正な会計処理に努めます。また、公平・公正に選挙事務を執行するとともに、若年層の投票率の向上を図ります。

6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進

効果的・効率的に事務事業を実施するため、行政評価を実施するとともに、公共施設等の適正な管理や財政計画の策定に取り組みます。また、ICTを活用した行政サービスの充実を図るとともに、税収の確保や質の高い窓口サービスの提供に努めます。地方自治体間の広域での連携により、効率的な行財政運営を進めます。

(7) 政策7 人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト

●基本方針

今後も続く人口減少に対応していくために、各政策・施策に示した重点事業とそれを補完する新規事業とを総合的にひとつの政策と捉えて「リーディングプロジェクト」に位置付け、実効性を高めます。

プロジェクト1 「若者の移住・定住・交流促進」

若い世代の希望に合った住環境を整備・提供するとともに、同居・近居を希望する人や新婚・子育て世帯に対して効果的な支援を行い、「住みたくなるまち・住み続けたいまち」としての魅力を高めます。雇用機会が創出される環境を整え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ります。

プロジェクト2 「めざせ日本一、子育て応援都市」

若い世代が安心して結婚・子育てができるよう、地域で支えていく仕組みを作るとともに、医療・保育サービスの充実を図ります。これまでも注力して取り組んできた子育て環境・教育環境の整備をさらに強化し「子育てに優しいまち」として若い世代の定住化を図ります。

2 第五次北本市総合振興計画 後期基本計画の策定経過

平成 31 年 / 令和元年

10～11月	市民意識調査の実施
11月27日	市民ワークショップ打合せ
12月17日	市民ワークショップ打合せ
12～1月	第五次北本市総合振興計画後期基本計画策定に係る職員アンケート

令和 2 年

1月16日	市民ワークショップ職員ファシリテーター勉強会
1月17日	市民ワークショップ打合せ
1月23日	市民ワークショップ「地方創生に向けた若者会議」第1日（市職員参加）
1月24日	令和元年度第1回北本市総合振興計画審議会
2月19日	市民ワークショップ「地方創生に向けた若者会議」第2日（市職員参加）
3月	第五次北本市総合振興計画後期基本計画 基礎調査報告書完成
4月15日	第1回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
4月17日	行政経営会議
6月2日	行政経営会議
6月26日	令和2年第2回北本市議会定例会全員協議会〔第五次北本市総合振興計画前期基本計画および後期基本計画の計画期間の変更について説明〕
9月29日	第五次北本市総合振興計画の一部改定について（議案第81号）原案可決
11月12日	第2回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
11月16日	行政経営会議
11月26日	令和2年度第1回北本市総合振興計画審議会
12月	まちづくり市民アンケート調査〔市民意識調査〕
12～1月	まちづくり市民アンケート調査〔事業所調査〕

令和 3 年

2月1日	第1回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
2月17日	第2回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
3月22日	第3回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ

4月27日	第4回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
4月30日	第3回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
5月7日	行政経営会議
5月11日	第5回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
5月14日	令和3年度第1回北本市総合振興計画審議会
5月18日	第6回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
5月27日	第7回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
6月3日	第8回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
6月10日	第9回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
7月12日	第4回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
7月14日	行政経営会議
7月21日	令和3年度第2回北本市総合振興計画審議会〔第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）諮問〕
7月26日	令和3年度第3回北本市総合振興計画審議会
8月11日	第5回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
8月17日	行政経営会議
8月20日	令和3年度第4回北本市総合振興計画審議会〔書面開催〕
9月3日	令和3年第3回北本市議会定例会全員協議会〔第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）の説明および意見照会〕
9月10日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）に係るパブリック・コメント手続の開始
10月7日	第10回第五次北本市総合振興計画後期基本計画成果指標設計ワーキンググループ
10月12日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）に係るパブリック・コメント手続の終了
10月20日	第6回第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会
10月26日	行政経営会議
11月1日	令和3年度第5回北本市総合振興計画審議会
11月8日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）答申
12月17日	第五次北本市総合振興計画後期基本計画について（議案第60号）原案可決

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

3 北本市総合振興計画審議会・検討委員会等

(1) 北本市総合振興計画審議会規則

平成21年9月30日

規則第28号

改正 平成28年3月31日規則第15号

令和2年3月23日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和56年条例第26号)第3条の規定に基づき、北本市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、諮問する事項が生じたときに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日から当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(平28規則15・令2規則11・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 北本市総合振興計画審議会委員名簿

区分	役職	氏名
第1号委員 (知識経験者)	第二次北本市地域福祉計画策定委員会委員長	あらい としたみ 新井 利民
	北本市環境審議会委員	さいとう ただとし 齋藤 忠俊 (～R2)
	北本市環境審議会委員	なりお こうじ 成尾 耕治 (R3～)
	第2期北本市教育振興基本計画検討会議委員	みねお としゆき 峯尾 敏之
	北本市子ども・子育て会議委員	ささめ えり 笹目 恵里
	北本市男女共同参画審議会委員	おかの たかし 岡野 高志
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	えのもと まさき 榎本 昌己
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	たけなか けんじ 竹中 健司
	北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	すずき ゆきのり 鈴木 敬徳 (～R2)
北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議 委員	みうら さだのり 三浦 貞則 (R3～)	
第2号委員 (公共的団体等の代表者)	北本市自治会連合会 会長	あきば きよし 秋葉 清
	北本市社会教育委員の会議 委員長	そめや みさお 染谷 幹雄 (～R2)
	北本市社会教育委員の会議 委員長	さとう とよあき 佐藤 豊明 (R3～)
	平成31年北本市成人式実行委員会 委員長	ひがの たくみ 日向野 拓海
第3号委員 (公募による市民)	公募による委員	えんどう けいいち 遠藤 慶一
	公募による委員	なかむら ちなつ 中村 千夏

※敬称略

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

(3) 諮問・答申

■ 諮問

北行行発第24号
令和3年7月21日

北本市総合振興計画審議会
会長 新井利民様

北本市長 三宮幸雄

第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（諮問）

北本市執行機関の附属機関に関する条例に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について
- 2 資料 別添のとおり

■ 答申

北総審発第7号
令和3年11月8日

北本市長 三宮幸雄様

北本市総合振興計画審議会
会長 新井利民

第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年7月21日付け北行行発第24号で諮問のありました第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、次のとおり答申します。

答 申

本審議会は、市長から諮問された第五次北本市総合振興計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、おおむね妥当であると認める。

今後、計画の推進にあたっては、別紙の本審議会意見に十分配慮され、着実な施策の実施に努められたい。

意見

総括的事項

全国的に人口減少社会を迎え、今後、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが明らかであり、その影響は、教育、福祉、地域経済、地域活動、都市基盤等、多様な分野に及ぶこととなる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会情勢の先行きは不透明であり、刻一刻と状況が変わる中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた行政運営が求められている。

このような困難な状況にある中で、将来都市像を実現するためには、基本理念にある「市民との協働によるまちづくりを進めること」が鍵になるといえる。

本市には、自然災害への高い強度や豊富な自然環境、コンパクトな市街地といった魅力的な地域資源があるほか、多くの市民が生涯学習活動に取り組むとともに、まちづくりへ高い参加意欲を持つ若い世代が育ってきている等、「緑にかこまれた健康な文化都市を築く」ことと、「市民一人ひとりが輝く」素地が、前期基本計画の取組を通して着実に整いつつある。

後期基本計画では、こうした素地を生かして持続可能なまちづくりを進めるため、対等な立場で協力して活動する「協働」の取組を通して、人と人とのつながりから新たな活力を生み出すことで、多様性に富んだ地域社会の形成が図られたい。

また、「後期基本計画の方向性」に沿って対内的なマネジメントを図るとともに、公共施設の老朽化への対応や新ごみ処理施設の整備、久保特定土地区画整理事業の推進等、市の抱える差し迫った行政課題に対しては、本計画に基づく施策・基本事業及び個別計画により、計画的かつ着実な実行を図られたい。

1 「子どもの成長を支えるまち」について

子どもの健やかな成長を支えるためには、時間軸に沿って子育てに係るすべての施策・基本事業を結合し、展開することが必要である。そして、成長過程において自己肯定感を高めていくことが最も重要である。

出産前後の妊婦への支援にはじまり、乳幼児の保健や子育て支援、学校教育や学校・家庭・地域の連携による教育について、長期的視点をもって適時適切に推進されたい。また、子ども自身が安心して生活することができるよう、子どもおよび保護者へ積極的に支援や情報を届けるなど、相談・支援体制の充実を図られたい。

2 「健康でいきいきと暮らせるまち」について

住民の抱える生活課題や福祉課題は、8050問題や生活困窮、地域での孤立等、複雑化・複合化するとともに顕在化しないことも多くあるため、行政の縦割りの組織体制や受動的な相談体制では、効果的な支援を行うことは困難である。

そのため、こうした課題に対して、生活困窮、障がい、介護、保健等の行政の機能や、福祉に関係する支援団体等をオーガナイズし、積極的かつ包括的に支援する取組を実践されたい。また、すべての市民の生涯学習活動や文化・スポーツ活動、経済活動等への参加

を推進することや、住民同士が関わり合う機会を充実することで、誰もが健康でいきいきと暮らせる共生のまちづくりを推進されたい。

3 「みんなが参加し育てるまち」について

市政への市民参画と市民と行政との協働の推進については、いうまでもなく市政運営の基本であることから、政策1から政策7までにおけるありとあらゆる分野において推進されたい。

協働を進めるためには、市民と行政との意思疎通をしっかりと行うことが不可欠である。そのための職員の資質向上にさらに努められたい。

また、協働による取組が進み、多様性に富んだ地域社会を形成するために、すべての人の人権が尊重され、個性と能力が十分に発揮できる環境づくりに努められたい。

4 「快適で安心・安全なまち」について

将来にわたって快適で安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるために、都市基盤、環境、防災、防犯、交通といった多岐にわたる分野の充実が重要である。

都市基盤については、インフラの充実を図るほか、市街地の空き家や空き店舗等の既存ストックとともに、公共交通の活用策を充実し、コンパクトかつ利便性の高いまちづくりを推進されたい。

また、地震や風水害等、自然災害の脅威が高まる中、引き続き防災対策を推進するとともに、災害発生時に、行政をはじめ、地域社会や地域経済が機能不全に陥らずに維持される仕組みの構築に努められたい。

このほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再エネ利用や資源循環等の取組について、計画的に推進されたい。

5 「活力あふれるまち」について

人口減少や高齢化に伴い、産業全般において、労働力不足や市場縮小のほか、後継者不足による事業承継が問題となっている。また、働き方改革の実現に向けた取組が促進される中、働き手一人ひとりの意欲・能力が十分に発揮できる労働環境を整備することが課題である。

これらの課題への対応を通して多様な形態の雇用を実現することで、労働力不足の解消を図るとともに、労働生産性の向上や事業承継支援に取り組み、市内の経済成長を促進されたい。

また、物流機能の利便性が向上する上尾道路（上尾バイパス）の開通を見据え、産業用地の創出に取り組み、引き続き、本市の活性化に寄与する企業の誘致に努められたい。

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

6 「健全で開かれたまち」について

開かれたまちづくりのために、多様なメディアを活用し、市民のあらゆる世代にわかりやすく情報提供することが重要である。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を進めていくための課題は多い。人口減少により漸減する歳入の確保策を充実するとともに、今後、更新の費用等が大きな負担となってくる公共施設等の公共財産を、適切に維持管理する必要がある。

このほか、限られた資源を有効に活用するため、自治体デジタル・トランスフォーメーション(自治体DX)を積極的に推進して情報を有効かつ適切に活用できるようにするとともに、新たな広域行政の取組や官民のパートナーシップを推進し、事業の質を高めるマネジメントを実践されたい。

7 「人口減少に対応するためのリーディングプロジェクト」について

リーディングプロジェクトについては、組織横断的で機動性・柔軟性に富んだ体制により、長期的視点をもって、積極的な施策の展開に努められたい。

市内にある魅力的な地域資源に目を向け、若い世代がまちに愛着を持てるよう若者の移住・定住・交流を促進するとともに、子育てに関しては、政策1に掲げる施策・基本事業を中心に、若い世代の生活に即した支援策を展開されたい。

(4) 北本市行政経営会議設置規程

平成29年5月8日

訓令第6号

改正 平成30年3月30日訓令第1号

令和元年9月30日訓令第5号

令和元年11月20日訓令第6号

令和2年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 行政経営の観点から市の基本的な方針及び政策等について迅速かつ的確に判断するとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、北本市行政経営会議（以下「行政経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 行政経営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市の総合振興計画並びに総合振興計画に基づく重要な施策及び重要な事業計画に関すること。
- (2) 予算の編成方針及び予算案に関すること。
- (3) 施策評価、事務事業評価等の行政評価に関すること。
- (4) 行財政運営の基本方針に関すること。
- (5) 行財政改革に関すること。
- (6) 組織、人事、財政等の市政運営の基幹的制度の制定及び改廃に関すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、行政経営上、市長が必要と認める事項に関すること。

(令元訓令6・一部改正)

(組織)

第3条 行政経営会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 市長公室長、部長、参与、会計管理者、市長公室副参事、行政経営課長、財政課長及び総務課長

(平30訓令1・令元訓令5・令2訓令6・一部改正)

(会議)

第4条 市長は、必要に応じて行政経営会議を招集し、これを主宰する。

- 2 市長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長がその職務を代理する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(臨時の出席者)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる職にある者以外の者を出席させることができる。

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資
料
編

(決定事項の周知及び遵守等)

第6条 行政経営会議の決定事項は、速やかに職員全体に周知するものとする。ただし、当該決定事項の内容が機密を要すると認められるものについては、この限りでない。

2 前項の決定事項を所管する部課長等は、当該決定事項を遵守し、速やかに処理しなければならない。

(進捗状況の報告)

第7条 前条第2項に規定する部課長等は、当該決定事項の進捗状況について、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 行政経営会議の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(令2訓令6・一部改正)

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行政経営会議の議事及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(北本市行政改革推進本部設置規程の廃止)

2 北本市行政改革推進本部設置規程(昭和56年要綱第17号)は、廃止する。

附 則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年訓令第5号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会設置要綱

令和元年10月18日市長決裁

令和2年 4月 1日改正

令和3年 4月 1日改正

(設置)

第1条 第五次北本市総合振興計画後期基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、当該計画に係る事項について調査し、及び計画案について幅広く検討するため、第五次北本市総合振興計画後期基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 計画に係る事項の調査及び計画案の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画を策定するに当たって必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、別表第1に定めるとおりとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表第1に定める者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月18日から施行する。
- 2 この要綱は、第五次北本市総合振興計画後期基本計画書の完成した日が属する年度の末日をもって廃止する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

別表第1

委員長	行政経営部副部長
副委員長	市民経済部副部長
委員	市長公室副参事
委員	総務部総務課長
委員	福祉部副部長
委員	健康推進部副部長
委員	都市整備部都市計画政策課長
委員	教育部教育総務課長

4 第五次北本市総合振興計画後期基本計画期間内に策定または改定する計画一覧

計画名	内容	関連する政策
第三期北本市子ども・子育て支援事業計画	子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その関連業務の円滑な実施に関する計画	1
第3期北本市教育振興基本計画	教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項についての計画	1・2・5
北本市第七期障害福祉計画・北本市第三期障害児福祉計画	障害福祉サービスの提供体制及び障害児通所支援、障害児相談体制の確保等を円滑に実施するための計画	1・2
第三次北本市地域福祉計画	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進等、地域福祉に関する事項を一体的に定める計画	2
次期北本市みんないきいき！健康なまちづくりプラン（健康増進計画・食育推進計画）	健康増進及び食育の推進のための施策を定める計画	2
北本市第四期特定健康診査等実施計画	国保被保険者の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法、実施目標等を設定する計画	2
次期北本市国民健康保険データヘルス計画	健康・医療情報を活用し、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画	2
北本市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画	高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を明らかにするとともに、要支援・要介護認定者数や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等について明らかにする計画	2
第四次北本市生涯学習推進計画	市の生涯学習に関する考え方や具体的な施策の体系を明らかにして、生涯学習を推進するための基本的な方向性を定める計画	2
次期北本市スポーツ推進計画	スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	2
次期北本市市民公益活動推進計画	市民公益活動の推進のための施策を定める計画	3
第六次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）	総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱等を定める計画	3
第5次北本市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進のための施策を定める計画	4

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

5 地方創生 SDGs ローカル指標リスト

国が示した「地方創生 SDGs ローカル指標リスト 2019 年 4 月版（暫定版）」のうち、後期基本計画において設定した指標は以下のとおりです。

ゴール		ローカル指標		施策の成果指標・基本事業の指標			
1	貧困をなくそう	1.4.2	空き家率	基本事業	4-1-2	良好な住環境 および景観の誘導	特定空家数
2	飢餓をゼロに	2.2.2	5歳未満の子供の栄養失調の蔓延度※	施策	1-3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	栄養状態の不良な子どもの割合
		2.3.1.1	農業就業人口当たりの農業算出額	基本事業	5-1-1	付加価値の高い農業・商業・工業の推進	農業従事者一人当たりの農業算出額
3	すべての人に健康と福祉を	3.6.1	道路交通事故による死亡率	施策	4-5	防犯・交通・消費者対策の強化	人口千人当たりの交通事故件数
		3.X	国民健康保険診療費（被保険者1人当たり）	基本事業	2-5-2	国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険被保険者の一人当たり医療費
4	質の高い教育をみんなに	4.6.1.1	小学生の国語・数学・理科の平均正答率	基本事業	1-5-1	確かな学力の育成	学力テストにおける児童正答率（県平均値との比較）
		4.6.1.2	中学生の国語・数学・理科の平均正答率				学力テストにおける生徒正答率（県平均値との比較）
5	ジェンダー平等を実現しよう	5.4.1.1	家事に従事する人の割合	基本事業	3-3-3	男女共同参画の推進	家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）
		5.4.1.2	待機児童数割合	基本事業	1-1-1	保育サービスの充実	保育所（園）待機児童数
6	安全な水とトイレを世界中に	6.3.1	下水道処理人口普及率	基本事業	4-4-3	公共下水道（汚水）の整備	公共下水道整備率 水洗化率
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2.1	最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率	基本事業	4-3-1	脱炭素社会・循環型社会に向けた取組の推進	再生可能エネルギーの普及率

ゴール		ローカル指標		施策の成果指標・基本事業の指標			
8	働きがいも 経済成長も	8.1.1.1	人口当たりの 県内総生産	施策	5-1	農業・商業・ 工業の振興	就業者一人当たり 市内純生産
		8.4.1	1人1日当たり のごみ排出量 (家庭部門)	基本 事業	4-3-2	廃棄物の適正な 処理の確保	市民一人 1日当たり のごみ排出量
		8.4.2					
		8.5.2	失業率	施策	5-3	就労対策の充実	市内失業率
9	産業と 技術革新の 基盤を つくろう	9.1.1.1	舗装道路割合	基本 事業	4-4-1	生活道路の 整備充実	生活道路の舗装率
		9.2.1.1	人口当たりの 製造業粗付加 価値額	基本 事業	5-1-1	付加価値の高い 農業・商業・ 工業の推進	付加価値額 (製造業)
11	住み続け られる まちづくりを	11.2.1.1	鉄道・電車・ バスの利用割合	基本 事業	4-1-5	鉄道輸送力の活用	人口に対する1日当 たりの北本駅利用者割合
				基本 事業	4-1-6	市内公共交通の確保	デマンドバス利用数
		11.3.1.3	人口社会増減	L P	1	「若者の移住・定住・ 交流促進」	25歳から34歳 までの女性の 社会増減
		11.5.1	災害等の自然外 因による死亡者 割合	施策	4-6	消防・防災の充実	災害による 負傷者数および 死亡者数
		11.6.1	廃棄物の最終処 分割合	基本 事業	4-3-2	廃棄物の適正な 処理の確保	排出したごみの 処理率
		11.7.1.1	面積当たりの 図書館数	基本 事業	2-6-2	生涯学習施設の 適切な管理と 利用促進	市民一人当たりの 図書館利用回数
		11.7.1.8	人口当たりの 公園面積	基本 事業	4-1-1	公園の整備充実と 緑地の保全	市民一人当たりの 都市公園面積
		11.X	人口10万人 当たりの 火災死傷者数	施策	4-6	消防・防災の充実	火災による 負傷者数および 死亡者数
12	つくる責任 つかう責任	12.2.1	1人1日当たり のごみ排出量 (家庭部門)	基本 事業	4-3-2	廃棄物の適正な処理 の確保	市民一人 1日当たり のごみ排出量

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

ゴール		ローカル指標		施策の成果指標・基本事業の指標			
13	気候変動に具体的な対策を	13.1.1	災害等の自然外因による死亡者割合	施策	4-6	消防・防災の充実	災害による負傷者数および死亡者数
		13.2.1.1 13.3.2.1	温暖化対策地方実行計画における緩和策の策定の有無	施策	4-3	環境に優しいまちづくり	温室効果ガスの総排出量（市全体）
15	陸の豊かさを守ろう	15.3.1	耕作放棄地面積割合	基本事業	4-2-1	優良農地の保全	耕作放棄地率
16	平和と公正をすべての人に	16.1.4.1	人口当たりの刑法犯認知件数	施策	4-5	防犯・交通・消費者対策の強化	人口千人当たりの犯罪件数
		16.2.1.1	20歳未満人口当たりの児童虐待相談の対応件数	基本事業	1-3-3	要配慮家庭への支援の充実	地域からの年間通告・相談件数
17	パートナーシップで目標を達成しよう	17.4.1	実質公債費比率	基本事業	6-3-3	健全な財政運営と資産管理	実質公債費比率

6 用語解説

数字・アルファベット		該当ページ
65歳健康寿命	65歳になった人が、その後自立して過ごせる期間のことで、具体的には、要介護2になる前までの平均の期間のこと。	29、56、116、117、128
8050問題	ひきこもりの子と、その親が高齢となり、収入や介護等生活上の課題を抱える問題のこと。	54
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能を表す。認識や推論等、人間が持つ能力をコンピューターでも可能にする技術のこと。	10、106、132
DX	Digital Transformation の略で、業務を改善した上で、デジタル技術を活用することにより、組織、企業文化・風土等を変革することをいう。	10、11、27、37、106、132
GIGAスクール	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指すもの。	50
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。IT（情報技術）に「コミュニケーション」が加わることで、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	50、51、88、100、102、104、106
IoT	Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれる。日常生活や経済活動の中にあるあらゆる「モノ」がインターネットでつながり、遠隔で操作・制御したり、データを収集してビッグデータとして活用したりできる仕組みのこと。	88
mGAP	住民の地域への推奨・参加・感謝の意欲を定量化したもの。この数値を測ることにより「地域に真剣になる力」「地域を持続させる熱を持ったしなやかな土台」の強さを可視化することをねらいとする。	109
PDCAマネジメントサイクル	Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）Act（改善）のサイクルを通じて、目標の達成に向けて効果的に業務を推進していくための管理手法のこと。	27、105、118
RPA	Robotic Process Automation の略で、ロボット（ソフトウェア）を使って人間が行っていた業務を代行・自動化するもの。	106、132

I
序
論II
後期
基本
計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期
北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略資料
編

SNS	Social Networking Service の略で、様々な事業者により提供される利用者間でのコミュニケーションのためのサービスのこと。	93、95、100、101、109、125
SOGI	性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) のこと。	11
Society5.0	狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会を指す。IoT、AI、ビッグデータ等、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく社会の実現を目指している。	10
あ 行		
アウトリーチ	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。	55
アダプトプログラム	市民と行政との協働による継続的な美化活動の仕組みのこと。	71
インキュベーション	起業や新事業の創出を支援し、その成長を促進させること。	109
インクルーシブ教育	障害者の権利に関する条約に基づき、障がいのあるなしに関わらず、教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えた的確な教育を提供する教育のこと。	75
オープンデータ	行政機関等が保有する公共データを「機械判読に適したデータ形式」で、誰もが二次利用を可能とするルールの下公開されたデータのこと。	70、100、101、132
オフグリッド	独立した方法でエネルギー等を自給自足する状態のこと。	110
か 行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らし、森林等による吸収分を差し引いた排出量を実質ゼロにすること。	11、82、83
学習到達度調査 (PISA)	義務教育修了段階において、これまでに身に付けてきた知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを測ることを目的として、OECD (経済協力開発機構) が実施する調査。	50
関係人口	定住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域住民と多様に関わる人々。地域に関わってくれる人々のこと。	10、124
クラウドファンディング	インターネット経由等で不特定多数の人から資金を調達する手法のこと。	37、105

合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均に相当する。	15、16、17、29、115、117
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のこと。	20、21、22、105
合理的配慮	教育や就業、地域生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。障がいのある人から求められた場合、行政・学校・企業等の事業者は過度な負担にならない範囲で合理的な配慮を行うことが求められている。	100
交流人口	通勤・通学や買い物、観光等でその地域を訪れる人のこと。「定住人口」に対する概念のこと。	93
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。	48、49
コワーキング	個人事業主等が事務所スペース等を共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルを指す。	110
さ 行		
サーキュラーエコノミー	循環経済のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。	110
ジェンダー	生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す。	12、74
実質公債費比率	地方公共団体の財政規模に対し、借入金の返済額（公債費）が占める割合。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。	21、105
シティプロモーション	まちを持続的に発展させていくために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源をまちの内部で活用可能にしていくこと。	24、95、109、117、129
シティプロモーション 地域内メイン アプローチ対象	口コミ・SNS等による情報発信力が高く、人口減少が特に顕著な25歳から34歳までの女性。	109
児童	児童福祉法では満18歳に満たない者、学校教育法では満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者（学齢児童）を指す。	29、48、49、50、51、74、126、130

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資
料
編

市内総生産	市内の生産活動により生み出された付加価値の総額で、国のGDPにあたるもの。	18、30、116、117
将来負担比率	地方公共団体の財政規模に対し、将来負担すべき負債額が占める割合。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。	21、105
スタートアップ	新しいアイデアや革新的サービスで市場を開拓し、短期間で成長する企業や事業のこと。	109
性的少数者	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）等、性的指向や性自認において、社会的には少数派となる人たちのこと。	74
生徒	学校教育法では、小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者（学齢生徒）を指す。	29、30、48、49、50、51、127、130
セキュリティインシデント	情報の漏えい、紛失、盗難といったセキュリティにおける事件・事故のこと。	102
た 行		
団塊ジュニア世代	1971～1974年（昭和46～49年）頃の第二次ベビーブームに生まれた世代を指す。団塊の世代の子ども世代にあたる。	58
団塊の世代	1947～1949年（昭和22～24年）頃の第一次ベビーブームに生まれた世代を指す。他世代に比較して人数が多い。	58
地域共生社会	住民が抱える福祉課題に対し、ボランティア、NPO、地域活動団体等が分野を超えてつながり支援することで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	37、54、55
地域経済循環率	生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。	18、92、93、122
デジタルアーカイブ	有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存・活用すること。	95
デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。情報格差。	64
東京圏	国土交通省が作成する「首都圏整備に関する年次報告」（首都圏白書）において、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県1都3県の区域と定義されている。	10、114

な 行		
認定こども園	就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認可施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型および地方裁量型の4類型がある。	42、46
は 行		
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。	21
フォロワー	ソーシャルメディアにおいて、特定のユーザーの投稿内容を見られるように登録した人のこと。	101、125
扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。	20
ら 行		
ローカル・アイデンティティ	地域住民としての自己認識、地域への帰属意識のこと。	10

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略資
料
編



第五次北本市総合振興計画
後期基本計画

令和4年3月 発行

北 本 市

〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111

【電話】048-591-1111(代表)

【FAX】048-592-5997(代表)

北本市
kitamoto city